

平成 23 年

第 1 回美浜町議会定例会会議録

平成23年 3 月 2 日 開会

平成23年 3 月17日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

平成23年第1回美浜町議会定例会会議録目次

3月2日(水曜日)第1号	
議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	2
欠員	2
説明のため出席した者の職、氏名	2
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
平成23年度の施政方針について	4
諮問第1号から議案第25号まで26件一括提案説明	6
散 会	14
3月4日(金曜日)第2号	
議事日程	15
会議に付した事件	15
会議に出欠席した議員	15
欠員	15
説明のため出席した者の職、氏名	15
職務のため出席した者の職、氏名	15
開議の宣告	16
町政に対する一般質問	16
11番 丸田博雅君	16
1 防災対策について。	
(1) 同報無線の運用開始の時期と、受信機等の数は。	
(2) 同報無線整備事業費の総額と、今後のメンテナンスを含めた経費は、どれ位予想されるか。	
(3) 同報機能以外に、地域放送の活用について、どのような考えがあるか。また、近隣市町で運用している所があるか。	
(4) 自主防災対策意識の重要性が求められるが、地域防災訓練など、町としてどのような支援・指導を考えているか。	
(5) 地震等災害発生後の対応・対策について、関係機関との連携、連絡組織はあるのか。	
2 知多南部地域発展に必要な道路建設、整備を問う。	
(1) 知多東部線、西部線及び県道内海美浜線の早期建設・整備の現状はどうか。	
7番 千賀荘之助君	22

- 1 小学校の外国語活動の必修化について。
- (1) 外国語は英語が主体かどうか。
 - (2) 英語以外にも他の言語を検討する考えはあるか。
 - (3) 指導する先生方はどのような授業を行うのか。
 - (4) 関東地方では、1年生から対面方式で成果をあげている学校があると聞いている。美浜町ではどう考えているか。
- 2 過去の一般質問のその後について。
- (1) 平成13年12月議会で、小野浦から細目、柿並間の生活道路整備を質問したが、その後はどうなっているか。
 - (2) 平成14年3月議会で、富具崎川右岸道路の海岸に通じる道路拡幅を質問したが、その後はどうなっているか。
 - (3) 平成16年3月議会で、男女共同参画社会の推進について質問したが、その後はどうなっているか。
- 3番 山本辰見君 27
- 1 高齢者がいきいきと暮らせるように、老人福祉センターを創設されたい。
 - 2 「食と健康の館」の製塩事業について、なぜ南知多から運んでいるのか。
 - 3 漁場活性化総合対策事業交付金の内容と目的、予算の執行状況を明らかにされたい。
- 12番 島田昭夫君 36
- 1 平成23年度一般会計当初予算について。
 - (1) 町長が、23年度予算で特に強調したいものは何か。
 - (2) 具体的に歳出で意識的に増額したものは何か。増額を余儀なくされたものは何か。また、減額したものは何か。その理由は何か。
 - (3) 2～3年の間に、大きく予算を充当するような投資的事業計画はあるのか。
 - (4) 美浜町にとって、基金残額と町債の残高は、いくらぐらいが適正と考えるか。
 - (5) 23年度は、経常収支比率はどれほどとなるか。
 - (6) 23年度予算が計画どおり執行されたとして、美浜町の財政状況はどのようになると予測するか。
 - (7) 依存財源の、国・県からの支出金について、将来にわたり懸念されることはないのか。
 - (8) 予算案を作成する段階で、町民代表の議員と話し合うことはできないか。
- 4番 鈴木美代子君 44
- 1 まちの活性化対策を。
 - (1) 住宅リフォーム助成制度をやってみないか。
 - (2) 都市計画税の減税を。
 - 2 学童保育の再開を。
 - 3 高齢者実態調査を実施する考えは。
- 2番 杉浦 剛君 53
- 1 遊休農地解消及び耕作放棄地対策について。

2	鳥インフルエンザ対策について。	
3	町民の防災意識を高める方法は。	
5 番	石田秀夫君	6 2
1	農業振興地域内の開発について。	
6 番	江元梅彦君	6 4
1	山下町政 4 年間の実績について。	
(1)	21年度の 5 町の普通会計決算状況で、公債費比率、積立金現在高、経常収支比率は最 下位、歳出総額に占める人件費の割合は最高という状況をどのように分析している か。また改善策は。	
(2)	21年度の 5 市 4 町への転出状況は。また、平成23年度の保育料をどのように見直しし たか。	
(3)	町長の言う「共創・共働の視点を重視したまちづくり」と、前町長が提唱した各地区 の「地域まちづくり推進委員会」を始めとする多くのボランティア団体の活動と何が 違うのか。	
2	テレビ放送の地デジ化対策について。	
(1)	町としてどのような広報を考えているか。	
(2)	デジタル放送の電波を受信できない地域を把握しているか。	
(3)	テレビ放送各社に難視聴地域への共同受信アンテナ設置等の要望や、CATV会社に 地上波のみ視聴可能な料金割引制度の導入など、交渉する用意はあるか。	
散 会	7 1
3月9日（水曜日）第3号		
議事日程	7 3
会議に付した事件	7 4
会議に出欠席した議員	7 4
欠員	7 4
説明のため出席した者の職、氏名	7 4
職務のため出席した者の職、氏名	7 4
開議の宣告	7 4
石田秀夫君に対する懲罰の件（提案説明・質疑・委員会付託）	7 5
議案第15号 平成22年度美浜町一般会計補正予算（第5号）の撤回について	7 8
諮問第1号（質疑・討論・採決）	7 8
同意第1号（質疑・討論・採決）	7 9
議案第2号（質疑・討論・採決）	7 9
議案第3号（質疑・討論・採決）	8 0
議案第4号（質疑・委員会付託）	8 1
議案第5号（質疑・委員会付託）	8 1
議案第6号（質疑・委員会付託）	8 1

議案第7号(質疑・委員会付託)	8 1
議案第8号(質疑・委員会付託)	8 2
議案第9号(質疑・委員会付託)	8 2
議案第10号(質疑・委員会付託)	8 2
議案第11号(質疑・委員会付託)	8 2
議案第12号(質疑・委員会付託)	8 3
議案第13号(質疑・委員会付託)	8 3
議案第14号(質疑・委員会付託)	8 3
議案第26号(提案説明・質疑・委員会付託)	8 4
議案第16号(質疑・委員会付託)	8 4
議案第17号(質疑・委員会付託)	8 5
議案第18号(質疑・委員会付託)	8 5
議案第19号から議案第25号まで7件一括(質疑・委員会付託)	8 5
発議第1号(提案説明・質疑・討論・採決)	1 1 6
発議第2号から発議第3号まで2件一括(提案説明・質疑・討論・採決)	1 1 7
発議第4号から発議第5号まで2件一括(提案説明・質疑・討論・採決)	1 2 0
散 会	1 2 4

3月17日(木曜日)第4号

議事日程	1 2 5
会議に付した事件	1 2 6
会議に出欠席した議員	1 2 6
欠員	1 2 6
説明のため出席した者の職、氏名	1 2 6
職務のため出席した者の職、氏名	1 2 6
開議の宣告	1 2 6
石田秀夫君に対する懲罰の件(委員長報告・質疑・討論・採決)	1 3 0
議案第4号から議案第8号まで5件一括(委員長報告・質疑・討論・採決)	1 3 1
議案第9号から議案第10号まで2件一括(委員長報告・質疑・討論・採決)	1 3 4
議案第11号から議案第14号まで4件一括(委員長報告・質疑・討論・採決)	1 3 5
議案第26号(委員長報告・質疑・討論・採決)	1 3 8
議案第16号から議案第17号まで2件一括(委員長報告・質疑・討論・採決)	1 3 9
議案第18号(委員長報告・質疑・討論・採決)	1 4 0
議案第19号(委員長報告・質疑・討論・採決)	1 4 1
議案第20号から議案第22号まで3件一括(委員長報告・質疑・討論・採決)	1 4 9
議案第23号から議案第25号まで3件一括(委員長報告・質疑・討論・採決)	1 5 2
議会閉会中の継続調査事件について	1 5 3
石田秀夫君に対する懲罰の件(提案説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・採決)	1 5 4

平成23年 3 月 2 日（水曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

平成23年3月2日（水曜日） 午前9時00分 開議

議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 平成23年度の施政方針について
- 日程第4 諮問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦について
- 同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第2号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 議案第3号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 議案第4号 美浜町部設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第5号 美浜町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第6号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 美浜町交通安全条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 美浜町企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 町道路線の廃止及び認定について
- 議案第15号 平成22年度美浜町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第16号 平成22年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第17号 平成22年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第18号 平成22年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 議案第19号 平成23年度美浜町一般会計予算
- 議案第20号 平成23年度美浜町国民健康保険特別会計予算
- 議案第21号 平成23年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第22号 平成23年度美浜町介護保険特別会計予算
- 議案第23号 平成23年度美浜町土地取得特別会計予算
- 議案第24号 平成23年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算
- 議案第25号 平成23年度美浜町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

本日の出席議員（14名）

1番	森川元晴君	2番	杉浦剛君
3番	山本辰見君	4番	鈴木美代子君
5番	石田秀夫君	6番	江元梅彦君
7番	千賀莊之助君	10番	山本和久君
11番	丸田博雅君	12番	島田昭夫君
13番	谷川梅太郎君	14番	山本又市君
15番	磯部輝次君	16番	家田昇君

欠席議員（1名）

8番 斎藤尚弘君

欠員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名（24名）

町長	山下治夫君	副町長	畑中高治君
教育長	山田道夫君	会計管理者	野田信之君
総務部長	石川達男君	厚生部長	久野元嗣君
建設部長	家田兵蔵君	経済環境部長	榊原茂君
教育次長	神谷信行君	水道部長	田口信行君
総務課長	山森隆君	検査財政課長	牧守君
企画課長	初山博資君	税務課長	大岩哲治君
住民福祉課長	岩本修自君	保険課長	岩瀬知平君
健康推進課長	飯味拓次君	農業水産課長	森川幸二君
商工観光課長	永田哲弥君	環境保全課長	斎藤博君
土木課長	片岡勝君	都市計画課長	斎藤功君
社会教育課長	伊藤昭一君	学校給食センター所長	沼田和彦君

職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	森田篤君	議会係長	日比郁夫君
--------	------	------	-------

〔午前9時00分 開会〕

議長（谷川梅太郎君）

皆さん、おはようございます。

平成23年第1回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただき、ありがとうございます。

けさは少し肌寒くも感じましたが、きのうからの雨が上がりまして、春の日差しがまぶしく、すがすが

しい朝でありました。

本定例会は、本年度最後の会議であります。また、来年度の大切な予算を決める会議であります。皆様の議論・審査、よろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年第1回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に8番 斎藤尚弘君より、親族の葬儀のため欠席の届けがありました。

次に、本定例会に知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。

次に、監査委員より、平成22年11月分、12月分及び平成23年1月分に関する現金出納検査結果の報告及び定期監査、財政的援助団体の監査の結果の報告がありましたので、報告書の写し、並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表をお手元に配付しましたから御確認願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長から諸般の報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長、報告願います。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

おはようございます。

それでは早速でございますが、諸般の報告をさせていただきます。

最初に、美浜町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

現在、開会中の国会において地方税法改正法案が上程審議中でありまして、例年のように年度末の成立、施行が見込まれております。改正案の概要としまして、個人住民税では、合計所得金額400万円超の納税義務者の成年扶養親族に係る扶養控除について、負担調整措置等を講じた上で廃止、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除の廃止、固定資産税につきましては、税負担軽減措置の見直しに係る廃止、延長等が予定されております。地方税法の一部改正にあわせて本町税条例の一部を改正いたしたく、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

改正案の概要としましては、固定資産税の改正にあわせて税負担軽減措置の見直しによる廃止、延長等がございます。町税条例の一部改正同様、地方税法の一部改正にあわせて対応をいたしたく、専決処分をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、諸般の報告を終わらせていただきます。

〔降 壇〕

議長（谷川梅太郎君）

以上で、町長の諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（谷川梅太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において6番 江元梅彦君、15番 磯部輝次君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（谷川梅太郎君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの16日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月17日までの16日間と決しました。

日程第3 平成23年度の施政方針について

議長（谷川梅太郎君）

日程第3、平成23年度の施政方針についてであります。

町長、登壇願います。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

平成23年第1回美浜町議会定例会の開会に当たり、私の町政運営に対する所信と予算の大綱を申し述べ、議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

町長に就任させていただいて4度目の予算を編成させていただきました。

町民の皆様から御支持をいただき、町長に就任して以来、町民の皆様が住んでよかったと実感できるまちづくりを目指し、町政に臨む姿勢を、町政の変革を求めたまちづくり、町民との対話を重視して、身の丈に合った行政に取り組むことを基本姿勢としてお示しし、そして「ひと・まち・自然・健康」をメインテーマに、行財政の健全化と、安心・安全なまちづくりを第一に、これまで町政に取り組んでまいりました。

この間、議員の皆様、並びに町民の皆様から多大な御支援・御協力をいただきましたことに感謝申し上げます。今後も引き続き、取り組みを進めてまいりたいと考えています。

さて、地方を取り巻く環境は、景気の低迷が長引く中で、100年に1度と言われる世界金融危機などにより地域経済は大きな打撃を受けているとともに、国・地方の財政環境は著しい悪化が続くなど、年々厳しさを増している状況ではあります。さらに、国において政権交代が行われ、地域の自己決定・自己責任による地域づくりの推進を趣旨とする「地域主権」という考え方で、国の形を変える一大改革に取り組まれてはいますが、今後の国及び地方公共団体のあるべき姿が示されていません。

地方分権が進む中、各自治体には、より一層の自己責任による行政運営が求められる時代となっており、とりわけ子供施策の充実や地域の活性化などの新たな住民サービスの構築につきましては、各自治体の地域の特性を生かした工夫が求められております。その取り組みと成果によっては、地域間の格差が確実に広がっていくことが予想されています。

本町の財政状況は依然として厳しく、景気の低迷により税収も落ち込んでおりますが、安定した町政を目指

し、継続して行財政改革に力を入れてきたことにより、その成果を見ることができるようになったと思っています。

その一端を申し述べます。

第1に、行財政の健全化についてですが、事務事業の見直し、職員定数・地域手当の廃止等による歳出削減に加え、地方交付税及び地方交付税の代替措置である臨時財政対策債の増額拡充等により、ここ数年減り続けていた基金を平成22年度は積み立てることができるまでに改善いたしました結果、平成22年度末現在の財政調整基金残高は10億1,200万円になる見込みであります。なお、借入金残高は、平成19年度末62億円から平成21年度末56億円で、6億円を削減いたしました。

次に、安心・安全なまちづくりにつきましては、小・中学校等の公共施設の耐震化を初め、デジタル同報無線の整備等を着実に実施することができました。この同報無線の整備により、本町の災害対応能力は大きく向上し、災害に強いまちづくりが一層、図られるものと確信をしています。今後もさらなる安心・安全なまちづくりを目指してまいります。

平成23年度予算も、限られた予算で住んでよかったと実感できるまちづくりを実現するため、今何をすべきかを考え、行財政改革の断行による町財政の立て直しと、地域の活性化、健康に安心して暮らすことのできるまちづくりの実現に向けた予算を編成いたしました。

編成に当たっては、平成22年度に実施した国勢調査にも見られる町の人口減少という問題を深刻に受けとめ、特に、これから美浜町を担っていく若者世代、子育て世代に美浜町をついのすみか、安住の地として選択してもらえるような魅力ある施策をいかに打ち出し、活力ある美浜を持続していくかということに留意いたしました。

新規事業を中心に御説明いたします。

子ども医療費について、これまで小学校3年生までとしていた無料化を中学校3年生までに拡大いたします。開始時期は、作業準備等がございますので、10月からの実施を予定しています。

また、子育て支援といたしまして、町内6学区で乳児保育を実施できていなかった布土保育所でも乳児保育ができるように、今年度中に整備を進めることにあわせ、本年4月から3歳未満児の保育料の引き下げを行います。さらに、自由契約児の保育料についても、引き下げを行います。この引き下げ改定により、働きながら子育てをされている方はもとより、より多くの方が保育所を利用しやすくなるものと考えています。

さらに、児童・生徒を対象とした子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン・肺炎球菌ワクチンについて、個人負担なしで実施します。なお、肺炎球菌ワクチンの接種につきましては、子供だけでなく抵抗力の弱い80歳以上の高齢者についても半額程度の補助を実施いたします。

町の活性化のための施策といたしましては、平成26年度に改定される第5次美浜町総合計画の策定業務を、日本福祉大学と連携し実施していくほか、美浜町交流拠点基本構想を策定するための予算を計上いたしました。この美浜町交流拠点基本構想は、美浜町総合公園を中心とする地域において、これまで官民がそれぞれに展開してきた文化・教育・観光施設等の整備を今後は一体的に考え、より集客力のある活性化した地域にしていくための計画を策定するもので、現在、愛知県道路公社により整備が計画されています南知多道路美浜パーキングを取り込んだゾーニングを考えています。

さらに、婚活支援事業を新たに展開してまいります。観光対策といたしましては、奥田北トイレを建設いたします。また、野間灯台に、恋人同士がかぎを取りつけることができるモニュメントを備えたふれあい広場を整備いたします。

消費者対策といたしまして、相談窓口を新設いたします。

なお、町の活性化の推進、安心・安全なまちづくり等々の多くの課題を解決するために、庁舎内事務機構を見直し、企画部及び防災安全課の新設等の改革を行います。

このほか地元議員を初め、地域の方々、PTA等から御要望のあったもののうち、河和中学校の柔剣道場、木工金工教室の建設に必要な設計委託、観光総合センターへの自動扉の設置、河和駅前駐輪場の整備、緑のカーテン事業、小・中学校に電子黒板の設置、情報教育アドバイザーの配置、消防団員の作業靴の更新、食と健康の館のホームページの更新、ブックスタート事業及び知多南部広域環境組合の分担金等を計上いたしました。

さらに、国際交流事業につきまして、シンガポールの小・中学校との交流を引き続き行い、国際理解と文化交流を培ってまいります。なお、学校間交流事業は、今年度から教育部で行ってまいります。

以上が、本年度の主要事業の概要であります。

続きまして、平成23年度当初予算の概要につきまして申し上げます。

初めに、一般会計予算について申し上げます。

平成23年度の一般会計の総額は70億1,600万円でございます。前年度当初予算に対し5,400万円、0.8%の減となりました。減額となりました主な要因でございますが、同報無線整備事業、小坂川歩道橋等を実施した普通事業費1億5,500万円の減及び人件費2,000万円、知多南部衛生組合等の組合負担金を含む補助費3,800万円の減であります。これに対し、増額要因は3歳未満、2万円の支給を計上した子ども手当が7,000万円の増、子ども医療費の無料化対象拡大による増2,200万円、外国人登録に係る住民基本台帳システムの改修に係る経費4,400万円、子宮頸がん等新たに実施するワクチン接種に係る経費4,000万円、地方議会議員年金制度の廃止に伴う追加負担が3,500万円であります。

特別会計につきましては、平成23年度より廃止となる老人保健特別会計を除く国民健康保険特別会計を初めとする5特別会計の予算総額は39億6,273万円で、前年対比6.2%の増となっております。

企業会計につきましては、水道事業会計、収入総額5億3,033万円、支出総額6億4,024万円で、前年対比は収入において0.6%、支出においても2.4%の減となりました。

これら一般会計、特別会計、企業会計を合わせた美浜町の予算総額は、支出額116億1,897万円で、前年対比1.4%の増となりました。

以上、新年度を迎えるに当たり、町政運営の基本的な方針、並びに主要施策・予算の概要を申し述べさせていただきました。今後も、地域の特性を生かしたまちづくりを推進するために、町民の皆様の知恵を活用させていただくなど、共創・協働の視点を重視したまちづくりに取り組んでまいります。

最後になりますが、町政を取り巻く環境は大変に厳しいときであります。自分が先頭に立ち、現場目線で優しい町政を心がけ、現状に立ちどまることなく、難局に立ち向かってまいる所存でございます。議会議員の皆様、並びに町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。平成23年度の施政方針とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって、平成23年度施政方針についてを終わります。

日程第4 諮問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてから

議案第25号 平成23年度美浜町水道事業会計予算まで26件一括提案説明

議長（谷川梅太郎君）

日程第4、諮問第1号、美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてから議案第25号、平成23年度美浜町水道事業会計予算まで、以上26件を一括議題とします。

以上26件について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明願います。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

本日御提案申し上げますのは、諮問第1号、美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてを初め26件でございます。全議案お認めいただきますようお願い申し上げ、早速提案理由の説明をさせていただきます。

初めに、諮問第1号、美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の委嘱につきましては、人権擁護委員法第6条の規定により、市町村長が推薦した者の中から法務大臣が委嘱することとなっており、現在、本町の委員は4名でございます。4名の委員のうち、岩田正明氏及び平野尚武氏の任期が平成23年9月30日で満了となります。

人権擁護委員法では年齢に関する制限はありませんが、法務局長及び地方法務局長に対する通達により、原則として、新任の人権擁護委員の場合は65歳以下、再任の場合は75歳未満の候補者を推薦するよう市町村長に要請するとなっております。

岩田正明氏につきましては、75歳を超え再任の推薦をすることができないため、後任として人格・見識ともに高く、広く社会の情勢に通じています野田明雄氏を、また平野尚武氏につきましては、引き続き推薦させていただきたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、同意第1号、美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、現在委員としてお願いいたしております奥村賢一氏が、来る3月31日をもちまして任期満了となりますが、引き続き住民の代表として奥村賢一氏を選任させていただきたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の御同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては地方税法第423条第6項の規定に基づき、平成23年4月1日から平成26年3月31日までとするものでございます。

次に、議案第2号、愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでございますが、愛知県市町村職員退職手当組合の構成団体であります幡豆郡一色町、吉良町、幡豆町が平成23年4月1日に西尾市と合併することにより、同3町と幡豆郡消防組合及び西尾幡豆広域連合を平成23年3月31日をもって脱退させることとし、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて、組合を組織する団体の議会の議決が必要なため、お願いするものでございます。

なお、施行日につきましては、平成23年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第3号、愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでございますが、平成23年4月1日に幡豆郡一色町、同郡吉良町及び同郡幡豆町が廃され、その区域が西尾市に編入されることに伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少させ、愛知県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、関係市町村の議会の議決が必要なため、お願いするものでございます。

次に、議案第4号、美浜町部設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、機構改革により企画部を新設するため、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容といたしましては、第2条において企画部を追加し、第3条において総務部の事務分掌を総務部と企画部にそれぞれ分けさせていただくものでございます。

施行日につきましては、平成23年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第5号、美浜町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてでございますが、事務機構の見直しによりまして、当審議会の事務局を総務課から秘書広報課へ変更するため、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

施行日につきましては、平成23年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第6号、美浜町職員の給与に関する条例及び美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、病気休暇制度の取り扱いについて人事院規則の一部改正が行われ、平成23年1月1日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしまして、病気休暇により勤務しない期間が90日を超えた場合、給料月額を半減する規定の中で、結核性疾患による病気休暇については、その期間を1年とする特例を廃止し、勤務しない期間の範囲及び給与の減額に関し、必要な事項を規定で定めることとする規定を新設するものでございます。

施行日につきましては、平成23年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第7号、美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてでございますが、河和港観光総合センター及び美浜町産業会館の利用を適正かつ円滑に行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、平成23年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第8号、美浜町交通安全条例の一部を改正する条例についてでございますが、高齢者の交通事故防止の推進及び飲酒運転根絶への普及啓発活動のため、町民全体の意識高揚を図るため改正をさせていただくものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第9号、美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例についてでございますが、改正の内容といたしましては、子供福祉の増進を図るため、町独自で通院医療の対象年齢を中学校3年生まで拡大するものでございます。

なお、施行日につきましては、平成23年10月1日から施行するものでございます。

次に、議案第10号、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法施行令が改正され、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられたことに伴う課税限度額の改正及び医療分、支援分並びに介護分の収入割合と支出割合の不均衡を調整するため、所得割額、資産割額、世帯別平等割額、被保険者均等割額等の改正を行うものでございます。

施行日につきましては、平成23年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第11号、美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、土地所有者等が管理する土地に廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに県や町に通報する努力義務を加えるため、本条例を改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、平成23年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第12号、美浜町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてでございますが、企業立地奨励金の交付を、現行の3年間から5年間に延長し促進の強化を図り、早期の企業立地を実現するため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、平成23年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第13号、美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、事務機構の見直しによりまして、水道部として独立していた機構を建設部にて所管することに伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

施行日につきましては、平成23年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第14号、町道路線の廃止及び認定についてでございますが、今回の主なものといたしましては、現地調査に伴う町道路線の廃止及び認定でございます。これらの道路の廃止及び認定につきましては、道路法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第15号、平成22年度美浜町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ92万2,000円を増額し、補正後の予算総額を75億7,532万3,000円とするものでございます。

第2条におきましては、今回の補正予算に係る事業のうち、平成23年度に繰り越す事業について、繰越明許費として定めさせていただくものでございます。

歳出予算の主な内容について、御説明を申し上げます。

2款総務費、総務管理費におきましては、給与人事管理システムの整備事業、公共施設案内表示板設置事業、あいち電子自治体推進協議会負担金の執行残を減額させていただくとともに、財政調整基金積立金及び行政組織の機構改革に伴う庁舎内ネットワーク、電話・電気配線工事等必要な経費を計上させていただきました。

また、選挙費におきまして、愛知県議会議員選挙費のうち投票に係る経費につきまして、投票日が平成23年度に実施されることが確定しましたことから減額させていただきました。

さらに、徴税費につきまして、固定資産税電算業務委託、国税連携導入業務委託、固定資産鑑定評価業務委託の執行残を減額させていただきました。

4款衛生費におきましては、妊婦乳児健康診査事業の執行残を減額させていただきました。

8款土木費におきましては、道路用地購入費及び国の補正予算による民間木造住宅耐震改修費助成金を計上させていただきました。

なお、この民間木造住宅耐震改修費補助金につきましては、3月1日より3月25日までを受け付け期間として募集し、繰り越し事業として平成23年度に実施するものでございます。

9款におきましては、同報無線整備事業の執行残を減額させていただきました。

10款教育費におきましては、2月補正予算において計上させていただきました、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金の2次交付分を財源振りかえするとともに、奥田小学校の放送設備が故障したため、その取りかえに要する経費についても計上させていただきました。

次に、歳入予算の内容について御説明申し上げます。

14款国庫支出金におきましては、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金の2次交付分及び住宅耐震改修緊急促進事業補助金を計上させていただきました。

15款県補助金におきましては、愛知県議会議員選挙執行委託金、緊急市町村地震防災対策事業補助金及び妊婦健康診査支援基金事業費補助金を減額いたしました。

20款諸収入におきましては、国税連携導入業務委託の事業費の減に伴い、市町村振興協会基金交付金の減を計上したほか、道路用地購入に伴う公共補償を計上させていただきました。

次に、議案第16号、平成22年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、今回の補正

額は歳入歳出それぞれ2,369万4,000円を追加し、補正後の予算総額を23億7,789万4,000円とするものでございます。

予算の内容についてでございますが、歳出につきましては、1款総務費において、高齢者医療制度円滑運営事業を計上いたしました。

2款の保険給付費におきましては、退職被保険者等療養給付費及び退職被保険者高額療養費の増を計上いたしました。

9款基金積立金におきましては、財政調整基金積立金利子を計上いたしました。

歳入におきましては、3款国庫支出金において、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を計上いたしました。

4款療養給付等交付金におきましては、退職者療養給付費基金交付金の増を計上いたしました。

8款財産収入におきましては、財政調整基金の取り崩しに伴う普通預金利子分を計上いたしました。

次に、議案第17号、平成22年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1,835万7,000円を追加し、補正後の予算総額を13億115万3,000円とするものでございます。

予算の内容でございますが、歳出につきましては、2款保険給付費におきまして、居宅介護サービス給付費の増を計上いたしました。

3款地域支援事業費におきましては、介護予防事業費の減を計上いたしました。

歳入におきましては、6款繰入金において、介護保険給付費準備基金繰入金の増を計上いたしました。

次に、議案第18号、平成22年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ853万7,000円を追加補正し、補正後の予算総額を4,484万5,000円とするものでございます。

補正予算の内容でございますが、一般会計への売り払いに伴いまして土地売払収入及び土地開発基金償還金を計上いたしました。

次に、議案第19号、平成23年度美浜町一般会計予算についてでございますが、第1条の予算総額は70億1,600万円でございますが、前年度当初予算に対し5,400万円、0.8%の減でございます。

第2条の地方債におきましては、臨時財政対策債ほか道路整備事業など適債事業に係る起債4億7,650万円を予定するものでございます。

第3条の一時借入金におきましては、借り入れ限度額を前年度と同額の2億円と定めるものでございます。

第4条の歳出予算の流用におきましては、款内流用ができる経費として、給料、職員手当及び共済費を定めさせていただきます。

次に、歳出予算の主な内容について、款別に御説明させていただきます。

2款総務費におきましては、総務管理、徴税、戸籍住民基本台帳、選挙、統計、監査に要する経費を計上しました。

このうち主な新規事業は、第5次美浜町総合計画策定に係る調査事業、婚活支援事業、河和駅前駐輪場整備事業、知多地方税滞納整備機構への参加、外国人登録システム改修事業、愛知県議会議員、美浜町長、美浜町議会議員、美浜町土地改良区総代会総代の各選挙などでございます。

3款民生費におきましては、社会福祉及び児童福祉に要する経費を計上いたしました。

主な内容は、社会福祉事業委託、敬老事業、障害福祉サービス事業、障害者医療・子ども母子家庭医療事業を初め介護保険・後期高齢者医療・国民健康保険等、各特別会計に対する繰り出し事業であります。新規事業と

いたしましては、障害者福祉計画の策定、子ども医療費の中学生までの無料化拡大等でございます。

なお、子ども手当につきまして、法案の成立は微妙な情勢ではございますが、3歳未満に対する増額分につきましても計上させていただいております。

4款衛生費におきましては、保健衛生、清掃及び知多南部衛生組合・知多南部広域環境組合に要する経費を計上いたしました。各種検診、予防接種事業及び健康教室、知多厚生病院施設整備事業補助金、環境調査分析、合併浄化槽設置整備補助金、ごみゼロ運動や分別収集事業及び知多南部衛生組合の運営に係る分担金に加え、新規事業として、幼児・児童・生徒に対する子宮頸がん・ヒブ・肺炎球菌の各種ワクチン接種に対する全額補助、80歳以上の高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの接種補助、緑のカーテン事業、生ごみ処理機貸出事業等を計上いたしました。

5款労働費におきましては、勤労者住宅資金融資制度預託金を初め、知多地区勤労者福祉サービスセンター負担金などの労働諸費を計上いたしました。

6款農林水産業費におきましては、農業・林業・水産業に要する経費を計上いたしました。農業委員会、農業振興、畜産団体補助、愛知用水二期事業負担金、土地改良事業、農地・水・環境保全向上対策事業、農業集落家庭排水処理施設特別会計繰出金、町民の森維持管理事業、アサリ稚貝放流事業補助金、環境・生態系保全活動支援事業補助金などを計上したほか、農地利用状況調査、水土里情報システム導入等の新規事業を計上いたしました。

7款商工費におきましては、商工業振興、観光、消費者行政、食と健康の館運営に要する経費を計上いたしました。

新規事業といたしましては、河和港観光総合センター自動ドア、奥田北観光トイレ、野間灯台ふれあい広場モニメントの設置工事を実施するほか、新たに役場内に消費者行政相談窓口の設置、食と健康の館からの情報発信向上のため、ホームページをリニューアルするための経費を計上させていただきました。

8款土木費におきましては、道路・橋梁、河川、港湾、都市計画、町営住宅に要する経費を計上させていただきました。道路・河川・排水路の維持修繕事業のほか、県の森林税を財源とした美しい並木づくり事業、道路改良・舗装事業、排水路整備事業、町営住宅整備事業などを実施いたします。

新規事業といたしましては、海岸保全事業としての海岸漂着物対策、美浜町交流拠点基本構想策定業務、森と緑づくり事業等、各種委託費を計上させていただきました。

9款消防費におきましては、知多南部消防組合の運営に係る分担金、消防団運営経費及び消防施設の整備充実に要する経費を計上するとともに、新規事業として、防災行政無線のデジタル化、防災備蓄倉庫の更新、防災行政無線個別受信機の購入等を計上させていただきました。

10款教育費におきましては、小・中学校を初め公民館、図書館、町民グラウンド、給食センターなどの運営に要する経費のほか、社会教育事業、文化財保護事業に要する経費を計上いたしました。

新規事業といたしましては、小・中学校の生徒用パソコンの更新にあわせ、情報教育アドバイザーの設置、電子黒板、校務サーバーの整備等小・中学校のIT化の推進を図るとともに、図書館開館10周年を記念して新たにブックスタート事業を始めるほか、昨年度実験的に取り組ませていただいた総合型スポーツクラブを創設するための経費を計上させていただきました。

12款公債費におきましては、町債の償還元金、利子及び一時借入金の利子に充てるための経費を計上いたしました。

次に、歳入予算についてでございますが、1款町税におきましては、平成22年度の収入見込み及び景気の動向

を勘案し、対前年比0.5%増の31億8,693万5,000円を見込みました。

2 款地方譲与税、3 款利子割交付金、4 款配当割交付金、5 款株式等譲渡所得割交付金、6 款地方消費税交付金、7 款ゴルフ場利用税交付金及び8 款自動車取得税交付金につきましては、実績及び景気の低迷を考慮し、すべて減額を見込みました。

9 款地方特例交付金につきましても、平成22年度の実績等を考慮し、減額を見込みました。

10 款地方交付税につきましては、平成22年度の交付実績、交付税算定の基礎となる人口の減、税収の伸び等を総合的に勘案した上で1 億2,000万円の増額を見込みました。

11 款交通安全対策特別交付金につきましては、実績に基づき若干の減額を見込みました。

12 款分担金及び負担金につきましては、保育所運営費が主なものでございますが、若干の減額となる見込みでございます。

13 款使用料及び手数料につきましても、実績に基づき減額を計上いたしました。

14 款国庫支出金につきましては、子ども手当の拡充により増額となりました。

15 款県支出金につきましては、昨年度同報無線整備事業に対する補助を計上していたことから、本年度は減額となりました。

16 款財産収入におきましても、金利の低下による利子の減等により減額を計上いたしました。

18 款繰入金におきましては、財政調整基金、愛知用水二期事業基金等から繰り入れさせていただき、財源の補てんを図っております。

19 款繰越金につきましては、減額を計上いたしました。

20 款諸収入におきましては、勤労者住宅融資資金の新規借り入れが見込まれないため、減額計上いたしました。

21 款町債におきましては、1 億6,000万円の減となりましたが、その主な要因は、同報無線整備事業に係る防災基盤整備事業債がなくなったことによる減及び国の財政計画において臨時財政対策債が削減されるとの方針を受けての減額計上でございます。

以上が歳入の主な内容でございます。

財政の健全化と安心・安全のまちづくりの推進、住民の皆様からの御要望の実現、さらには町の人口減少という問題解決のため、いかに魅力ある施策をいかに打ち出し、活力ある美浜を持続していくかということに留意し、編成した予算でございます。

国の動向は依然として不透明であり、国の方針に左右される脆弱な財政状況ではございますが、今後も職員一丸となり、「住んでよかったと思える美浜町」実現のため誠心誠意努力していく所存でございます。

皆様の御理解と御協力を切にお願いし、平成23年度一般会計予算の概要説明とさせていただきます。

次に、議案第20号、平成23年度美浜町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ23億7,650万4,000円でございます。

その主な内容でございますが、歳出におきまして、保険給付費16億6,558万5,000円、後期高齢者支援金等2 億7,527万円、介護納付金1 億2,054万9,000円、共同事業拠出金2 億4,082万7,000円、保健事業費2,100万円を計上いたしました。歳入におきましては、国民健康保険税6 億2,456万5,000円、国庫支出金5 億2,968万円、療養給付費等交付金1 億1,232万円、前期高齢者交付金4 億8,972万4,000円、県支出金1 億525万円、共同事業交付金2 億1,666万5,000円、一般会計からの繰入金9,074万2,000円、国民健康保険財政調整基金からの繰入金9,402万円、前年度繰越金につきましては1 億737万円を計上いたしました。

次に、議案第21号、平成23年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ2億2,987万6,000円でございます。

その主な内容でございますが、歳入におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金2億1,959万5,000円でございます。歳入におきましては、後期高齢者医療保険料1億8,074万9,000円、一般会計からの繰入金4,861万3,000円を計上いたしました。

次に、議案第22号、平成23年度美浜町介護保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ12億9,049万9,000円でございます。

その主な内容でございますが、歳入におきましては、保険給付費で介護度1から5までに認定された方へのサービス給付費10億8,628万5,000円、要支援1・2と認定された方へのサービス給付費5,333万1,000円、地域支事業費3,087万8,000円でございます。歳入におきましては、第1号被保険者保険料2億3,760万8,000円、国庫支出金2億7,536万1,000円、支払基金交付金3億7,145万1,000円、県支出金1億8,749万7,000円、一般会計からの繰入金で1億8,654万4,000円、介護保険給付費準備基金からの繰入金3,193万8,000円を計上いたしました。

次に、議案第23号、平成23年度美浜町土地取得特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ3,608万6,000円でございます。

その主な内容につきましては、歳入におきましては、土地開発基金運用収入8万2,000円、土地売却収入1,000円、土地開発基金借入金3,600万円を計上いたしました。歳入におきましては、土地取得費3,600万円、土地開発基金費に8万5,000円、土地開発基金償還金に1,000円を計上し、公共用地取得の円滑化を図るものでございます。

次に、議案第24号、平成23年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算でございますが、歳入歳出予算総額はそれぞれ2,976万7,000円でございます。

その主なものにつきましては、歳入におきましては、総務費で職員の人件費等608万9,000円、事業費につきましては、施設整備費で中継ポンプ2号制御盤取りかえ工事等420万円、施設維持管理費におきましては、施設の保守点検、清掃委託等に731万9,000円、公債費につきましては、償還金元金、利子を合わせて1,183万2,000円を計上いたしました。歳入につきましては、排水施設使用料301万5,000円、一般会計繰入金2,658万3,000円を計上いたしました。

次に、議案第25号、平成23年度美浜町水道事業会計予算についてでございますが、業務量といたしまして、給水戸数8,420戸、年間総給水量323万6,600立方メートル、1日平均給水量8,867立方メートルでございます。

3条の収益的収支でございますが、収入におきまして5億1,847万円、支出におきまして5億1,513万9,000円となり、消費税込みの差し引きで333万1,000円の収入増でございます。

次に、4条の資本的収支でございますが、収入におきまして1,186万2,000円、支出におきまして1億2,509万7,000円となり、収支不足額1億1,323万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億977万9,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額345万6,000円で補てんいたします。

主な事業といたしましては、配水管整備事業及び水管橋架設かえ事業でございます。

以上、全議案お認めいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

議長（谷川梅太郎君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。日程の都合により、あす3月3日を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、あす3月3日を休会することに決しました。

来る3月4日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

〔午前10時01分 散会〕

平成23年 3 月 4 日（金曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 2 号）

平成23年3月4日(金曜日) 午前9時00分 開議

議事日程(第2号)

日程第1 町政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

(議事日程と同じにつき省略)

本日の出席議員(15名)

1番	森川元晴君	2番	杉浦剛君
3番	山本辰見君	4番	鈴木美代子君
5番	石田秀夫君	6番	江元梅彦君
7番	千賀莊之助君	8番	齋藤尚弘君
10番	山本和久君	11番	丸田博雅君
12番	島田昭夫君	13番	谷川梅太郎君
14番	山本又市君	15番	磯部輝次君
16番	家田昇君		

欠員(1名)

説明のため出席した者の職、氏名(22名)

町長	山下治夫君	副町長	畑中高治君
教育長	山田道夫君	会計管理者	野田信之君
総務部長	石川達男君	厚生部長	久野元嗣君
建設部長	家田兵蔵君	経済環境部長	榊原茂君
教育次長	神谷信行君	水道部長	田口信行君
総務課長	山森隆君	検査財政課長	牧守君
企画課長	初山博資君	税務課長	大岩哲治君
住民福祉課長	岩本修自君	保険課長	岩瀬知平君
健康推進課長	飯味拓次君	農業水産課長	森川幸二君
商工観光課長	永田哲弥君	環境保全課長	齋藤博君
土木課長	片岡勝君	都市計画課長	齋藤功君
社会教育課長	伊藤昭一君	学校給食センター所長	沼田和彦君

職務のため出席した者の職、氏名(2名)

議会事務局長	森田篤君	議会係長	日比郁夫君
--------	------	------	-------

〔午前9時00分 開議〕

議長（谷川梅太郎君）

皆さん、おはようございます。

3月定例会の一般質問の日に全員御参集いただきましてありがとうございます。また、傍聴席の皆様には、朝早くから来ていただきありがとうございます。

日ごろは、町政に対し、そしてまた我々の議員活動、議会活動に対しまして御理解と御協力を賜り、ありがとうございます。平成22年度最後の定例会であります。そして、町長、我々議員も任期はあと2ヵ月足らずとなりました。4月に入りますと、統一地方選がございます。4月24日でありますけれども、また町民の皆様にはお騒がせいたしますが、どうかよろしく願います。そしてまた、投票に行っていたきたいと思えます。投票に行くこと、選挙に関心を持っていただくことが、町政に対する関心を持っていただく、参加していただく第一歩かなと感じておりますので、どうかよろしく願います。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 町政に対する一般質問

議長（谷川梅太郎君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には、8名の諸君より質問の通告をいただいております。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等すべての時間を含めて50分以内とし、関連質問は認めないことといたします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

美浜町議会会議規則において、議員は議会の品位を重んじなければならないとあります。議員の皆様においては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いいたします。また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

最初に、11番 丸田博雅君の質問を許可いたします。丸田博雅君、質問してください。

〔11番 丸田博雅君 登壇〕

11番（丸田博雅君）

おはようございます。傍聴の皆さん、早朝より御苦勞さまでございます。

議長の許可がありましたので、あらかじめ議長あてに提出いたしました一般質問通告書に基づいてお伺いをいたします。

昨年の夏は、気象庁統計開始以降の113年間で平均気温が最も高く、大変な猛暑でした。また、この冬は、日本海側各地において、五、六十年ぶりの大雪に見舞われ、除雪作業等で多くのけが人や死亡者が出ました。さらに、宮崎、鹿児島県境にある霧島連山の新燃岳が300年ぶりに噴火し、地域の人々に大きな影響を及ぼしているのは、皆さん御承知のとおりでございます。このような異常気象や現象は、日本だけでなく、世界各地で大洪水や大干ばつなどが報道されています。先月2月22日には、ニュージーランド南東のクライストチャーチ市付近で起きたマグニチュード6.3の地震の状況は、日を追うごとに多くの被害が報道され、日本人行方不明者28名がいまだに生存が確認できず、大変心配であります。きょうで10日目です。161名の死者が確認されたそうで

あります。一体地球はどうなってしまうのだろうと、本当に不安に感じるのは私だけではないと思います。私たちの地域も、予想されている東海、東南海、南海地震に備え、可能な限り対策を進めることは言うまでもありません。

本町の同報無線導入は、町民に大きな安心と期待があります。既に予定された各地区での受信機の設置工事が完了し、運用開始に向けて作業中だと思っておりますが、まず1点目に、防災対策関連についてお伺いをいたします。

1. 同報無線の運用開始の時期と受信機等の数。
2. 同報無線整備事業の総額と今後のメンテナンスを含めた経費はどれくらい予想されていますか。
3. 同報機能以外に、地域放送の活用について、どのような考えがあるか。また、近隣市町で同型を運用しているところがありますか。
4. 自主防災対策意識の重要性が求められますが、地域防災訓練など、町としてどのような支援・指導を考えていますか。

5. 地震等災害発生後の対応・対策について、関係機関、消防署、消防団、医療機関、各地区防災組織、また復旧対策機関として、道路、水道、ガス、電気などとの連携、連絡組織はありますか。

次に二つ目ですが、知多南部地域発展に必要な道路建設整備をお尋ねいたします。

知多東部線、西部線及び県道美浜・内海線の早期建設整備は、長年地域の強い要望であり、住民の安全確保と利便性のためにも早期実現を望みますが、現状と見通しをお尋ねいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

〔降壇〕

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

皆さん、おはようございます。

それでは、早速でございますが、丸田博雅議員の御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、防災対策についての御質問の1点目、同報無線の運用開始の時期と受信機等の数はについてでございますが、整備工事自体は3月16日までが工期であり、順調に工事は進められており、工期内に完成いたします。その後、役場担当者の習熟に要する期間、公民館での地域放送設備の取扱説明の期間を経た上で、本年4月1日からの運用を開始いたします。

運用開始時点での受信機等の数は、役場に設置する親局が1基、町内各地区に設置される屋外拡声子局が61基、戸別受信機を公共施設16カ所と各区長さん用に18台設置させていただきます。なお、平成23年度につきましては、戸別受信機を議員用に14台、各区への追加用として18台購入するための予算計上をさせていただきました。

2点目の、同報無線整備事業費の総額と今後のメンテナンスを含めた経費はとの御質問でございますが、本年度の契約金額は、消費税込みで1億3,925万7,300円でございます。来年度以降では、屋外拡声子局を増設する場合、1基当たり約210万円、戸別受信機は1台当たり約3万円ほどの経費がかかります。

経常的な経費としましては、屋外拡声子局の電気料が17万6,000円、自動電話応答装置用N T T回線使用料が14万3,000円、M C A制御局使用料が168万210円、電波使用料が9万5,000円必要となり、合計で約210万円の支出を見込んでいます。

また、保守点検費用は当初2年間は無料ですが、3年目以降は約95万円ほど必要となります。このほか、定期的に必要となる経費といたしましては、屋外拡声子局のバッテリーが3年から5年程度の寿命であるため、その交換費用に1台当たり3万円が必要となります。

3点目の、同報機能以外に地域放送の活用についてどのような考えがあるか。また、近隣市町で運用しているところがあるかとの御質問でございますが、町内各地域での公共的活動に役立つものであれば大いに利用していただきたいとの考えで、今回の同報無線整備事業の中に地域放送設備の整備をあわせて実施いたしました。

知多半島内で同報無線を整備済みの市町は、知多市、東浦町、阿久比町、武豊町の1市3町でございますが、地域放送設備を設置しているところはなく、近隣市町では、美浜町のみが導入することになります。地域放送設備を設置していない他市町では、各行政区から放送依頼がある場合、事前に申請をしてもらい、その内容を検討した上で親局から担当職員が放送している現状とのことであります。

4点目の、地域防災訓練など町としてどのような支援・指導を考えているのかとの御質問でございますが、自主防災訓練への支援・指導として、消防署による初期消火訓練、消防団による消火栓の取扱方法、役場からは保健師による応急手当訓練、職員の操作による地震体験訓練、非常食の試食及び配付などを実施してきました。

地区別で行う防災訓練では、自分が災害に遭遇する可能性が高い場所での訓練であり、そこで繰り返し訓練を行うことにより、実際に自分がどういう行動をしたらよいか等、災害時での行動が真の意味で身につくものと期待をしております。これは、阪神淡路での大震災の教訓をもとに、自分たちの身は自分たちで守るという自主防災の徹底を目指しているものであり、今後もさらなる支援・指導の充実を図っていく所存であります。

5点目の、地震等災害発生後の対応・対策について、関係機関との連携、連絡組織はあるかとの御質問でございますが、災害時において各関係機関との連携及び相互協力のために、知多郡医師会及び美浜支部と災害時の医療活動に関する協定書、美浜・南知多薬剤師会及び美浜・南知多薬業協同組合と地震等災害時における医療救護に必要な医薬品等に関する協定書、知多5市5町及び知多中部広域事務組合、知多南部消防組合と消防に関する相互応援として知多地域消防相互応援協定書、愛知県下の全市町村と消防の一部事務組合の相互応援として愛知県下広域消防相互応援協定書、愛知県が所有する防災ヘリコプターの応援を求めるとの愛知県防災ヘリコプター応援協定、愛知県内の市町村及び一部事務組合との相互応援のための一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定、愛知県内の水道事業者による応援活動のための水道災害相互応援に関する覚書、美浜町と美浜町内郵便局が災害時に相互に協力するための災害支援協力に関する覚書、かんぼの宿との相互応援のための災害時における知多美浜簡易保険保養センターと美浜町との協力に関する協定など、各機関との連絡を密にし、相互の連携を図っております。

また、本年8月をめどに、町内の建設業者とは個別に協定を結ぶ予定で協議に入っております。

そのほか、愛知県が結んでいます災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定に基づき、公共交通機関が停止した場合に徒歩での帰宅方法を案内し、町内のコンビニ、ガソリンスタンド、郵便局を網羅した美浜町帰宅支援マップを作成し、災害時の対応に備えさせていただいております。

次に2番目、知多南部地域発展に必要な道路建設、整備を問う。知多東部線、西部線及び県道内海・美浜線の早期建設、整備の現状はどうかについての御質問でございますが、まず知多東部線につきましては、昨年9月議会でお答えいたしましたとおり、今年度までに県におきまして基本設計並びに交差点設計が完了しております。本年度は実施計画に向けての交差点協議書を作成し、県公安委員会との協議を進めている状況であるとお聞きしております。知多西部線につきましては、施工済みの鵜の池川ボックス下流の樋管等の工事が先月2月に発注されており、8月の完了の予定で進められています。

また、用地取得の状況につきましては、奥田地区の住環境整備事業区域内の買収を実施しており、平成19年度より現在までに全地権者数20名のうち13名が完了しております。残る7名の用地買収も年次計画に基づき引き続き進めていただけると聞いております。

最後に、県道内海・美浜線の進捗状況につきましては、知多東部線の計画の関連もあり、古布交差点付近には一部未買収用地もありますが、昨年、既に交通量調査を終え、平成23年度は工事着手に向けて一歩進んだ工事実施詳細設計作成業務を予定されることと聞きしております。

いずれの道路も、社会経済活動や安心・安全な町民生活を支える重要な基盤施設であり、行政が責任を持って整備を進めていくものであると考えております。国・県の道路予算が厳しい現況ではありますが、今まで以上に力強く要望活動を続け、一日も早い完成に向け努力してまいりますので、議員におかれましても格別な御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

丸田議員、再質問はありますか。

11番（丸田博雅君）

それでは、順次質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、先ほど戸別受信機、いわゆる家庭の中、家の中のものでございますが、2台から3台程度、各地区にまず取り付けられるという答弁がございましたが、真冬になりますと、まだこれは実験はされておられません。戸を閉めていますと、外の拡声機からはなかなか聞こえにくい点もやや出てくるかなあという思いです。これは、まだはっきりしたことはわかりませんが、そんな中において、例えば身障者の方だとか、あるいはお年寄りでなかなか聞き取れない、いわば耳が不自由な方だとか、そういった方々のためにも、ぜひ今後、戸別用の受信機等が必要になってくるかなあという思いがあります。

今後どのように、先ほど金額的には約3万円程度かかるということだったんですが、どのようにふやしていくかということをお聞きしたいと思います。

まとめて答弁の方をお願いしたいんですが、2点目が、現在、CCNC、いわゆる知多ケーブルテレビですね。ここから、火災、あるいは災害の放送がされております。現在、町内全世帯で何%ぐらい保有契約をされているか。それもお尋ねします。

まず2点、お願いいたします。

総務部長（石川達男君）

それでは、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目の、戸別受信機について今後どのようにふやしていくのかという御質問であったかと思っております。町長も御答弁させていただきましたけれども、平成22年度におきまして、室内用の戸別受信機は、保育所7カ所、それから学校が8カ所、図書館1カ所等の公共施設16施設でございますけれども、こちらに設置をさせていただくとともに、各行政区長さん用18名にも貸与させていただくことといたしております。なお、平成23年度につきましても、議員14名及び各行政区にもう1基ずつ追加配付したく、予算計上をしているところでございます。配付予定の戸別受信機につきましては、単価が約3万円程度ということで、かなり高額でありますので、無償配付であればもちろんのこと、住民の方々に一部負担を求めても町の財政負担が膨大になるため、全戸に整備されることは少し難しいのではないかと考えております。

そのために、ほかの戸別伝達手段として、より安価な情報受信装置としての防災ラジオ、これは地域のコミュニティー無線ラジオを使用するものでございますけれども、これについて検討しているところでございます。単価は、発注数にもよりますけれども、1周波数当たりの生産台数が1,000台以上になれば約1万6,000円程度になるのではないかと聞いてお聞きしているところであります。

同報無線の戸別受信機の普及に向けては、技術的な面だとか、購入金額の面、さまざまな角度から検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

なお、現在室内の緊急情報伝達手段としましては、CATVの緊急告知放送とNTTドコモのエリアメールを稼働中でございますけれども、同報無線の拡声機から出る声が室内では聞き取りにくいというお話もございました。そういったことを考慮いたしまして、同報無線の情報につきましては、防災情報の電話案内サービスができるシステムということ今回行わせていただきました。そういったことですので、こちらの方も周知をしていきたいということを考えております。

それから、2点目の町内全世帯での緊急告知も含めたパーセント、保有台数という御質問があったかと思えます。これにつきましては、知多半島ケーブルネットワーク株式会社様の実績報告書では、平成21年度末、これは22年3月31日でございますけれども、4,042件が設置とのことでございます。世帯数から見ますと、約48%の保有になるのではないかと考えております。以上です。

議長（谷川梅太郎君）

丸田議員、再質問はよろしいですか。

11番（丸田博雅君）

まず、今のCCNCですね。ケーブルテレビが約48%、まだ50%に満たないわけですが、今後こういった放送施設の連携を保ちながら、防災組織づくり、あるいは関連づくりもぜひ必要ではないかというふうに思っておりますので、今後の課題とさせていただきますし、町の方としても当局の方としても考えていただきたい事柄であると考えております。

3点目ですが、災害時を想定した避難訓練状況についてお聞きをいたします。

地震の起きるときは、必ずしも夜だけとは限りません。先ほども壇上で申しましたが、ニュージーランドで起きました地震は、ちょうど昼どきだったそうです。食事をしている中、2階、3階の床が崩れ落ちたということもありまして、人手がたくさん利用している、あるいはそこに居合わせている状況下において、特に学校関係施設、あるいは教育施設関係でどのような避難訓練を、例えば学校についてやっているとありますが、年に何回程度、あるいはどの程度やっているか。体育館、あるいは図書館につきましても、どんな状況であるかをお聞かせください。

教育次長（神谷信行君）

ただいまの丸田議員の御質問でございますけれども、学校教育施設の方をまず先に御説明させていただきますと、学校教育施設につきましては、4月から11月までの間で、各学校単位によって違いますけれども、大体4回程度、実施をさせていただいております。そうした中で、小・中学校の訓練は、地震はもとより、防火訓練、風水害、火災等を含めた総合的な学校経営案に基づきます訓練を実施させていただいております。特に地震に対しましては、保護者のお迎えを想定いたしました引き渡し訓練等も実施をさせていただいております。また、この避難訓練の実施後、初期消火や資材確認、アルファ米等の試食を実施するとともに、各地区の学校におきましては、地元との合同訓練を実施させていただいております。それぞれ学校単位に基づきまして、工夫を凝らした訓練を実施させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、先ほどお話がございました体育館、それから心育館の方の関係でございますが、こちらの体育館につきましても、年に2回、22年度におきましては4月と12月に2回実施をさせていただいております。また、22年度におきましては心育館が1回、12月に実施させていただいております。この内容につきましては、防災の防火訓練、また避難訓練、地震等に伴います避難訓練等におきましては、こういった訓練を準用しながら、各職員等が

実施をさせていただいております。今後におきましても、今心育館の方は年1回ということでございましたが、年に2回実施できればということで計画をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

11番(丸田博雅君)

ありがとうございます。

訓練があつてこそそのことが多くあります。そこら辺、しっかりと対応をしていただきたいと思ひます。

次に、皆さんも見られたかもしれませんが、先月1月29日の知多版に大きく報道されておりました半田市の岩滑区ですね。防災まちづくり一般部門で県内初の総務大臣賞を授与されたというのが大きく載っております。これは、自主防災組織などすぐれた取り組みを表彰する防災まちづくり大賞の一般部門で、半田市の岩滑区自主防災会が県内初めて、最高賞に当たる総務大臣賞を受けたという記事が載っております。この中で、最も注目するところが、岩滑区自主防災会は、2004年度に2,450世帯が住む区内を7ブロックに分けて再編、それぞれのブロックで責任を持って防災活動に取り組む体制をとっている。防災時に助け合いが必要な150人の要援護者名簿を独自につくって声かけを進め、障害者や高齢者も参加する訓練を積極的に行うなど活動は盛んである。高齢者宅に家具転倒防止器具を取りつける試みも始め、高評価を得たとしてあります。こういった取り組みが、本当に地域の人たちに安心、あるいは安全を与えるものだというふうに思っております。ぜひ美浜町も同報無線をせっかく取り入れるわけでございますので、すそ野を広げていただきたいと我々もそう思うわけであります。

同じ新聞の今度は左側に、先ほど町長のいろいろな協力体制について答弁をいただいたわけですが、東海市は、災害時に物資調達で協定ということで、全部で物資協定を結んだのは16団体となったそうでございます。地震や風水害発生時に、市民に食料や生活必需品、燃料などを供給する提携を結んだということです。例えば、具体的に申しますと、美浜にもありますが、フィールコーポレーション、あるいはパロー、それからガス販売者の東福瓦斯興業ですね。こういったところとも契約を結んで、災害時に備えておるという記事が載っております。ぜひこういった点も踏まえて、町の方もいろいろな機関で協力を求めることも必要ではないかというふうに考えております。ぜひ積極的にしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。防災対策につきましては、これまでもいろいろな面で同僚議員、先輩議員等がお尋ねしておりましたので、次に移りたいと思ひます。

2点目の道路問題であります。

今回で8回目の一般質問になるわけですが、この問題につきましては、その中で約半分、4回がこの道路問題を取り上げさせていただいております。先日も私の知り合ひですが、御承知のように道路が狭い、すれ違ひにバックミラー同士が接触をして破損をしたと。いわゆる事故として警察に届けるまでもなかったそうでございます。ただし、当事者同士はちょっと嫌な言い合ひがあつたというふうな、私の方に報告もありました。これは、過去に何件かあるわけです。例えば、狭過ぎて、寄り過ぎて電柱にバックミラーをぶつけたということは多々あるわけです。そういった関係で、ぜひ私はくどいようですが、今後も立場が変わつてしまつてもかもしれませんが、粘り強くこの要望をしていくつもりでありますが、いま一度建設部長にお伺ひをいたしたいと思ひますが、どうでしょうか。

建設部長(家田兵蔵君)

御指名をいただきましてありがとうございます。

先ほど壇上で町長が申し上げましたとおり、根気強く、粘り強く県の方に要望していくという中で、私どもも丸田議員に負けないように、より一層、県の方に早期着工に向けて声を大きくしていきますので、その点だけは

丸田議員に負けぬ気持ちを持っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。以上です。

11番（丸田博雅君）

今、部長の心強い話がありましたので、私も信じておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で再質問を終わります。ありがとうございました。

議長（谷川梅太郎君）

以上をもって丸田博雅君の質問を終わります。

次に、7番 千賀荘之助君の質問を許可します。千賀荘之助君、質問してください。

〔7番 千賀荘之助君 登壇〕

7番（千賀荘之助君）

おはようございます。

けさほど中日新聞を見ておりましたら、私を取り上げさせていただいております小学校の外国語活動の必修化についてということで、東浦町でも一般質問をなされておりました。それともう1点、大企業、いわゆる外国の企業等を含めましての話ですが、これも日本経済新聞にけさ出ておりましたが、かなり英語の検定が、ちょっと忘れましたが、とにかく100点とした場合、85点以上なければ採用はいたしませんと、そういった状態だそうでございます。優秀な人材は、どんどん外国の方へ流出しておるのが今の日本の現状だそうでございます。そういった観点も含めまして、質問に入らせていただきます。

1番、小学校の外国語活動の必修化について、平成23年度から小学校5・6年生で年間35回の外国語活動が必修化されるというが、教科書もなく、各地域の教育委員会の指導で行われると聞いております。美浜町の場合は、どのような要項で対応するのか、具体的な説明を求めるものであります。

1点、外国語は英語が主体かどうか。2点、英語以外にも他の言語を検討する考えはあるか。3点、指導する先生方は、どのような授業を行うのか。4点、関東地方では、5・6年生に限らず、1年生から単語等で相手と対面方式での授業で、生きた活用で成果を上げている学校があると聞いております。美浜町ではどう考えておりますか。

2番、過去の一般質問のその後について。

1点、平成13年12月議会で、小野浦から細目、柿並間の生活道路整備を質問したが、その後はどうなっておりますか。2点、平成10年3月議会で富具崎川右岸道路の海岸に通ずる道路拡幅を質問してありますが、その後はどうなっておりますか。3点、平成16年3月議会で男女共同参画社会の推進について質問をいたしましたが、その後はどうなっておりますか。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。

〔降壇〕

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

千賀荘之助議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御質問の1番目、小学校の外国語活動の必修化については、教育長より答弁をいたします。

御質問の2番目、過去の一般質問のその後についての1点目、平成13年12月議会で、小野浦から細目、柿並間の生活道路整備を質問したが、その後はどうなっているのかとの御質問でございますが、その際もお答えさせていただきましたが、弘法道と呼ばれる町道5192号線の整備につきましては、起伏等の地形上の条件が厳しく整備が困難であると考えております。しかしながら、真に必要な道路、特に住民生活に密着した道路であるか否かを

引き続き検討する必要があると考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に2点目、平成14年3月議会で、富具崎川右岸道路の海岸に通じる道路拡幅を質問したが、その後どうなっているかとの御質問でございますが、拡幅の内容の趣旨は、海岸道路との交差部の隅切り整備であるかと理解させていただいており、現時点におきまして進捗はございません。しかし、当路線は海岸管理用道路と結ばれ、通行量も多い状況であります。交差部が狭いため通行に支障を来していることは認識いたしております。つきましては、地権者の御理解、御協力を得ながら、通行の安全確保、利便性を図るため、隅切り用地の確保に努めたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

次に3点目、平成16年3月議会の男女共同参画社会への推進についてのその後についてでございますが、千賀議員から平成17年12月議会に、鈴木議員から平成19年12月議会に、島田議員から平成21年3月議会に、男女共同参画社会について同様な御質問をいただいております。男女共同参画社会とは、男女がお互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮できる社会ということであります。職場、地域、家庭の中で男女がその個性を生かして補い合いながらパートナーとして助け合って、子育てや家事にかかわることは重要なこととあります。

現在、本町におきましては、男女共同参画についての勉強会や催事における啓発パネルの展示、美浜女性の会を中心として各種の学習会、研修会等の活動支援を行っております。今後におきましては、男女共同参画について機構改革とともに新たに設ける企画部に担当部局を置き、男女共同参画社会の推進を図っていききたいと考えております。

〔降壇〕

教育長（山田道夫君）

先ほどの千賀荘之助議員の御質問にお答えさせていただきます。

最初に1番目、小学校の外国語活動の必修化についての御質問の1点目、外国語は英語が主体かどうかの御質問でございますが、中学校における外国語科では英語を履修することが原則とされているのと同様、小学校でも英語を取り扱うことを原則としております。

次の2点目、英語以外にも他の言語を検討する考えはあるかとの質問でございますが、先ほどの1点目でお答えさせていただきましたように、英語を取り扱うことを原則としておりますので、今のところ検討する考えはございません。

次に3点目、指導する先生方はどのような授業を行うかの御質問でございますが、基本的には、この授業は担任の教師が外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ることができるようにすることを目標として指導します。指導内容としましては、英語を聞いたり話したりすることを中心に、CDやDVDなどの機器を活用して簡単なあいさつや会話をしたり、英語の歌やゲームをしたりして、コミュニケーションを図る楽しさを体験させます。

最後の4点目、関東地方では、5・6年生に限らず、1年生から単語等で相手と対面方式での授業で生きた活用で成果を上げている学校があると聞いている。美浜町ではどのように考えているかについての御質問でございますが、1年生から4年生までは授業として扱うことはできません。しかし、学校の裁量により時間外の授業として外国語活動を行うことは認められております。しかし、あくまでも学校の裁量でありますけれども、来年度から小学校における授業時間数が増加し、ゆとりがなくなりますので、授業時間外でそれをやっていくということは大変難しいと考えております。以上です。

議長（谷川梅太郎君）

千賀議員、再質問はありますか。

7番（千賀莊之助君）

質問の順番に再質問に入らせていただきたいと思います。

小学校の外国語活動の必修化についてからお願いをいたします。

先ほど、英語が主体だといったことでございます。もちろんこれは、日本の形からいきますと、今日の英語は、紀元前にシリアのフェニキア人がエジプトの象形文字を簡略化し、26文字のアルファベットを案出したわけでございます。これがギリシャのラテン語、ローマ字となって使用され、ローマ帝国の西ヨーロッパの支配によって、それぞれフランス語、ドイツ語、英語、ロシア語等となって発達を遂げてまいっております。今日の西洋人は、言葉の違いがあってもラテン語を母語としているため、相手の国の言葉、文字を容易に理解し、会話ができております。国境があつてなしの国際間の交流が盛んに行われ、今ではヨーロッパ連合が論ぜられるまでとなっております。しかし、日本人の漢字と英語の基本的な違いは、文字や会話の障害となって難解とされ、これからの国際交流に大きな問題を投げかけていると思っております。そういった観点から、やはり日本人が海外へ旅行に行った場合、英語を非常に不得手としておりますので、現地人との対話もなく、ただ観光旅行に終わって帰国しておると、そういうのが実態のような気がいたします。

そこで、教育長さん、これは、今からの子供たちに本当に教育の問題、これは日本が今まで伝統的に培ってきた教育があつて、敗戦後、これだけの急激な復興ができたのも、そういった点がしっかりしたおつたがゆえに、画一的な国民性の中で鋭意経済協力もできてきたと思っております。

ただいま答弁の中で、1年生から4年生は時間外で対応していくと、そのような答弁があつたわけですが、これは教育委員会から各学校に対しての指導なのか。その辺について一度答弁をお願いします。

教育長（山田道夫君）

先ほどお答えしましたように、1年生から4年生までの間は、授業としては行わないということでありまして。それ以外で、じゃあどういう形でできるかということでありまして、例えば美浜町の場合は、シンガポールとの学校交流をしております。イーミン小学校の子供が日本の学校へやってくると、当然全校の子供たちがそこで触れ合う時間がありますので、そういう行事等で、1年生から4年生の子供も向こうの子供たちと英語の会話まではいきませんけれども、簡単なあいさつくらいはできるような形での活動はできるんじゃないかなと思っております。

先ほどお話をさせていただきましたように、小学校における英語活動も我々が学習した読み書きが中心ではなくて、やはり会話をして、話したり聞いたりする、そこでコミュニケーションを図って、先ほど言われましたように、海外の子供たちを見ても積極的に話ができるような子供を育てていこうというのがこの活動の目的でありますので、できるだけそういう機会をふやしてまいりたいと思っております。

7番（千賀莊之助君）

ありがとうございます。

総合しますと、小学校と中学校の連携、いわゆる一貫教育になると思うんですが、5・6年生の担任の先生、たしか民間の調査機関でアンケートをとった結果、60%以上の先生が重荷、負担であると、そういった回答が寄せられているそうでございます。これは小学校の場合ですよ。問題は、その授業内容ですが、これは先ほど壇上から質問させてもらったんですが、教科書がないということは、どのような方法でということ、答弁をお願いします。

教育長（山田道夫君）

教科書は、他の教科のようにありません。ただし、文部科学省がこういう英語ノートというものをつくってありまして、これを各学校へ配付していただいております。内容を見ますと、先ほど言いましたような歌があったり、ゲームがあったり、簡単なあいさつができるように載っておるものでありまして、これに従って順番にやっていくという意味じゃありませんけれども、それぞれの学校で工夫した中でこういうものが取り扱えれば、こういうものも扱っていくということでもあります。

先ほど千賀議員がおっしゃったように、小学校の教師は、専門的に英語の学習というか、勉強を今までしてまいりませんので、若干苦手な先生もお見えかと思えます。そういうことにおきまして、本年度予算の方でお認めいただければ、外国語活動指導員という方に各学校へ入っていただいて、そして担任の先生と一緒に指導をしていけたら、より子供にとって有意義な活動ができるのではないかなあということを今考えております。

7番（千賀荘之助君）

非常に前向きな答弁、ありがとうございます。

やはり英会話教員の確保、外国人英語教師の取り入れ問題、そういったことが今予算の中で対応していただければと言いましたが、これは既に23年度分として、予算書にはどのくらいの規模の額で載っておりますか。

教育次長（神谷信行君）

ただいま予算書の方を持っておりませんので、概略でございますけれども、小学校の方の英語指導員の方、補助員の方になりますが、この方につきましては約560時間程度の時間は見てございまして、金額でいきますと、約百七、八十万程度の予算は計上させていただいております。

7番（千賀荘之助君）

ありがとうございます。

560時間で170万の予算といいますと、美浜町の各小学校へ割り振った場合、1校当たり幾らになりますか。

教育次長（神谷信行君）

先ほど言いましたように、予算書を持っておりませんので申しわけありませんが、6校ございますので、その中で1校当たり30万程度というふうに見込ませていただきます。ただ、各学校におきましては、河和小学校におきましては、5年生、6年生で6クラスございますので。また、ほかの5地区の学校につきましては、5年生、6年生が1クラスずつということで、クラスの数が違いますので、一概にどれだけということは今言えませんが、単純に1校当たりでいきますと、約30万程度ずつつけさせていただいております。

7番（千賀荘之助君）

これは23年度からということで、いろいろ予算の編成も大変だったと思いますが、いずれにいたしましても、今からの国際化時代に備えた幼児からの英語教育、これは先ほど壇上からも言わせていただきましたが、非常に会話が、一説によりますと、海外へ行って外国人と初めに話をするのは、一家族で行った場合、小学生の方が外人さんとあいさつ、おはよう、こんにちなどはとか、その程度だと思うんですが、そういったことが実態だそうでございます。特に語学については、習うよりなれるという我が国の英語教育は、中学生から今まで、文法、読み書きを初め、会話能力を軽視して、これが日本人の会話下手の原因と言われているというような見方もあるわけですが、子供は柔軟な頭脳で、低学年から週1時間でもよい、楽しい学習として始める英会話能力は、ピアノの演奏力と同じで、学校で習ったからといってピアノを弾けるとはだれも期待をしておりません。英会話を何回も繰り返して身につける習慣をつけることから始めなければならぬと私は思っておりますが、そういったことを近年、中・高校生徒の国際交流学習が行われるようになった。ある中学校の手記には、期間は2週間と短かったが、私とアメリカの友達との友情は今も続いている。月1回程度文通し、手紙が必ず届く。阪神大震災が起きた

ときは、彼は心配して、手紙が届きとでもうれしかった。私も積極的に感じたことをありのまま英語で書かなければならないのでとても大変だと。辞書を引いて、なるべく自分で書くよう努力しているが、しかし、細かなことになると英語の先生にお願いしているが、早く全部自由に書けるよう頑張りたい。高校生になったら、英会話も上達し、もう一度彼らに会いたい。この小さな芽が、これからの国際交流のきずなとなって、大きな花を咲かせるのではないのでしょうか。これからは、この小さな芽を育て上げるために、低学年から英会話教育を始めるべきだと私は思って今回の質問をさせていただいたわけですが、そこでいま一度お願いをいたしておきます。答弁は要りません。

教育長さん、予算の方、23年度は一遍やってみて、少しずつでも充実した内容で、生徒たちが習得できるような、そういった対応をしていただきたいということをお願いいたしまして、私のこの質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

次に、過去の一般質問のその後についてでございますが、1番の、平成13年の小野浦から細目、柿並間の生活道路の件でございますが、私は過去2回ぐらい、同じような内容でございますが、質問させていただいております。先ほど地形上の問題があって、それから必要か否かかどうかということの上で検討させていただいたというように答弁ございましたが、必要だからこそお願いしたおるわけでございます。その辺をしっかりと認識していただきまして、これはたしか谷川町長さんのときからの要望で今まで来ておると思うわけでございますが、ぜひしっかりとした対応をお願いいたします。

それから次に、富具崎川右岸道路の海岸に通ずる道路の拡幅ですが、これは前向きな答弁で、隅切りを検討しておると、そういったことでありますので、ぜひ予算をしっかりと組んで、早々に対応していただくことをお願いいたしておきます。

次に、男女共同参画社会の推進についてですが、これは、きょうも熱心に傍聴席へ女性の会の方々が傍聴にいられております。いかに関心を持っておっていただけるかと。この問題じゃないですよ、町の議会のあり方についてという意味合いでございます。でありますので、メンバーの方々も、それぞれ中高年の方で、しっかりと対応しておっていただけると私は思っておるわけでございます。そういったことで、来年度から企画部の方へ移設して対応するという答弁ございましたが、町長さん、せっかくですので、あなたの、この問題についての取り組み方を、所信演説じゃないですけど、ひとつ答弁していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

町長（山下治夫君）

先ほど壇上で述べさせていただきましたけれども、私ども今までは教育委員会の社会教育課の中で担当させていただいておりましたけれども、この4月から企画部の中に地域協働係という課をつくらせていただきます。「協働」という言葉は、私はよく使わせていただいておりますけれども、そういった地域の方々とともにまちづくりをする中で担当させていただこうというふうに思っております。今後、まだまだ勉強するところがたくさんあるかと思っておりますけれども、担当課をはっきりして、町の方針も、そこで今現在かかわっている方とともに、よりよい男女共同参画社会をつくってまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

7番（千賀莊之助君）

あまり長々しておってもいかんと思えますし、町長から前向きな答弁でありました。私自身も、この問題は、これからの少子・高齢化社会を支える問題として、女性のこういった方々の参加、また協力がなくして、今からの時代は乗り切れないと思っております。男性方中心の社会でなしに、本当にこういった方々の参加がしやすく、また男女というか、男が偉い、女が弱いというそういったことじゃなしに、本当にしっかりとした対応をお願い

したいと思っております。

そこで、私の所見を述べさせていただきます、答弁は要りません。

これから少子・高齢化社会を支える労働力として、女性の参加が絶対に必要であります。これがためには、女性が仕事と家庭を両立できるような環境、特に男性の理解と協力が欠かせないと思っております。特に中高年女性がボランティア活動として、自分の能力の発揮できるような仕組みをつくらなければならないし、しかし、今なお女性を取り巻くさまざまな問題が山積しております。これを解消して、男女がともに生きる社会づくりを進めるために、地方団体では、その基本的な考え方と施策を進める指針、家族計画の女性プランを策定することが男女の意識改革、女性の社会的地位向上のための重要な課題であると思っております。そういったことを念頭に置きまして、ただいま町長の答弁がありました、企画部の方へ移設された場合、しっかりと対応していただきたい。そういったことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（谷川梅太郎君）

以上をもって、千賀荘之助君の質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開を10時30分といたします。

〔午前10時13分 休憩〕

〔午前10時30分 再開〕

議長（谷川梅太郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 山本辰見君の質問を許可します。山本辰見君、質問してください。

〔3番 山本辰見君 登壇〕

3番（山本辰見君）

おはようございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、町長初め、当局の皆さんの明快なる答弁を求めるものがあります。

質問通告書に従って順次質問させていただきます。

第1点目は、高齢者の皆さんを取り巻く問題でございます。美浜町の全体の人口は、平成23年1月末現在、2万3,681人となっております。資料で見まして、平成15年と比較しますと、1,058人減少しております。緩やかな減少傾向にあります。しかも平成19年あたりからは減少人数も増加の傾向にあります。年齢別の推移を見ますと、年少人口（ゼロ歳から14歳）、生産年齢人口（15歳から64歳）については減少傾向にあるのに対して、65歳以上のいわゆる高齢者の方々の人口は年々増加傾向にあります。美浜町のホームページの資料によりますと、高齢者の割合ですが、平成15年には18.5%、4,574名だったのが、18年には20%ちょうど、20年には21.5%、そして最新版の23年1月では23%まで上がっております。人数にしますと5,444人になっていました。

そこで、具体的な質問に入らせていただきます。

高齢者の方々が生き生きと暮らせるように老人福祉センターの創設をされたい。今、人口減少の理由の一つに、若い世代が親元を離れて近隣の市町で暮らすようになっており、年々高齢者の方だけの世帯がふえております。今、美浜町だけではありませんけれども、少子・高齢化の流れに対しては、いろいろな対応策が必要であります。その中でも、特に高齢者の方々が本当に生き生きと暮らせるようにすることが、そして行政の後押しが求められていると思います。この間、最近各地域で生きがいサロンのような活動が行われておりますけれども、私は、これはこれで地域の皆さん方のボランティアを中心とした取り組みで、本当に喜ばれている施策ではないかなと思

っております。高齢者の皆さんがおふるや休憩、団らんに気軽に利用できて、行けば友達がいり語り合える、こういう老人福祉センターの開設を求めるものです。町長の思いと決意を伺います。

2点目でございます。2点目は、美浜の塩で売り出しております食と健康の館の製塩事業についてであります。この製塩事業は、昨年春から理解できない動きがありましたけれども、なぜ今原水の海水を南知多から運んでいるのか。事の真相を明らかにされたいと思います。私は、本年度中にもとのあるべき姿に戻すことが求められているのではないかと考えます。その見通しはいかがでしょうか。

3点目は、22年度の予算の中にあります農林水産業費の中に計上されている交付金の中で、漁場活性化総合対策事業交付金というのがありました。なかなか予算の段階での質問でも、総合的に対応するというだけで、具体的な事業の内容、目的が明らかになっておりません。この事業の内容と目的、また現在、予算の執行状況はどのようなになっているのか、明らかにしていただきたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。

〔降壇〕

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

山本辰見議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、高齢者が生き生きと暮らせるように老人福祉センターを創設されたいとの御質問でございますが、老人福祉センターとは、地域高齢者に対して無料または低料金で各種の相談に応じたり、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜などを提供したりする施設であり、施設設置等についての国・県の補助制度は、今はございません。

第4次美浜町総合計画では、老人福祉センターの創設は位置づけをしておらず、計画の中では、高齢者の交流の場として、老人憩いの家の活用と施設の充実、各地域に生き生きクラブの設置推進をしていくこととなっておりますので、老人福祉センターの創設は考えておりません。

町では、60歳以上の方へかんぼの宿知多美浜の利用助成や、町内8ヵ所において身近な地域で気軽に集えるサロン事業に取り組んでおり、またシルバー人材センター事業への支援、寿大学や各種学習講座の開催、健康づくりに関する事業等も実施しております。町といたしましては、今後も高齢者の方々が身近な地域で気軽に参加できる事業等に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の食と健康の館の製塩事業について、なぜ南知多から運んでいるのかについての御質問でございますが、昨年9月、12月議会の本会議及び委員会等で同じ内容の御質問があり、お答えをさせていただきましたとおりでございます。

平成22年度につきまして、平成17年度より使用をさせていただいておりました海水ポンプの使用に伴う契約が調わなかったため、やむなく南知多町より海水を運搬しているものであります。これまで町といたしまして、野間漁業協同組合の御厚意に甘え、契約の締結もしないまま海水ポンプを使用させていただいてまいりました。しかしながら、今後の海水ポンプの使用につきましては、さきにお話をいたしました契約を締結させていただき、使用をさせていただきたいと考えており、現在の状況は、あくまでも一時的な方法と御理解いただきますようお願いいたします。

次に、漁場活性化総合対策事業交付金の内容と目的、予算の執行状況を明らかにされたいとの御質問でございますが、漁場活性化総合対策事業交付金の目的、内容につきましては、平成22年3月議会において説明し、承認をいただいたと理解しております。改めて申し上げますと、当事業は水産業の活性化を図り、漁業振興を推進す

るための交付金で、野間漁業協同組合事業の中で総合的に幅広く漁業振興に活用していただくものでございます。執行状況といたしましては、野間漁協より申請がございませんので、未執行となっておりますので、よろしくお願いたします。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

山本議員、再質問はありますか。

3番（山本辰見君）

それでは、順次補充の質問をさせていただきます。

私、通告書には事細かく書きませんでしたけれども、老人福祉センターの問題、事前に関係部局にはこの質問の背景について問い合わせしてありますので、関連する的確な答弁を求めるものであります。

今、町長から説明がありました高齢者福祉サービスの中で行われているその1点、いわゆる高齢者日帰り利用券事業、保養施設への利用券の助成でありますけれども、高齢者の方々の健康的な暮らしを応援して、昭和63年にスタートしたと私は理解しております。24年ぐらいになるかと思っておりますけれども、高齢者の皆さん方から、おふるや休憩、団らん等に気軽に利用できる老人福祉センターの施設の要望が当時本当に強く望まれていまして、議会の中でも何度か取り上げられて、しかし、当時の町長さんは、ぜひごみの焼却場の熱源なんかも利用した施設がつかれるといいねという話もある中で、当面町の施設ができるまでの間、地域にある設備で温泉も出ることとなって、これが利用できるように制度を整えたとお聞きしております。当初のスタート時の、いわゆる具体的な名前を上げますと、かんぼの宿の利用券ですけれども、当初の計画はどのような内容でありましたでしょうか。

厚生部長（久野元嗣君）

当時、議員言われますように、老人福祉センターの建設要望がございました。その中で健康と生きがいも取り入れながら建設をするということではなくて、まずは入浴券といいですか、老人の日帰り入浴券で対応させていただいて、そちらの方で老人の健康と増進に努めさせていただければということでお答えさせていただいておりますが、よろしくお願いたします。

3番（山本辰見君）

具体的にスタート時は何枚の補助から始まっておりましたか。

厚生部長（久野元嗣君）

スタートが3枚でして、以前に途中2枚になったことがございます。それからまた3枚に戻って、今現在2枚ということでの対応になっておりますので、よろしくお願いたします。

3番（山本辰見君）

当時からですけれども、基本的には、利用する場合は自分で出かけていくわけですけれども、10人ぐらいまとまれば送迎もしてもらえるとということ。当然おふるだけじゃなくて、畳の部屋の休憩所も使えるということだったと思っておりますけど、今も送迎については対応していただけるのでしょうか。

厚生部長（久野元嗣君）

かんぼの宿につきましては、おふるの日というのがございます。そこでの巡回の日がございますので、そこで乗っていただくというふうには現在なっております、特別、相当の人数が集まれば、また相談に応じていただけるようございますが、今現在、定期的に10人程度でオーケーということではなくて、おふるの日の方で対応していただきたいというふうにご話しておりました。

3番（山本辰見君）

先ほど町長の答弁の中で、幾つかこれにかわる事業も行っていると、老人の憩いの家の問題、生き生きサロン8カ所、あるいはシルバー人材センターの応援とか寿大学、いろいろありました。私は質問の中で指摘したように、本当に自分で出かけて行って、いつもあいておって、かぎを預かってとか、区長さんのところにかぎを借りていくとか、老人の憩いの家のかぎをだれかに頼まなきゃあけられないということではなくて、行ったらどなたかいて、せいぜいお茶なんかはお湯が沸いてあってとか、そういう形の、もちろん通えるところはいいわけですけど、遠くの場合は送り迎えも含めてですけれども、そういう施設がぜひ欲しいというのが、一方で介護の問題とか、自立支援の問題とか、病気になる方たちの対応も必要ですけれども、その前に本当に元気に暮らしていただきたいというのがありますから、相談を受けた方からも、自分の子供たちは勤めておって、もし私が倒れたときには、片方が仕事をやめるようなことがあっちゃかわいそうだと。何とか自分は自分で暮らしていきたいというような意見があって、ぜひ公設の、行ったらおふるに入れてという設備が、しばらくこの問題はあまり論議にならなかったような気もするわけですが、実は、先ほど他の議員からも質問がありましたように、23年度に企画部というのをつくって、それからもう1点、将来の構想の中の総合計画が計画に入るとしておりますけれども、そういう中で、次の総合計画を策定する段取りになっていると思いますけれども、当初の目的は、議員をやっている方、あるいは資料から見せてもらいましたけれども、本当に必要な設備で、今、部長の方から答弁があったように、みんなが憩える老人福祉センターが欲しいということに、当初の計画というか要望に立ち返って再検討する考えはないですか。もう一度お願いします。

厚生部長（久野元嗣君）

まず老人福祉センターの建設に関してでございますけれども、今、議員御存じのように、ほとんどの行政区、一部他の施設の併用という形で、一つの例でいいますと、漁村センターのように、他の施設との共用で使っている部分もございますが、基本的には、地域に老人憩いの家というのがございます、各行政区に。なるべく交通手段を使わなくても、地域で歩いてなり、いろんな形での地域の人との交流が深められることの方が、一カ所集中型よりも、今現在では高齢者に対してのフォローになっていくのかなと。入浴とはちょっと違いますが、健康増進だとか、いろんなフォローアップにはつながっていくのかなと。健康づくりもそうなのですが、そういう中で、美浜町は老人憩いの家の充実とともに、一つの例でございますが、カラオケ施設を置いたり、そういう補助要項もつくらせていただいて対応してきておる現状でございます。ですが、そこにつきましては、御存じのように入浴施設がございません。ですから、かんぼの湯に協力していただきまして、入浴券をお届けしておることでございます。

それから、一番最近、高齢者の方で問題になってきておるのが、健康と引きこもりの関係でございます。そういう中で、今回、町長答弁の中にも入れさせていただきましたが、地域の人たちとの交流の場ということでのサロン事業といいますが、その組織の方たちのクラブによっては生き生きクラブという表現も使っておりますが、そういうところを現在8カ所でいろんな事業を展開して、交流をしていただいております。その中で、多いところでは年間23回やっていただいております。そうやって、少しでも顔の見えるところでお互いの交流をすることによって、お互いの親密感だとか、連帯感が生まれることによって疎外感がなくなる形を模索しておりますので、よろしく願いいたします。

3番（山本辰見君）

今、他の市町のことを言われましたけれども、隣の武豊町にちょっとお聞きしてきました。先ほどの昭和63年の美浜町の話が出た、その10年ぐらい前から、54年から事業がスタートしているようですけれども、町営で運営しておりまして、当然パートの方も含めて職員を配置して、送迎バスを運行して、建設費を除いたにしても維

持管理費もかかります。そんな意味では非常に経費をかけて運営をしているようではありますけれども、年間1万人を超える利用の方が見えるということをお聞きしました。私は、今、部長から説明がありましたサロンだとか、憩いの家のことを否定するつもりも全然ありませんし、本当に利用していただきたいと思います。ただ、先ほど指摘しましたように、例えば月1回とか、あるいはかぎを借りなければなかなか行けないという形で、もちろんカラオケ設備があることも知っています。そのことを否定するつもりは全然ございません。そうじゃなくて、無料でおふろに入れるということの、こういった施設を、今4次の計画の中にはもちろんのっていませんでした。今度は5次になるうかと思えますけど、総合計画を立てる中で、場所のことは検討は必要かなと思いますけれども、今の総合体育館公園の辺をもっと基盤整備をして、町民が集まれる形を考えているということですから、その中にぜひ入れていただきたいというのが私の本当の強い要望でございます。

今、具体的な方向が見えない中で、私は、準備が整うまでの間、建てるという計画は表明されませんでしたけれども、ぜひそういう環境が整うまでの間、今の温泉施設の利用券ですね。もう一つ、美浜町の場合は入湯税をいただいている温泉施設もあります。そこは利用できないものなのか。それから、今枚数が減らされて2枚になっているわけですが、ぜひ利用券の枚数の増加を検討してほしいと思いますけど、いかがでしょうか。

厚生部長（久野元嗣君）

まず、利用の問題でございます。確かに武豊町、老人福祉センターがございます。5市5町でいいますと、半田、大府、知多市にもございます。あと町でいきますと武豊町かなあというふうに理解しております。

それから、かぎの面でございます。健康な高齢者の方とちょっと調子が悪い方とおられると思います。その中で、両方含まれておる中では、美浜町では、高齢者の方は老人クラブに入らせていただきまして活動しておるわけでございます。この老人クラブの数が約40ございます。その数が4,670名の方の会員がございまして、これが美浜町内でも一番大きな団体の人たちであろうというふうに思っております。その活動を充実することによって、まずいろんなコミュニケーションだとか、そういうことの連帯感だとか、自分たちの問題等も浮き上がってきたときに、町の要望に対しても、お互いの中での一番欲しいもの等も明確になってくる部分もあろうかというふうに考えておりますので、この人たちにもいろんな御意見をお伺いしながら、今後の老人に対する対応を考えさせていただければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

3番（山本辰見君）

2点目の質問をさせていただいたところの補充質問をさせていただきたいと思います。

先ほど22年度が、それまでお世話になっていた野間の漁業組合の設備から、契約が調わなかったのが、一時的な時限的な問題ですけど、22年度は具体的には師崎の方からくんでいると思いますけれども、その前段として、22年度のことじゃなくて、21年度のポンプ設備の使用料の精算がまだ済んでいないように思うわけですけど、なぜそこに至ったのか、もう少し説明をしていただきたいと思います。

経済環境部長（榊原 茂君）

議員御指摘のとおり、21年度のポンプの使用料についても支払いの方はしてございません。昨年9月の決算議会のときにも御説明をさせていただいたと思っておりますが、私ども漁協さんの言われます使用料について、21年度の当初予算では5万円の予算計上をいたしまして、その後流用いたしまして、21年度中に漁協さんの当初言われておりました40万円の支払いをすべく流用をさせていただいて、支払いをする準備をいたしておりましたが、漁協さんの方から、その請求書が出てこなかったということで、未執行になっておるというものでございます。

3番（山本辰見君）

私は、今お金の問題を詰めるつもりはあまりなくて、先ほど町長の答弁の中に、いわゆる17年から21年度まで利用させてもらったところに、契約とか覚書みたいなのがなかったということを言われました。そのことが一番大きな問題ではなかったかなと私は感じているわけです。というのは、先ほど予算を計上していた年間5万円というのがありました。これが多分に、当初計画の段階でも、食と健康の館の事業を立ち上げる計画のときに、どこから海水をくむということがあったと思いますけれども、その段階でいろいろ探しているときに、先ほど漁協の厚意といいますか、今地元で設備があるから、ここを利用したらどうだということ。それから、当然将来的には町の方が設備も整えてとか、あるいは17年、18年、19年度の段階で、野間海岸整備事業というのがあったと思うんです。そういういろんな経過の中で、町の設備を整えるまでの間ということが前段にはなかったのか。覚書がないということですが、そういう背景はないですか、ちょっと説明願います。

経済環境部長（榊原 茂君）

議員の言われますように、17年に食と健康の館はオープンをいたしました。野間漁協さんのポンプを使用するまでは、他の海からくんでおりました。そうした中、漁協さんと私どもと調整が整いまして、野間漁協さんの方からの厚意によって、今の富具崎の海水をくみ上げるポンプ施設を利用させていただけるということになりました。以前も申し上げましたが、このときに、じゃあこういうふうだよという契約行為というのか、そういったものが私どもと組合さんの方では結んでなかったということで、先ほど議員言われますように、漁協さんの厚意によってずうとくんできたと。そうしたときに、今、野間海岸整備を言われました。野間海岸整備の中で、こういった施設をつくってはどうかという御提案もいただいております。私ども、組合さんからは、くんじゃいかんよということはありません。くめばいいんだということはいつも言っておりますし、そのように21年度についても、年度当初から組合さんの方からはくんでもいいんだと。また、枝条架施設についてもいろいろアドバイスをいただいて、21年度枝条架の方も運営をさせていただいた経緯がございます。そういったことから、私ども組合さんとの、先ほどから申し上げておりますように、そういった契約というものが結ぶことができれば、いつでも組合さんのポンプ施設を使わせていただきたいというふうに考えております。

今、議員の言われますように、現在、師崎漁協さんのポンプ施設を利用させていただいて、海水の確保をさせていただきます。師崎の組合とは覚書を結んでポンプを利用させていただいておりますが、この覚書の中に、いつでも野間の方に帰るように、利用料金については当初に支払うけど、もし途中で解約するときには、未利用の分のポンプ使用料は返すよという覚書もできておりますので、もしそういったことで野間漁協さんのポンプ施設が利用できるようなれば、当然私どもとしては、今の富具崎港の方に帰ってきたいというふうに考えております。以上です。

3番（山本辰見君）

私は、ぜひ今できたらという言葉にも聞こえますけれども、22年度、師崎から海水をくんでいるということですが、私どもは、塩の生産も含めてですけれども、美浜町の、特に西海岸でいきますと、漁業というのは本当に中心産業の一つだと思っています。そういう面で、美浜の主要産業の一つである地場産業を育成、発展させるという意味からも、今の状況を続けるということは、本当に正しくないことだと私は認識しております。本当に戻してほしいと思います。ここに、今販売しています美浜の塩というのですね。もちろんきちとうたってあって、原材料名、海水（愛知県知多半島師崎）ということをやっています。このことが間違っているとは思いません。海水はここだけでも、美浜の設備でつくっているということですから、美浜の塩には違いありませんけど、あくまで私は変則的な形だと思っています。ぜひ努力していただきたい。しかも、部長が先ほど言った食と健康の館の事業が計画の段階のときに担当されていたと思います。先ほどから答弁の中にありましたように、

本当にいい海水をとりたいということから、地元にある水質の安定した、くみ場は港の中にありますけど、ずうっと沖の方の深いところに井戸の設備をつくって、そこからくんでいるわけですけども、漁協さんの協力があって、この事業は始めることができたんじゃないかと思っております。

現在は、そこの部長として、最高責任者であります。失礼ですけど、この3月で職を離られるわけですね。その面では、本当にいるうちに、年度内に解決してほしい、このことを思っております。

実は、私こういうふうにお聞きしました。この問題の解決を町長の方からは一任されていると。部長の決断で何としても解決してほしいということだと思いますけれども、間違いはないでしょうか。

経済環境部長（榊原 茂君）

町長から一任されておると。私、経済環境部長として、職務として町長に一任されることというよりも、当然私の職務としてやるべきことだというふうに理解しております。

3番（山本辰見君）

そういう意味では、まだ籍のあるこの22年度のうちに、例えば精算が来年にずれ込むにしても、方向性をきちっとつけていただきたい。町長にこのことを再度確認したいと思います。22年度に何らかの方向性を見つけて、先ほどの答弁から聞きますと、何か漁協さんの方に問題があるようにも聞こえてきますけれども、歩み寄れる形はないのかと。お金の精算のことではなくて、何か方法論はないのかなと思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

町長（山下治夫君）

今、担当部長が答えたとおりでございますが、私が壇上で答えさせていただきました、プラス部長が席で答えたことの繰り返しをします。現在の状況は、くんでもいいよと漁協さんが言われております。ただし、我々につきましては、行政でございますので、やはり今まで御厚意に甘え、契約書のないままくませていただいたことを反省いたしまして、今後につきましては、ぜひとも契約をお願いしたいという旨一本でございます。契約書につきましては、漁協さんには届けてございます。そこに印鑑を押していただくのであれば、その日からでも私はくめるものというふうに理解をいたしておりますし、また部長以下、担当職員に至るまで、みんなが思いは一つとして努力していることだけは間違いございませんので、よろしく願いいたします。

3番（山本辰見君）

最後にもう1点だけ指摘しておきたいと思えます。

新しい契約書を結びたいと。そこが結べていないというのは、これまでの経緯のことにきちっと、言葉は失礼ですけども、振り返って見直さないかん課題があるのではないかと。そのことを感じるところでございます。

3点目の問題に行きます。

町長（山下治夫君）

指摘しておきますということを言われますと、いかにも我々が間違った行動をとっているということを指摘されたというふうに理解をしますけれども、我々としては最善を尽くし、地元でお互いに共通関係を持った中で事業を行ってまいりたいということでございますので、一方的な指摘につきましては、私としてはいかがなものかと思えますし、我々もいろんな話し合いの中で行わせていただいておりますので、ややもしますと、物の言い方においては、誤解を招くことがふえるかもしれませんので、どうぞこれは、担当職員の方へお任せ願いたいというふうに思います。

3番（山本辰見君）

契約書の問題を、町の方は契約書を出しましたと言いましたけれども、契約書を交わすときには、当然相手方

といろんな折衝をして、最後こういうふうで行きましょうというので交わすのが契約書だと思います。一方的にこちらから契約書に判こを押せという形では、私は先ほど指摘した、それまでの、新しい契約書について中身がどうだというつもりはありません。それを交わす段階の中で、前の何かしらが残っておって、契約書にサインができないのではないかなと思って、そういう指摘をさせていただきました。

経済環境部長（榊原 茂君）

今、契約を交わしたという御質問がございました。私どもは、契約はまだ交わしてはおりません。交わしたいということをお願いしておると。私どもが出したのは、請求書についてお願いをしておるということでございますので、その点、よろしく願いをいたします。

3番（山本辰見君）

私は、契約を交わしたというんじゃなくて、先ほどの町長の答弁では、契約書のような言い方をされたものですから、そういうふうになりました。それが請求書だとしたら、ちょっと私の聞き間違いだと思います。

この件はこれで終わります。

3点目の問題を、時間も少しありますのでお願いしたいと思います。

農林水産業費の中の漁場活性化総合対策事業交付金であります。言葉のとおり、水産業の活性化、漁業振興を目的として、総合的に幅広く活用されたいということが出されたと説明がありました。前段としてちょっとお聞きしたいのは、この予算の中には、補助金、あるいは負担金、交付金というのがありますが、この項目だけ、これまであまりなかった交付金になっているかと思えますけど、負担金、補助金、交付金の違いをまず説明願いたいと思います。

経済環境部長（榊原 茂君）

私どもが今回交付金として支払わせていただきましたのは、今まで組合さんだけではないですけど、いろんな団体から、こういった事業がやりたい、こういうふうで、その事業を実施するためにこんだけの助成をしてもらえないかという要望をいただいて予算計上をさせていただいております。交付金ということで、先ほども申し上げましたように、この事業というふうに目的を絞るのではなく、今回は漁協さんですので漁協さんと言わせていただきますが、そういった漁協さんの中で幅広く漁業振興を図っていただきたいということで、これこれというふうな指定をするのではなく、広く漁業振興を図っていただく。組合さんの方で考えてやっていただく、そういったことで交付金をつけさせていただいております。以上です。

3番（山本辰見君）

これまで、先ほど部長の答弁にありましたように、漁場の整備だとか活動改善等、補助金で予算は計上されてきました。今回、新たに交付金として計上したのは、今説明では、事業として特定しないということですが、関係する野間漁業協同組合、あるいは関係者のところからは、どういう要望が出されて、それに基づいて予算化したものでございますか。

経済環境部長（榊原 茂君）

まず、21年10月の時点で、21年の10月といいますと、22年度の予算を組むというときに、事業名としてアサリ稚貝の放流、それとトイレの要望、また漁場改良、漁場改良というのは、漁場の耕うん、整地でございますが、そういった要望を、例年の枠とは別に要望をいただきました。そうした中で、私どもといたしましては、当然その要望にこたえるべく、22年度で予算を組ませていただいたわけですが、それは通常の補助金として組ませていただきました。アサリ稚貝の放流、漁場改良、この2点については通常の補助金として組ませていただきましたが、先ほど申し上げております漁場の交付金については、それとは別に、先ほども申し上げましたように、幅広

く組合さんの中で考えていただいて、漁業振興を図るべく事業を行ってくださいということで交付金をつけさせていただいております。以上です。

3番（山本辰見君）

昨年4月の時点になってからちょっとわかりませんが、22年度の予算が計上された折に、今説明のありました漁業協同組合の方に予算がついた旨の報告というか、こういうふうで予算がついたからということで行かれたと思いますけれども、事業内容については、そのときどういう話し合いというか、町の方からはされていますでしょうか。

経済環境部長（榊原 茂君）

4月に私どもの担当が交付金の説明をさせていただいて、それに対する事業の計画がまとまったら出していたくように依頼をしております。また、私行きましたときも、こういったことで22年度については漁業の振興を図っていただくために交付金で500万円、こういったものをつけさせていただいたという御説明はさせていただいております。以上です。

3番（山本辰見君）

同じような支援については、今漁業関係者のお話だけになっておりますけれども、美浜町の場合は、当然農業の方、米の生産もありますから、ミカンを初め果物、野菜もあります。それから畜産関係もあります。商工業者さんもあるかと思えます。一方で、観光協会とか、いろんな形がありますけれども、こういう形で、関係者の支援ということで交付金という形をもっと幅広く考えているのか。来年度もこのことは考えているのか、お聞きしたいと思います。

経済環境部長（榊原 茂君）

私の今、農業水産を担当させていただいた中で、こういった交付金を予算計上したというのは、私の記憶の中では初めてのケースでございますが、最近、国・県においても、どちらかといえば補助金という形よりも交付金という形がふえてきておるのではないかなというふうに思っております。

ほかのところといいますと、23年度予算の中では、交付金というものは予算書を見ていただいておりますので、御理解いただいておりますが、23年度では計上はしてございません。

3番（山本辰見君）

なぜここまで、私、しつこくという言葉が当たりませんけれども、細かく聞いているかといいますと、せっかくいろんな形で使ってほしいという話は、当然いろんなところで予算をつけてくれというのがいっぱいある中で、限られた予算の中で計上した、なぜもう3月が終わろうとしている段階でこれが計画も出てこなくて使わないということになっているのか、出した経過が、先ほどの質問の中で、関係者からどういう要望が出されて、こういうのに使いたい。ぜひ予算をつけてほしいということが食い違っておりませんかということが気になって、しかも来年は予算を組まないと。ことしの分が未執行になる可能性が、この段階に来ますとそう感じるものですから、この予算の計上の仕方が本当に問題があるような予算計上ではないかなあと思うものですから、その辺、もう少し説明を願いたいと思います。

経済環境部長（榊原 茂君）

先ほども申し上げましたように、組合さんからは、21年10月と21年11月の2回に分けて、こういった要望をいただきました。先ほども申し上げましたように、22年度については通常の漁場改良、稚貝放流の2点については、事業費に対しまして2分の1補助ということで予算計上し、執行の方はいたしております。そういった中で、先ほどから申し上げておりますように、交付金の500万については4月、それから私も説明をいたしましたし、こ

の交付金については、最終的に10月に、この交付金は使用しないということは私は直接ではございませんが、お聞きはしてございます。以上です。

3番（山本辰見君）

私は、たまたまきょうは課題として農業水産の中でも漁業というか、海水に関係したことで、たまたま漁業関係に絞られたんですけども、実はすごい気になっているのは、農業団体も含めて、観光協会も含めて、いろいろな団体がありますけれども、本当に美浜町を支えていただいている漁業、農業、商工業者さん、観光協会も含めて、町の方とそういう団体が本当に意思疎通がうまくいって、本当に協働のもとに事業なり、町の運営、それぞれの業界の方の仕事がうまく回っていくようにしていかなきゃならない、そう思ったときに、先ほどの海水ポンプの問題も少し話が途切れているのではないかということがすごい気になって、本当に心配でなりません。そここのところは、本当に解決のために努力していただきたいと思います。

経済環境部長（榊原 茂君）

今、私、ここの手元に山本議員の町政だよりを持ってあります。これを見ておりますと、何か組合さんと私どもが非常に仲たがいというんですか、隔たっておるといような表現がされておりますが、私どもとしては、先ほども町長も申し上げましたように、一定のルールのもとにやっていきたいと思いますということで、補助金についても組合さんからいただいた要望については、先ほど私、21年のときにトイレの要望もいただいたということをお知らせしました。22年度については、トイレについては事業実施の方はできませんでしたが、23年度の当初予算の中でトイレの設置について予算計上をさせていただきましたし、これについては組合さんともお話をしております。当然地元区、そういったところともお話をさせていただいて、漁業振興等々を図っておりますし、先ほども申し上げましたが、議員が言われるようなそんな大きな隔たりは私どもとしてはあるというふうには考えておりませんので、よろしくお願いをいたします。

議長（谷川梅太郎君）

以上をもって、山本辰見君の質問を終わります。

次に、12番 島田昭夫君の質問を許可します。島田昭夫君、質問してください。

〔12番 島田昭夫君 登壇〕

12番（島田昭夫君）

こんにちは。午前の部最後になろうかと思いますが、質問をさせていただきます。

3月議会は、美浜町の当年度の一年を決定づける予算の審議、その予算の執行を決定する最も重要な議会であると考えております。私、毎年同じ内容の質問をいたしておりますが、このことは、町長の施政方針を聞くという意味からも、欠かすことのできない、私ども議員の責務であるというぐあいに考えております。美浜町として、大いに自信が持てる23年度予算であると、町長から強いメッセージを期待するものであります。

通告書に沿って質問をさせていただきます。

平成23年度一般会計当初予算について、23年度予算と22年度予算を対比すると、23年度70億1,600万円、22年度70億7,000万円で、総額では微減でございます。ちなみに21年度は66億7,900万であったわけですが、23年度、22年度の予算には、御承知の子ども手当が5億含まれているということで、この子ども手当を、これは国からのお金がそっくり来るわけでございますので、除くと、この3年間で65億ないし67億の予算総額が定着し、財政厳しい折から、緊縮予算としては大いに評価できる場所ではないかと思っております。

このことを踏まえて、23年度予算の意味するところをお聞きいたしたいと思っております。

1番、町長が23年度予算で特に強調したいものは何であるか。

2番目に、具体的に歳出で意識的に増額したものは何か。増額を余儀なくされたものは何か。また、減額したものは何か。その理由は何かということでございます。

3番目に、二、三年の間、もちろん緊縮財政、緊縮財政といって何もかも抑えることが私は善とは思っておりません。やはり予算の中に町の方針なり何なりがあらわれてくるものでございますが、この二、三年の間に大きく予算を充当するような投資的事業計画はあるのか。

4番目に、美浜町にとって、基金残高と町債の残高は幾らぐらいが適正と考えるか。無借金自治体というのは皆無でございましょうし、さて、どのくらいかというのが、私どもいつも判断としては迷うところでございます。それによって、23年度は経常収支比率はどれほどとなるのか。

6番目、23年度予算が計画どおりに執行されたとして、美浜町の財政状況はどのようになるのか。簡単な表現でお願いしたい。

今、中央は大変混乱しておりますが、依存財源の国・県からの支出金について、近い将来もありますが、懸念されることはないのか。

それから8番目に、予算案を作成する段階で、町民代表の我々と話し合うことはできないのか。これは非常に難しい質問になるかと思いますが、議会の性格、あるいは行政という立場を考えて、そう簡単にはいかないよということではございましょうが、何らかの形での議会改革は望めないものかということでございます。

以上、壇上での質問を終わります。

〔降壇〕

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

島田昭夫議員の御質問にお答えをいたします。

平成23年度一般会計当初予算についての第1点目、町長が23年度予算で特に強調したいものは何かについてでございますが、既に新聞報道等で御承知のことかと思いますが、さきに行われました国勢調査速報値が報じられ、愛知県では15万人の人口増としながらも、本町では前回と比較し、約1,100人の減少となりました。全国的に少子化傾向があるとはいえ、年々減少する町の人口の行く末に一抹の不安を感じております。

今や、自治体の行う行政サービスの質と量により、住民が自分の住む場所を選べる時代となっており、人口減少を最小限にとどめ、若者世代の定着を図るための施策の早急な実施が必要であると考えております。

そのための施策といたしまして、布土保育所乳幼児室改修により、すべての保育所での乳児保育を実施するほか、管内市町との均衡も考慮し、ワクチン接種の無料実施、子供通院医療費対象年齢の引き上げにつきましても実施せざるを得ないものと判断いたしました。

防災対策につきましては、同報無線の補完工事を初め備蓄倉庫の更新など、非常事態発生に備え、万全の体制整備に向けて取り組んでまいります。

また、長年地元より要望のありました河和中学校柔剣道場・木工金工教室棟の建設実現につきましても、22年度におきまして財源措置を行うことができましたので、実施してまいります。

安心で住みたいと思えるまちづくりの施策実現に向け、限られた予算の中ではありますが、精いっぱい予算編成を行わせていただけたものと考えております。

次に、第2点目の具体的に歳出で意識的に増額したものは何か、増額を余儀なくされたものは何か、また減額したものは何か、その理由は何かについてでございますが、最初に、意識的に増額したものと及びその理由でございますが、ワクチン接種につきましては、23年度限りで補助金が打ち切られることが決定されております。これ

とあわせて管内市町の実施状況も踏まえまして、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の無料接種に加えまして、80歳以上の高齢者肺炎球菌ワクチン接種への助成に要する経費として4,000万円を計上いたしました。

子供医療費の対象年齢の引き上げにつきましても、ワクチンと同様、管内市町の過熱ぎみとも思える予算措置状況を踏まえ、本町もそれに準じて予算計上をさせていただいたものでございます。

民間木造住宅改修費補助金については300万円を計上させていただきましたが、22年度、国の緊急経済対策による上積み補助、大規模地震へ住民意識の高まりもあり年々増加傾向にありますので、対前年度比180万円増額とさせていただきます。

このほか、防災関連経費といたしまして、防災行政無線のデジタル化、防災備蓄倉庫の更新等、設備の充実を図ったほか、同報無線につきましては、防災リーダーへの戸別受信機の配付並びに試験放送実施等により確認された空白エリアへの屋外放送機の追加に備えた補完工事の経費を計上してさせていただきました。

新たな施設整備といたしましては、河和中学校柔剣道場・木工金工教室棟の設計費を計上させていただきました。建設費のうち一般財源に相当する額を平成22年度中に教育施設整備基金に積み立てをさせていただきましたので、24年度着工に向けて計画的に進めさせていただくためのものでございます。

出先機関との情報ネットワーク構築に当たりましては、クラウド型コンピューター方式により情報の一括管理を行うため、高速通信が可能な光回線へ移行するため、電子計算費に所要の経費を計上させていただきました。

これに関して、小・中学校におきましても、将来的には同様のコンセプトに基づく対応ができるよう、パソコンの更新を行うとともに、パソコン教育の水準を高めるため、電子黒板の配置並びに専門知識を有するIT教育アドバイザーを雇用するための経費を計上させていただきました。

次に、増額を余儀なくされたもの及びその理由でございますが、国による法律の廃止、あるいは改正に伴って、地方公共団体にとって新たな負担が生じるものがございます。その一つは、地方議会議員年金制度が平成23年6月をもって廃止されることに伴いまして、年金給付に必要な財源は、毎年度、現職議員の標準報酬月額に応じて、各地方公共団体が公費で負担することとなりますので、議員共済会負担金につきましては、対前年度比3,467万7,000円増額し、4,288万5,000円を計上しております。

総務省自治行政局公務員部福利課から、この制度の見直しを前提に、地方財政計画におきまして、平成23年度、地方公共団体が負担すべき額として、制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する経費1,301億円を含む1,347億円を計上する旨の通知が愛知県を通じて各団体に届いておりますが、地方公共団体への具体的な補てん額及び方法に関しては示されていない状況となっております。

次に、外国人住民を住民基本台帳法の適用に加えるため、平成21年7月15日に住民基本台帳法が改正されたことに伴いまして、住民基本台帳システム改修委託料として4,410万円を計上しております。

改修の内容でございますが、住民基本台帳システムへの外国人の登録及び仮住民票発行を行うためのシステム開発及び導入に加えまして、既存システムの総合行政情報システム、住民基本台帳ネットワークシステム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、福祉総合システム、戸籍システムとのデータ連係を図るための個別システムの改修及び適用作業を行うものでございます。過去において、戸籍システム導入に際しましては、地方公共団体の新たな負担に対して特別交付税措置が行われた例がございますが、今回の住民基本台帳システム改修に当たりましては、何ら具体的な財源対策が示されておりません。

次に、医療費の増加についてでございますが、子供医療費の対象年齢につきましては、通院医療費につきましては、愛知県におきまして小学校就学前までを補助していただいておりますが、管内市町におきましては、大半の団体が単独上乘せ補助により中学校卒業までとしている状況があります。

本町におきましては、多額の財源負担が伴うため、これまで小学校3年生までとしてまいりましたが、同様のサービスについて管内市町でその対応に差が生じている状況は解消すべきであり、新たな財源負担をしてでも他市町の水準まで引き上げる必要があるとの判断に至りましたので、本年10月より実施するための経費として約1,000万円ほど増額計上いたしました。年間ベースでは約3,000万円ほどの増加となり、子供医療費だけで8,000万円の支出が見込まれることとなります。

続きまして、子ども手当につきましては、国の関連法案通過が不透明ではありますが、国の方針に基づき3歳未満7,000円の引き上げ分を含めて7,000万円を増額計上させていただきました。

次に、減額したものと及びその理由についてでございますが、普通建設事業費につきましては1億5,000万円ほど減額となっておりますが、主なものとしまして、同報無線整備工事が終了したことによるものであります。

また人件費につきましては、共済費負担率上昇により632万2,000円の増加があるものの、退職者と新規採用者との給料の差額として1,648万3,000円、手当については、期末・勤勉手当支給率引き下げによる影響等により3,021万9,000円の減額となり、総額では4,038万円の減額となっております。

次に第3点目の、二、三年の間に大きく予算を充当するような投資的事業計画はあるかについてでございますが、平成22年12月議会最終日に議員の皆さんに配付させていただきました第4次美浜町総合計画、第8期実施計画におきまして、平成23年度から25年度までにおける普通建設事業及び事業費が記載されております。

本町におけますインフラ整備については、ほぼその整備を完了したものと考えているところでありますが、議員御質問の大規模事業といたしましては、長年地元より要望があり懸案事項となっております河和中学校柔剣道場・木工金工教室棟工事を平成24年度に実施する計画となっております。なお、この財源につきましては、平成22年度におきまして、教育施設整備基金に所要額を積み立てております。

また、広域ごみ焼却施設の平成29年4月稼働に向け、知多南部広域環境組合建設負担金を25年度より予定をいたしております。

次に、第4点目の美浜町にとって基金残額と町債の残高は幾らぐらいが適当と考えるかについてでございますが、まず22年度末における基金残高といたしまして17億5,000万円ありますが、このうち財源調整をするための財政調整基金につきましては約10億円、その他六つの特定目的基金といたしまして7億5,000万円ほどの基金残高がございます。毎年、限られた財源で予算を編成し、それをもって住民ニーズを実現するための事業実施、予算執行を行っておりますが、その結果生じた収入・支出の差が翌年度決算剰余金であり、これを地方財政法の規定に基づきまして毎年基金に積み立て、現在に至っております。基金残高が潤沢にあることにつきましては、それにこしたことはありませんが、依存財源に頼らざるを得ない本町の財政状況にあって、現在の住民福祉、サービスを行いながら、なおかつ計画的な基金の積み立てを行うことは非常に難しいものと考えております。常に税収、あるいは国の地方交付税等依存財源が毎年の予算額を大幅に上回るというのであれば、確実に基金残高は増加していくものと考えますが、基金の積み立ての可否は、経済動向及び国の政策に大きく左右されるものであり、適正であるかを論ずるより、現在、最大限の努力により積み立てをしているものと御理解していただきたいと思っております。

なお、財政調整基金につきましては、22年度末残高が10億1,000万円となっておりますが、過去10年間で最大となりました平成13年度末残高10億5,600万円に匹敵する残高となっておりますが、財政見通しが不透明な現状におきましては、幾らあっても安心できるものではないと感じております。

次に、起債残高が適正かどうかにつきましては、本町の住民福祉、教育・文化の向上を図るため、これまで多くのインフラ整備を行ってまいりました。過去におきましては、起債残高が一般会計予算額を超え、その償還額

も年額9億円以上という非常に厳しい状況もありましたが、順次償還を終え、今日に至っております。残高が適正であるかどうかというより、ようやくここまで来れたというのが素直な気持ちであります。

起債対象事業としましては、通常、地方交付税の振りかえ分である臨時財政対策債ほか、安全・安心に住民生活を送っていただくための生活道路整備を初めとする基盤整備事業等の交付税措置のある事業を厳選するとともに、必要最小限の借り入れにより起債残高が増加しないよう努めておりますが、交付税振りかえ分の臨時財政対策債を毎年度繰り入れてまいりますと、今後におきましては、減少から増加へと転じていくことが予想されております。基金管理及び起債の借り入れに当たりましては、現在置かれています町の財政状況を常に念頭に置きながら適正に行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、第5点目の23年度は経常収支比率はどれほどになるかについてでございますが、21年度決算時における本町経常収支比率につきましては、当初予算ベースでは91.3を想定しておりましたが、決算におきましては95.5となり、当初予測より4ポイント上昇する結果となっております。平成22年度におきましては、当初予算ベースでは86.5を想定しておりましたが、普通交付税増額及び法人税収入の伸びなど一般財源の増額が予想されること及び21年度における当初と決算時の誤差を考慮しますと、最終的には90%前後になるものと想定いたしております。なお、23年度につきましても、税及び交付税等一般財源がほぼ前年度並みであり、22年度と同様の財政状況であれば90%程度になるのではないかと考えられます。

いずれにしましても、国及び経済動向により財政状況が大きく左右されますので、経常収支比率も変動しますが、徐々にではありますが、改善しつつあるものと考えております。

次に、第6点目の23年度予算が計画どおり執行されたとして、美浜町の財政はどのようになると予測するかについてでございますが、本町の将来の財政状況を予測することは非常に難しいことだと思います。繰り返しますが、財政状況は経済動向や国の政策により大きく左右されるものであり、そのときそのときの限られた予算の中で臨機応変に適切な判断を行い、対応していく以外にはないものと考えています。

いずれにいたしても、国政や経済の状況をいち早く把握、分析を行い、財政運営に支障を来すことなく、持続可能な行政運営が行えるよう堅実な財政運営に努めていくことが大切であると考えております。

次に、第7点目の依存財源の国・県からの支出金について、将来にわたり懸念されることはないのかについてでございますが、平成23年度予算の概要をごらんいただければわかりますが、本町の収入のうち48.1%につきましては、地方交付税を初めとする国・県からの依存財源であり、非常に高いウエートを占めております。本町の財政状況は、現在の行政事務を行うために必要となる財源を税収のみで賄うことができず、残念ながら国・県からの依存財源に頼らざるを得ないのが実情であります。国・県の依存財源につきましては、国の政策に左右されることが多く、過去、小泉政権時代には、国庫補助金及び負担金の廃止・縮減、地方交付税の抑制、税源移譲を内容とする三位一体の改革が実施されましたが、このときも国庫支出金及び地方交付税の削減分に見合った税源移譲が地方公共団体に対して行われず、地方公共団体は、この財源不足の状況を甘んじて受けることになったことは記憶に新しいところであります。

普通地方交付税につきましては、制度改革が頻繁に行われており、これまで9億円前後で推移してまいりました普通交付税が、民主党政権になった今年度につきましては、追加交付も含めて対前年度比3億7,000万円もの増加となるなど大きな変動があるのも事実であり、その変化を予測することは非常に難しいと思われれます。国の借金が1,000兆円に迫ろうとしている中、地方交付税制度を維持していくことができるのかどうかについては甚だ疑問が残るところであり、今後の国の動向から目が離せない状況となっております。

また、国・県の補助金では、新年度無料で接種することにしてあります子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン及

び肺炎球菌ワクチンの予防接種につきましては、既に23年度限りで補助金の打ち切りが決定されています。単年度のみで終結する事業であるならともかく、自治体として一度事業を実施した以上、翌年度以降の実施については非常に苦慮しなければなりません。国及び県の一方的な方針転換や補助金の打ち切りなどが行われ、それに自治体が左右されることのないよう、格別な配慮を国・県に望みたいと考えております。

次に、第8点目の予算案を作成する段階で町民代表の議員と話し合うことはできないかについてでございますが、予算案の議会への提出権は首長にあり、議員の皆様にはその内容につきまして、議会において慎重審議していただいているところでございます。これは、執行権者である首長が独断専行しないように、議会に監視機能が求められているからであり、提出された内容に不備または変更を要する必要がある場合におきましては、制度的に、修正案の提出をもって、住民代表である議員の意思を反映させることも可能であると承知しております。

今回御質問の予算案作成の段階で議員がかかわるということになりますと、いわば自分が作成した内容の議案を自分で採決するという構図になり、これは地方自治法も想定していないものと考えています。議案につきましては、議会開催告示日に議会事務局により議員宅に配付されますので、開会日までの数日間の間に目をお通しいただきまして、疑義のある点等につきましては、執行部に対して説明を求めていただきたいと思います。

なお、事前審議に相当しない軽微な質問等につきましては、随時担当職員に御確認していただければ回答させていただきますので、よろしくお願いします。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

島田議員、再質問はありますか。

12番（島田昭夫君）

大変に御懇切なる御説明、これは、町長4年間の自信のあらわれであるんじゃないかと。こんなことを言っちゃ失礼ですが、当初は、予算の説明等々につきましても、今ほど自信がないような感じでございました。最近は、やはりはっきり物を言ってくるなという感じでございます。

もうほとんど時間がなくなってしましまして、まだたくさん考えておったんですけども、補正予算のことにちょっとお聞きしたいと思うんですが、一般会計当初予算をつくります。そうすると、私ども予算・予算で対比しますんで、前年対比減額である、あるいはふえておるということになるわけですが、それについて、私どもこの3年間、先ほど申し上げましたように評価をしていると、緊縮財政の中で。ところが、1年たってみますと、補正を組んで、やはり七十四、五億になっているなど。これは、補正を組まなければならないという事態はわかるんですけども、私どもがわからないのは、補正を組まなければならない事態というのはどういうぐあいに解釈しているのか、そのあたりをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

総務部長（石川達男君）

まず、入り口の話からになりますけれども、当初予算、そして補正予算があるということになります。当初予算は御存じのように、前年度の3月議会ですね。こちらの方で議決を経て定められます翌年度全体的な基本的な予算という形が当初予算になろうかと思えます。それで、補正予算につきましては、何で補正を組むんだという話になるんですけども、年度途中におけます例えば災害発生だとか、法律の改正だとか、あるいは予算作成後に生じた事由に基づいて対応するために、当初予算を増額、または減額をさせていただく予算という言葉になろうかと思えます。これにつきましては、年4回開催されます議会の定例会、6月と9月と12月と3月、それから緊急の場合の臨時議会に補正予算を議案として提出をさせていただき、議決を経てお認めをいただいております。先ほど当初予算から補正を組んで、74から75億円になるというお話がございますけれ

ども、例えば平成20年度から22年度の予算の数字を見てみますと、20年の当初が約72億3,000万、そして補正が7億6,500万、年間ですけれども、そして最終的には79億9,000万という額になっております。21年度につきましては、当初が約66億8,000万、それから補正で4億9,700万、約5億、そして最終が71億7,600万という金額です。22年度は、今年度の話になりますけれども、当初が70億7,000万、そして補正が年間で5億800万、最終的に75億7,800万円という数字になっております。言われますように、補正では5億円、それから多いときは20年度の7億円という補正を組まれております。

しかしながら、先ほど補正予算はどういうもので組むのかという御説明もさせていただきましたけれども、少し長くなりますが、御説明させていただきますと、平成20年度では7億6,500万円補正を組みました。この内訳としましては、議員も御承知のように、国の経済危機対策臨時交付金、それから地方交付税の確定を財源とした補正として定額給付金事業、こちらの事業が約3億6,000万ありました。それから、財政調整基金への積み立てが1億4,000万あったということです。それから、繰越額の確定に伴いまして、その補正として、愛知用水2期事業への基金の積み立て、あるいは校舎の耐震改修工事で1億500万円と、愛知用水の関係では8,900万円の積み立てを行っていると、そのほかもありますけれども、こういった大きな中で補正を組ませていただいて7億6,000万円というのがあります。

21年度につきましては、補正4億9,000万円ぐらいありますけれども、こちらも国の経済危機対策臨時交付金が支給されましたので、これを財源として補正をさせていただきました。これにつきましては、教育関係、給食センターを初めとしました設備の改修等で1億6,000万円お認めをいただいたと。それから、この年は町の主要事業の法人町民税がリーマンショック等の関係で大きく減りまして、約7,500万円ばかり還付したということで、その補正も組ませていただきました。それから、地方交付税臨時財政対策債発行可能額がふえてきてまして、それから繰越金の確定に伴う補正ということで基金の積み立て、それから子育ての応援特別手当ということで2,500万円ぐらいの補正がありました。それから、新型インフルエンザが発生しまして、その対策と、災害の関係の復旧というのがありました。これで4,500万円、こういった中身で補正を組んでおると。

22年度は、今年度の話ですけれども、5億800万円が現在3月までに補正を組ませていただいておる。この大きなものとしましては、やはり地方交付税が大きく伸びたという話、それから臨時財政対策債の発行の可能額が大きくなりましたので、こちらがふえてきます。それと、繰越金の確定に伴う補正ということで、基金の積み立ての方で3億8,000万にさせていただきました。そして、この22年度も国の経済危機対策の臨時交付金がいただけましたので、これを財源としました補正ということで、各種改修工事等を行っておるということで6,800万円、さきの2月だったでしょうか、議会でお認めいただきました。それから、寄附金、財政調整基金を財源とする補正、土地改良事業等の補助金等で3,500万円、こういったことで、その年によって補正の額は異なりますけれども、それぞれ理由があり、そして定例会、あるいは臨時議会で内容を説明させていただき、そういった中でお認めいただいておりますということで思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。以上です。

12番（島田昭夫君）

今、国からのいろんなことで補正を組んだということは十分理解はできます。一つだけわからない点があるんですが、人件費につきまして、先ほど町長は、トータルとしては約4,000万ぐらい軽減されておるといようなお話なんですが、要するに22年度の人件費につきまして、ちょっと違和感を感じたという点がありますので、これもちょっと説明していただければと。

当初予算では、人件費17億4,400万円であったわけですが、当年度中に補正で減額しているわけですね。その金額が、それで減額したのが17億800万円である。ですから、当初予算17億4,400万から17億800万円に減額して

いるわけでありまして。人件費というのはそのまま推移すると私は予測するわけですが、平成23年度の当初予算では17億2,400万円、予算・予算対比しますと、2,000万円の減少となりましたよというんですが、補正で一度減額しているわけですね。そうすると、その減額がずうっと当初予算まで行くわけで、私はここで、せっかく減額補正を組んだにもかかわらず、予算・予算対比でいくと、人件費が減りますよと。ところが、減額補正したのから比べますと、人件費はふえているんじゃないの。ここに一つのまやかしみたいなものを感じたもんですから、まやかしという言い方はいかんですわな、誤解を生じますので。という点が、ちょっとわからない点がある。ですから、さっき説明されたのは増の部分としてよくわかるんですが、せっかく人件費等々で減額を組んで、その減額がずうっと推移して、その減額予算と今度の人件費を対比すると、人件費の特殊性があるかもわかりませんが、そうしないと、人件費が減りましたよという話になってくると、一番もとに戻る補正というのは一体どういう意味なんだろうかというのになってきたわけなんです。ですから、このあたり、総務部長、ひとつ。

総務部長（石川達男君）

上手に説明できるかどうかわかりませんが、説明をさせていただきたいと思います。

まず、人件費といいますのは、一番大きなものは職員の給料から始まって、あるいは臨時さんの関係のものであるということで、人件費になるかと思えます。その予算については、いろいろ減額したりという話も出てくるわけですが、まずこの中身がいろいろ本当に細かく、例えば職員の人件費についても内容がございまして、御存じのように、定員管理で美浜町は平成17年から平成22年4月1日の間に、定員関係15名減少させようと計画をさせていただき、そして、実際にはプラス6名ということで21名まで職員の減をさせていただいておるのが、御存じのとおりかと思えます。そうしますと、職員の給与は確実に減ってくるという話になります。これは減ってきております。しかしながら、例えば23年度の職員の給与の関係でいきますと、ふえるところもあるわけですね。どういったことがふえるのかといいますと、大きくいいますと共済制度、共済費の関係が、例えば昨年から比べて7人減っておるけれども、共済費は逆に600万、700万ふえているわけです。これはなぜかといいますと、いわゆる負担率の改正等があって、人数は減って、普通なら共済費の支払いも減るのであるけれども、負担率が上がってしまうために、逆に出す金がふえてくるということも中身的にはあります。同じように、退職手当の負担金につきましても、改定が都度都度されまして、減額されるということにはならなくて、これは増額傾向にあります。そういったようなことがまずありますので、中身的には職員の給料は減っておるのは確実でありますけれども、そういった退職手当の町が支払う負担金だとか、共済制度に伴います共済費の町の負担金、こういったものが減っている中、逆にふえておるといふ現実があります。当初予算と補正の減額という話ですけれども、まず今現行の制度で給与の関係は出します。あるいは臨時職員の人を予定する業務についてのお金を出して、当初予算をお願いをします。それで、御存じのように、職員の給与については人事院の勧告が8月に出来ます。その勧告を受けて、例えばボーナスの率が国家公務員は高いから引き下げよと。0.2ヵ月分引き下げよという話になりますと、現行の予算で当初組んでおりますので、12月の議会で0.2ヵ月分の職員の減額の予算をお願いするという形で、12月で減額の予算を出させていただきます。そのときの状況の率等において新年度は出させていただきます。そしてまた8月に翌年の人事院勧告が出て、そしてその制度が変われば、逆にふえるときもありますし、減ることもある。こういったような繰り返しになりますもんですから、その辺の人件費の関係は、下がったり上がったりしますけれども、中身的にもいろいろ、今御説明が下手かもしれませんが、そんな内容が非常に細かくなっているということだけ御理解いただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

12番（島田昭夫君）

まだたくさんお聞きしたいことがあったんですが、またきょうじゃなしに後でお聞きします。性質別歳出につ

いてお聞きしたかったわけでございます。特に、物件費、扶助費の金額割合と申しますか、非常に予算の中で大きいものですから、もう少し詰めてお聞きしたかったんでございますが、残念ながら時間がありません。またの機会のときにお聞きいたします。

それでは、以上で終わります。

議長（谷川梅太郎君）

以上をもって、島田昭夫君の質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開を1時15分といたします。お願いいたします。

〔午後0時10分 休憩〕

〔午後1時15分 再開〕

議長（谷川梅太郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 鈴木美代子君の質問を許可します。鈴木美代子君、質問してください。

〔4番 鈴木美代子君 登壇〕

4番（鈴木美代子君）

議長の許可がありましたので、あらかじめ議長あてに提出しました一般質問通告書に基づいて順次質問し、町当局の明快なる答弁を求めるものであります。

第1点目は、町の活性化対策についてであります。

美浜町民の中には、長く不況が続く今、厳しい暮らしを強いられている人たちがいます。生活のための仕事がないと嘆いている業者も多い。何とかして町民救済のために町の活性化のため、町行政の力を発揮するときではないでしょうか。町の活性化対策として、以下2点を提案します。

1. 全国では住宅リフォーム助成制度を実施して、実績を上げている自治体が今急増しています。昨年12月議会で私が提案した住宅リフォーム助成制度について、町執行部として、先進地の蒲都市などから資料を取り寄せ、真剣に検討をされましたか。経済波及効果は15倍と聞きます。美浜町として、幾つかやっていることは承知していますが、町の活性化につながっているようにはとても思えません。思い切って住宅リフォーム助成制度をやってみませんか。

2番です。町民救済のために、都市計画税の減税を求めます。地方自治法第241条には、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するための基金を設けることができる。第2項には、基金はこれを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。第3項には、第1項の規定により、特定の目的のために財産を取得し、または資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければ、これを処分することはできないとあります。

今現在の美浜町の特定の目的とは、具体的に何を指していますか。現在、新たな都市計画事業は決定していません。このままだと、借金完済予定の平成28年度には、都市計画税の余剰金が、こちらで試算しました9億3,000万円を超すこととなります。基金にしてしまうと、町民の暮らし応援のための財源にはなりません。目的税である都市計画税を町民の暮らし応援のための財源にするには、都市計画税の減税しかありません。町長の決断を求めます。

第2点目は、学童保育の再開を求めるものであります。学童保育が中止となってはや2年、再開を願う若い母親たちがいます。学童保育を再開するには、前回失敗した教訓に学び、状況を改善して万全な対策をとるべきであります。学童保育が継続して行われるように設置場所、保育料等を見直し、また県の補助がもらえなければ、

町独自で運営するぐらいの決断をするべきではないでしょうか。

第3点目は、高齢者の生活実態調査についてであります。現在、高齢者の生活実態が深刻で、医療難民、介護難民、買い物難民が生じております。美浜町民の高齢者の中にも、巡回バスのバス停には遠く、買い物もできない高齢者がいます。その実態を把握できていますか。東海市では、75歳以上の高齢者の生活実態調査700万円を23年度予算に計上しています。美浜町の75歳以上の高齢者は何人いますか。美浜町でも高齢者対策を作成する上で、実態調査は必要ではないでしょうか。実施する考えはありますか。

以上で壇上での質問を終わります。

〔降壇〕

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

鈴木美代子議員の御質問にお答えをさせていただきます。

最初に1番目、町の活性化対策として、住宅リフォーム助成制度の創設についての御質問でございますが、平成22年12月定例会においても同様の御質問をいただきました。その際、蒲都市さんから補助内容を確認した上で、現在のところ経済対策での住宅リフォーム助成制度は考えておりませんと答弁させていただきました。この考えは今も変わりありません。しかしながら、同定例会におきまして、愛知県に対し住宅リフォーム助成制度を求める意見書が採択されており、今後も県及び他市町村の動向を見守りながら、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に2点目、都市計画税の減税を求めるとの御質問ですが、御承知のとおり平成21年度に都市計画基金事業条例を制定し、現在、都市計画税の余剰金を積み立てております。目的税でございますので、当然その用途は都市計画法に基づく都市計画事業、または土地区画整理事業に要する経費に充てられるものでございます。現在、土地区画整理事業につきましては1地区において事業を実施中であり、他の4地区については事業実施に向けて計画をしておりますが、近年の経済状況及び土地価格の動向等から、計画実施には至っていないのが現状でございます。しかし、計画を中止したわけではなく、今後も関係者と協議を重ねていきたいと考えております。また、新たな都市計画事業といたしましては、現在計画中の総合公園遊歩道設置工事が該当し、今後事業を進めていく予定でございます。さらに、来年度より新たな総合計画も策定されていく中で、今後の美浜町に必要なまちづくりや、それに伴う都市施設整備事業に、この都市計画税を有効に使わせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、学童保育再開についての御質問でございますが、放課後児童クラブに関しましては、町といたしましてもいろいろな御意見をお聞きいたしております。

鈴木議員は質問の中で、前回失敗したと言っておられますが、前回も実施する前にはアンケート等の調査を実施し、利用するとの回答が数多くありましたので実施をいたしました。実際の利用は少数でした。アンケート調査での回答と実際の利用が違っておりましたが、失敗とは思っておりません。

昨年度策定いたしました次世代育成行動計画（後期計画）策定の折、町内全域で実施いたしましたアンケート調査で、放課後児童クラブに対する利用回答が多くありました河和・奥田地区におきまして、私から担当に、より具体的な実態利用調査をするようにと指示をいたし、本年度10月にニーズ調査を実施いたしました。

その結果、開設場所を河和・奥田両地区ともに小学校で実施してほしいとの回答が一番多くありましたので、前回の調査のごとく、多数の希望がありながら、行った結果、利用者が少人数であったことを踏まえ、さらに検討するよう指示をいたしたところであります。

次に、美浜町の75歳以上の高齢者は何人いるか。また、高齢者の実態調査を実施する考えはとの御質問でございますが、初めに美浜町の75歳以上の高齢者は、平成23年1月末日現在2,606人でございます。

次に、高齢者の実態調査を実施する考えはとの御質問で、鈴木議員の言われませぬ医療難民、介護難民、買い物難民等の調査を実施する考えはございませんが、高齢者保健福祉計画は3年を1期とする計画策定（見直し）を行っており、23年度に、24年度から26年度までの高齢者保健福祉計画を策定する予定をしております、既にアンケート調査を実施したところでございます。

町といたしましては、今後も計画策定に当たっての調査等を行い、計画に反映させていきたいと考えております。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

鈴木君、再質問はありますか。

4番（鈴木美代子君）

リフォーム助成制度であります。私は、今、町長が言われましたように、12月議会にも提案しました。12月議会で蒲郡市から資料を取り寄せたということですが、なぜ美浜町では取り扱いができないか。どこが難点でそういう結論に達したのか、教えてください。

建設部長（家田兵蔵君）

鈴木議員さん、12月議会でこの案件を取り上げていただきまして、私どもも蒲郡市から資料を取り寄せております。中身を見せていただきまして、9月補正、あるいは12月補正で7,000万円ほど予算をつけて、23年度へ繰り越して事業を実施するというのも伺っておりますし、また、20万を上限としてこういったことをやっておるということもお聞きしております。また、リフォーム助成の対象工事一覧表もいただいておりまして、蒲郡市さんの中身につきましては把握しております。私どもも、建設部の中でよく検討いたしまして、近隣市町等を眺めてみたときに、まだ私どもの近隣市町は取り組んでいないというような状況の中で、この前も、話はちょっとそれるかもしれませんが、今耐震改修という中で、一生懸命そちらに力を入れてやらせていただいておりますから、まずそちらを優先してやっというふうにしておりまして、私どもは、今、即蒲郡市さんのような対応は考えていませんよというふうで町長が壇上で申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

4番（鈴木美代子君）

美浜町民が、特に業者の方が大変厳しい暮らしをしている。業者が何軒かつぶれている、そんな状況をしっかり把握していますか。何とかしなければいけないと思いませんか。だから、私は、耐震の問題もひっくるめて、住宅リフォーム助成制度で何とか工夫して、耐震もすべてひっくるめてやれると思うんですけれども、なぜそこで周りを気にするんだろう。周りがやっていないからとか、関係ないじゃないですか。特に美浜の町民を助けるために住宅リフォーム助成制度、私たちは、これはよしと思って愛知県へも意見書を出しましたし、今、町長が言ったとおりですけれども、何とか美浜町でもやらないですか。蒲郡市では、10月からやって一月間、58件だったかな。まだ今も続々あるみたいだけど58件あって、市が出したお金は660万、工事費総額は1億580万、経済波及効果は15倍あると聞いていますよ。今、全国で二百二、三十の自治体が住宅リフォーム制度をやっていると思います。12月議会のときに175自治体だと言いましたけど、年明けて、来年度に向けてやると決めたところが50を超えていますから、本当に何とかしなければならぬ。何とか業者の方に仕事を、仕事を欲しいと言っている現状を何とかできないですか。

建設部長（家田兵蔵君）

今、鈴木議員さん、建設業者が切実な状況にあるという御質問でございます。私もある面そういうふうに思っておりますけれども、それによって、今美浜町がこれを即取り組むかということになりますと、先ほどの繰り返しになりますけれども、今すぐどうだということはちょっと考えていないよと。

繰り返しになりますけれども、町長が申し上げたとおり、12月議会におきまして、意見書の採択もありますので、当然他市町の動向を見ながら検討をしていくよということで、決して横を向いておるわけじゃなくて、前向きによく見ながら考えていきますので、そこら辺だけは御理解いただきたいと思います。

4番（鈴木美代子君）

確認ですけれども、私は12月議会に、この町の活性化のために何とかしなければいけないという思いで提案しましたけれども、一議員の提案、右から聞いて左に聞き流したということはありませんね。

建設部長（家田兵蔵君）

右から聞いて左に聞き流したか、左から聞いて右へ聞き流したか、ちょっとわかりませんが、決してそのようなことはございませんので、先ほどから申し上げておりますように、意見書を尊重しまして検討していくということでございますので、よろしく願いいたします。

4番（鈴木美代子君）

この住宅リフォーム助成制度、全国で多くの自治体が行っているけれども、15倍の経済波及効果があると。蒲郡市なんかは、660万出して、1月だけで工事費総額1億500万を超えている。すごい経済波及効果だと思いますよ。畳屋さん、大工さん、壁屋さん、ペンキ屋さん、みんなそういう面では仕事があって、忙しくて、本当に大変だという声もあります。ぜひ真剣に考えてほしい。今、本当にそう言われるけれども、耐震を一生懸命やっていたいという、十分その気持ちはわかりますけれども、今仕事なくて、つぶれていく業者もありますよね。そういう業者がいる、本当にせば詰まった状態の中で、本当に行政として応援する、そういった制度を取り入れるべきだと私は思います。ぜひ真剣に考えていただきたい。検討していただきたいと再度お願いをします。

建設部長（家田兵蔵君）

決して真剣に考えていないわけじゃありません。真剣に考えております。今後ともよく勉強しながら検討していきますので、よろしく願いいたします。

4番（鈴木美代子君）

何遍言っても、なかなかやるという町長からの答えはありませんでしたけれども、今のこの状態を本当に何とかしないといけないと思いますよ。私は、こういう住宅リフォーム助成制度をやったところが税収もふえて、町全体に効果があったという話はいっぱい聞いているから、本にもいっぱい載っていますし、現実に行っている。例えば今、蒲郡市ですけど、岐阜県では飛騨市だと思いますね。いろんなところがやっていますので、ぜひまじめに真剣に考えて、ぜひ頑張る決断をしていただきたいと思います。

都市計画税です。都市計画税については、地方自治法の第241条にのっとり、美浜町都市計画事業基金の設置及び管理に関する条例、美浜の基金条例をつくられたと思うんですけれども、この241条の特定の目的、今現実に特定の目的ってありますか。今、特定の目的って、終わりかけている区画整理事業がありますが、柿谷の。現実にはその借金を払っているだけで、特定の事業というのは、新たな事業はないはずですが、ありますか。

建設部長（家田兵蔵君）

御指摘のとおり、今、総合公園のお借りしたものを返済しておるというものと、御指摘の土地区画整理事業、柿谷が現在進行中でございます。これが今都市計画税の償還に充てておるということでございます。

トしようとする手前まで来ておるわけですけれども、私どもは、当然早いうちに、そこまで行く前に都市計画税を有効に利用できるように検討していこうというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

4番（鈴木美代子君）

総合公園の遊歩道の設置事業ですけれども、動いているんだというんですけれども、どのぐらいの規模の、どのぐらいお金をかけてやる予定ですか。

建設部長（家田兵蔵君）

動いておるというお話がございました。御承知のように、平成22年度で試掘、一部発掘調査といたしますが、調査を行いまして、23年度予算をお認めいただけましたら、発掘したものの整理といたしましうか、そういったものを予定していますし、遊歩道の基本設計、そういったことも予定しております。それが終わりますと、24年度に遊歩道公園整備の実施計画を予定していきます。25年度から着工というような計画で考えております。

これは、今から基本計画に向けて計画をつくっていきますので、ちょっと今幾らになるかというのはつかんでおりません。すみません。

4番（鈴木美代子君）

今からやる事業でわからないということはないじゃないですか。大体幾らぐらいの事業しかできない美浜は、そう大きな町じゃないんだから。大体幾らぐらいの予定があるんじゃないですか。

総務部長（石川達男君）

ちょっと税金の関係で御説明させていただきたいと思います。

先ほど議員、28年末で約9億円の残余金が出てくるというのは、大正解であります。そのとおりであろうかと思えます。その中身であります。御存じのように、都市計画の事業の償還金がありまして、22年度が1億8,000万、返還金です。23年度は1億7,000万返還があります、来年度。それから、24年度で1億2,000万、初めてこの辺から減ってくるということ。そして、26年ぐらいになりますと、その返還金が二千数百万になって、初めてここで大きな返還金が出てくるという。それ以降は、同じように減り続けてきますので、28年度末で9億円何が出てくるというのは間違いございません。ただ、今言ったように、今の流れの中で、23年、来年24年というのは、ほとんどここで償還金が必要になってくるということが1点あります。それと、今度26年度からの総合計画に向けて、新しいまちづくりといたしましうか、また新たな総合的なまちづくりも含めた事業計画も出てくるだろうと。そういう中で、減税が云々という話ではありませんけれども、建設部長が申しておりますのは、そういった中で新しいものが今特定はまだされてはいないけれども、そういったものも含めた中で、早々とした結論に至るのはちょっと早いのではないかとということも含めてお話をさせていただいておるということでございますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

都市計画課長（斎藤 功君）

それでは、先ほどの御質問にお答えさせていただきます。

遊歩道設置工事の概算費用ということだと思いますけれども、今年度につきましては、先ほど部長が申しましたとおり、遊歩道の発掘調査で約1,700万、これは今年度です。それと遊歩道の基礎調査約660万、来年度につきましては、今予算計上させていただいております発掘調査業務で約1,600万、基本設計の修正で200万、あと社会资本整備総合計画の作成業務で200万を来年度で予定させていただいております。なお、再来年度、24年度につきましては、実施設計、事業認可申請、地質調査等で約3,000万、平成25年度、第1期工事ということで、園路の整備、延長約600メートルほどだと思うんですけれども、これで約5,000万というふうで、その後の計画の橋梁設置とか、そういった計画もあるわけですけれども、それは今年度、基本設計で調査中でございますので、よろ

しくお願いします。

4番（鈴木美代子君）

私がさっき言いましたように、この総合公園遊歩道設置事業が、暮らし厳しい折、今やるかどうかというお話です。遊歩道をつかって人が来るということですかね。でも、今やることではないように私は思うんですけども、何よりも今本当に町民が元気になること。これが大きな問題じゃないかと思うんですけども、私は、都市計画税の減税について、今皆さんと請願署名を集めています。多くの町民が、今、遊歩道も行く行くは、もうちょっと気持ちに余裕ができればいいかもしれませんが、今は生活いっぱい、一生懸命生きている。それでいっぱいじゃないでしょうか。今、町行政でやることは、そういった町民を応援すること。私はそんなまちにしたいと思うんですけども、山下町長と違うかもしれませんが、私はそんなまちにしたい。それから人間的に余裕ができれば、そういった遊歩道という考えも生まれるかもしれませんが、くどいようですが、今は町民を元気にさせること、それが行政の役割ではないかなあと思います。私は、また質問しますので、今回はこれで終わりにしますが、ぜひ都市計画税の減税、また実現するために頑張っていきますので、よろしくをお願いします。

学童保育です。

町長（山下治夫君）

都市計画税の減税の鈴木議員さんのお気持ち、私もわからない点はないわけではございません。ただ、我々行政といたしましては、町全体の大きな発展というの我々に課せられた大きな仕事であります。一つの都市計画をするにも10年、20年単位で物が動いていくわけでございます。そういった意味で、我々は立ちどまることなく、将来に向けてインフラ整備、都市計画というのはぜひとも進めていかないといけないものだと思います。今、鈴木議員御指摘のことも、担当職員以下、十分肝に銘じまして、大切な税でございますので、行政サービスとして十分お返しできるように精いっぱい努めてまいりたいと思いますので、どうぞ御理解いただきたいというふうに思います。

4番（鈴木美代子君）

町長がわざわざ手を挙げて言っていただきましたけれども、私は町長と違います。

やはり町長は、大きな意味の、町全体の大きなまちづくりを考えてと言われましたけど、私はまちづくりの基本は町民です。町民が主役です。町民が元気にならなければ、この町は死んでしまう。私と違いますけれども、考えは。私は、今やることは町民を元気にさせること。それが大事な仕事だと思っています。

町長、時間がないから続けさせてください。

町長（山下治夫君）

私も町民が主役でございます。私と鈴木美代子議員とは立場が違います。その点だけは御理解いただきたいというふうに思います。

4番（鈴木美代子君）

町長ちょっとしつこい。私の質問する時間です。

町長（山下治夫君）

議長、今の言葉は訂正願います。

4番（鈴木美代子君）

訂正します。失言取り消します。

続けてやります。

学童保育についてです。

学童保育、19年、20年度、実施しました。私、失敗だと書きましたが、これは訂正します。失敗じゃありません。そのとき、子供たちを保育してくれた。それは、私はありがたい制度だと今でも思っています。19年、20年度で終わってしまった。21年、22年度はなぜできないか。お母さん方は待っています。なぜ今回、23年度に計上できなかったのか。もう一回答弁してください。

厚生部長（久野元嗣君）

今、鈴木議員が言われるように、19年度にスタートさせていただきました児童放課後クラブでございます。これにつきましては、議会の中でもいろいろ話させていただきましたように、当初20名の方の申し込みがあったけれども、平均3.5人しか月に利用がなかったという実情がございまして、これは利用料の問題があったのかなあということで、利用料も1万円から、御存じのように8,000円に下げさせていただきました。そこで、大きく飛躍して20名の方の要望があったわけでございますから、伸びるかなあと期待しておりました。ですが、結果的には8,000円に下げても5人でした。結果的に伸びないという中で、厳しい財政状況の中で、何とか歯を食いしばって補助金をもらって対応していくぎりぎりの線かなあということでスタートさせていただきましたけれども、これができなかったと。ですから、町長ももちろん、我々もやりたいんだということは言われておりますけれども、それはあくまで補助制度をいただく、アンケートに基づく中での対応が基本ベースでスタートさせていただいたので、だから中止という形に、実情はやっておりませんが、中断ということで、絶えずそういう需要があるんであれば、少しでもそういうことで間違いなく対応ができるんであれば考えたいということで、次世代の行動計画の中でも聞きました。それに対する先ほどの町長答弁にもありましたように、ニーズ調査をさせていただいて、その中である程度の人数が見込めそうな雰囲気が出てきましたので、再度その人数の多かったところをピックアップして、その方向でできないかということも踏まえまして、アンケートを実施しておるということで、それがまたつづれるということがないように、もう少しきちんとした調査の中で検討していけという指示があったと、こういうことで答弁させていただいたということだけ御理解いただければと思います。お願いします。

4番（鈴木美代子君）

確かにいるんないきさつがありますけれども、でもあのときに、なぜ集まらなかったかと若いお母さん方に、この間、美浜女性の会が1月19日に行われて、議員の懇談の席で学童保育の話になって、そのときに後から聞いた話は、やっぱりどこの学童保育も、できるだけ学校に近いところでやってくれている。学校でやってくれるのが一番望ましい。あのとき河和南保育所で遠かった。やっぱり連れていけなかったという声もありました。できることなら学校でやってほしいんだけどと、あのときも言ったんですが、なかなか学校ではできなかった。あるお母さんに聞いたら、河和の児童館の方がまだ便利がよかったという話でしたけれども、やっぱりできることなら、ここに教育長さんも見えるけれども、先生方にも空き教室を学童保育に提供してもらおうということを理解してもらって、先生方の理解が必要ですけども、やっぱり学校の中でやれたらよかったなと思います。私、何遍か学校を訪問して、学校の人にも聞いて、1年に数えるほどしか使わない空き教室があるということは知っています。今子供が少ない中で、それが実現できるのではないかなあと思うんです、正直言って。

学校でやってくれれば、それは本当に子供もそのままおればいいことだから、本当に便利になるし、ぜひその辺で努力できないかなあと思います。保育料についても、1万円が高かったから8,000円にしてもらえたんだけど、その辺が本当に若いお母さん方の願っている姿なんですね。フルタイムで働きたいし、今経済が悪いじゃないですか。生活費の少ない中で、何とかお役に立ちたいといって働きたいというお母さんもいるんですよ。ぜひその辺で学校側とも話し合わなければいけないけれども、そういう理解をもらえないかなあと思いますが、

いかがですか。

厚生部長（久野元嗣君）

議員言われるように、我々も少しでも、今こういう少子化の中でフォローアップがどうやってできるか。本当に協力したいという気持ちは切実に持っております。そういう中で、実は第2回目の10月に本年度実施しましたニーズ調査の中でも、今言われましたことの内容も入れまして、実は開催するとして、どこの場所なら来れるかという実態調査もさせていただきました。その中で、小学校、保育所、どこでも、その他も入れまして、いろいろ聞いた中でいきますと、河和地区におきましては、41名中26名の方が学校でやっていただきたいという回答がございました。ですから、今議員言われるように、そういう気持ちもわかっておりますし、もう一つ、先ほど言いました奥田地区におきましては、20名の方の中で14名の方が小学校なら利用したいということがありましたので、もちろんそれはわかっております。そういう希望は希望として本当にいろいろ聞かせていただいた中で、それを一生懸命対応ができるかどうかということ煮詰めさせていただく中で、間違いのないように、またやってまたつぶれるということは本当に大変なことになりますので、そういう中できちんと対応するようにという指示を受けておりますので、いろいろまた御協力をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

4番（鈴木美代子君）

お母さん方の勝手な願いといえ、一方的な願いといえそれまでですが、教育長さんにとっては、やはり私は、学校が一番いいと思うんですよ。先生方は迷惑だろうけれども、でも、子供の保育のためにぜひ目をあいてもらって、先生方にも御理解してもら。絶対迷惑がかからないって。武豊町でもやっているところは多いですよ。上の学校では、学校でやっているところも。だから、ぜひその辺では相談をして、もし今回やるなら、やっぱり一番いい形で実行してもらいたいと思います。

次です。まだ5分あるということですので。

高齢者の実態調査です。なぜこれを取り上げたかといえ、いろんなお年寄りなんかとも話す中で、実は河和の小学校近辺に住まいを持っているお年寄りが、ここでは買い物にも行くことができない。巡回バス、行ってきバスのバス停にも遠く離れているということで、本当に切実な声をお聞きしました。やっぱり本当に大変な状況だなあと。たまたま東海市の議員と交流することができて、東海市では23年度に75歳以上のお年寄りの実態調査をするということで700万計上したということでもあります。東海市では9,400人、75歳以上のお年寄りがおるといことですが、美浜町では2,606人ということですね。そんなにお金も多額にはならないだろうと思うんですけども、ぜひ民生委員の方とか、いろんな方の御協力を得ながら、75歳以上のお年寄りが今どんな暮らしをしているか。ひとり暮らしなのか、老老世帯なのか、家族と一緒にいるのか、収入は大丈夫なのか、その辺をしっかりと実態調査をしてもらったら、これからの高齢者対策に役立つのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

厚生部長（久野元嗣君）

今、議員言われましたように、本当に民生委員さんにはいろんな面で活動していただいております。そのうちのひとつの中で、去年から、美浜町の福祉表というのを民生委員さんにつくっていただくようにしました。それから、それをどんどん発展していこうと思っておりますが、そのうちのひとつとして、まずはちょっと鈴木議員とは違いますが、70歳以上のひとり暮らしをまず調べていただきたいということで、去年から実施してスタートいたしました。今度は、それに伴う、毎年ふえていきますので、その増減をやっておるところでございます。そういうものがある程度定着してきましたら、次は高齢者による老老世帯を調査したいなあとこのように思っております。まだ思いはいろいろありまして、それからいきますと、今度は障害者の世帯だとか、民生委員さんにやって

いただく仕事がたくさんありますので、まずは一般的な実態ではなくて、直接今困るであろうと思われる人から順次民生委員さんに協力を得ながら進めさせていただくことがスタートしたということで御理解いただけるとありがたいなと思っておりますので、一生懸命やっておりますので、よろしく願いいたします。

4番（鈴木美代子君）

本当に結構な、もう先に担当の方が、そういったことをやっているということで大変うれしく思いますが、実はこの中で買い物難民という状況がありまして、何とか巡回バスを変更できないかなあという思いがあるんですけども、巡回バスのコースについて、これからコースをふやすとか、コースを少しは変更できるとか、そういうことができるでしょうか。ぜひ担当にお答え願いたいと思います。

今、厚生部長さんからは、70歳以上のお年寄りの実態が少しずつわかってきたということで、大変ありがたいと思います。これからは、高齢者対策をする上でも、これは本当に大事な点だと思えます。ありがとうございました。

答えてください、巡回バスのことについて。

議長（谷川梅太郎君）

巡回バスの話は通告外ですよ。

〔「書いてあるよ、巡回バスは」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

簡単に答えてあげてください。

総務部長（石川達男君）

巡回バスのお話が出ましたので、担当部ですので、お答えをさせていただきます。

巡回バスにつきましては、今の問題も含めて、いろいろな御意見もいただいているのが現実であろうかと思えます。そうした中で、本年度いろんな行政区の代表者の方やら、それから実際にバスに乗っておられる方、御存じのように、巡回バスに乗っておられる方からアンケートも実施をさせていただいて、広報に出させていただきました。その結果を踏まえて、行政区の方、乗っておられる方の代表者の方、業者の方等々で検討会を実は2月に実施をしたところであります。その中から浮かび上がったことを、今後、23年、24年になるかどうかわかりませんが、対処できるような方法等も考えながら検討しようという話で今なっておりますので、巡回バスについてはそういったような方向性で、見直しといたしまししょうか、改善できるような方向で動いておるということを御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（谷川梅太郎君）

以上をもって、鈴木美代子君の質問を終わります。

次に、2番 杉浦剛君の質問を許可します。杉浦剛君、質問してください。

〔2番 杉浦剛君 登壇〕

2番（杉浦 剛君）

皆さん、こんにちは。

あらかじめ議長に提出しました一般質問通告書に従いまして、3点ほど質問させていただきます。

1点目の問題は、遊休農地解消と後継者対策の協議会ができておりますので、そのことについてお聞きしたいということで設定しました。

この二つの問題は、ともに今農家が抱えている本当に象徴的な現状でありまして、時間的にはきょう、きのう始まった問題ではありません。ちょうど一昨年の11月に国の耕作放棄地の対策事業にあわせて、我が町において

も対策協議会が立ち上がりました。同じように後継者問題対策協議会も立ち上がりました。その年の12月に同僚議員がこの問題を取り上げ、そして、今からちょうど1年前の年明けの3月議会で、再び同僚議員が、この同じ問題を取り上げました。

そこで町長がお答えになった答弁は、美浜町の将来に向けた農業政策ビジョンの見直し、そして振興策を打ち出すことが、ともかく第一なんだと。そして、関係団体、関係者で長・中期の戦略を打ち出していく。そのためにこの協議会を設立し、その目的は、地域の大切な資源である農地の有効利用を図るためにも農家の意向調査をし、実態把握をして推進計画を策定し、推進していきたいと答弁されておりました。特にこの五、六年の間に、耕作放棄地の農地が目立ち、叫ばれてもう久しいわけでございますけれども、1年前に答弁されたそのお答えが、どのような推移を持って1年たって今現状を迎えておるのか。その現状と新たな課題が見えてきたと思いますので、そんなことを伺いたいと思います。

それから第2点目です。昨年の宮崎の口蹄疫の問題から、農業の畜産農家が抱える本当に切実で何ともならないような問題が次々と起きております。鳥インフルエンザ対策について、今回質問しましたのも、ちょうど一昨年に続きまして、ここには豊川と書いてありますが、豊橋で発生し、そして和歌山、先月の下旬には三重県の南伊勢市などで相次いで鳥インフルエンザが発生し、処分されております。渡り鳥がその原因とされ、各畜産農家は、十分な対策をとっているにもかかわらず、どうして発生するのかわからないというような、農家もコメントで言うておりましたように、そんな状態であります。渡り鳥のコースでもあるこの知多半島でも、当町でもいつ発生してもおかしくない現状でありますけれども、どのような対策をとっているのか、お伺いしたいと思います。

そして大きな3番目、町民の防災意識を高める方法とはというテーマで出させていただきました。

昨年の暮れから、長い名前は正式にあると思っておりますけれども、建築防災研究会というのが河和地区と布土地区で開かれました。3回のシリーズで開かれ、主に区会議員、区長さん、そういう方が主なメンバーでしたけれども、私も3回目に遅くなりましたけれども参加させていただきました。

防災マップづくりや、地区内の現場を視察してのいろんな問題点、課題を浮かび上がらせてまいりました。そして、ある一定のまとめとして、今後、区民に配られていくそうでありまして、そんなことを通しまして、いかにそういったことを生かして防災意識を高めていくのかということをお伺いしたいと思います。

壇上での質問は以上です。

〔降壇〕

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

杉浦剛議員の御質問にお答えをいたします。

遊休農地解消及び耕作放棄地対策についての御質問でございますが、国の農業施策として、食料自給率の向上を図るため、耕作放棄地を解消し、麦、大豆等の戦略作物を生産し、食料の安定供給を図っていくこととなっております。

本町といたしましても、平成20年度に耕作放棄地の現地調査を実施し、約261ヘクタールが耕作放棄地として確認されました。平成21年度に美浜町耕作放棄地対策協議会及び美浜町担い手育成総合支援協議会を設立し、関係団体と一体となり協議を重ねてまいりました。その中で、農家への意向調査を実施しましたが、農地への執着があり、農地を貸してもいい農家の方は一部に限られているのが現状であります。平成22年度より、企業が農業への取り組みを始めるケース、また、畜産堆肥を有効活用した環境循環型の飼料作物栽培への取り組みを行うなど、約8ヘクタールが耕作放棄地対策として取り組み始めているところでございます。

今後の課題といたしましては、付加価値のある、もうかる戦略作物の選定と産地化の推進、6次産業化、あるいは担い手育成の確立に向けた推進体制の構築等、関係団体と連携して耕作放棄地解消に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、鳥インフルエンザ対策についての御質問でございますが、昨年11月、島根県の農場において高病原性鳥インフルエンザが発生したことを受けまして、愛知県において、昨年末に町内の全養鶏農場を対象に立入検査が実施されました。また、本年1月26日に豊橋市の農場で高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、愛知県が2月に再び立入検査を実施し、養鶏農家に対し予防防疫の徹底を図っているところでございます。

本町といたしましても、今回の豊橋市での発生を受け、1月27日に私を本部長とした関係各部課長を構成員とする美浜町家畜伝染病防疫対策本部員を招集し、事務分担について再確認を行うとともに、本町ホームページへ鳥インフルエンザに関するお知らせの掲載をし、町民への周知を図るとともに、1月28日、町内の養鶏農家に対し消石灰と消毒薬の配布を行ったところであります。

鳥インフルエンザにつきましては、どんな予防防疫を行ったとしても人為的に防げる対策がないと言われていた状況であり、これといった対策が打てない現状ではあります。被害発生リスクを最小限とし、被害拡大を最小限に抑えるためにも、今後も愛知県や美浜町養鶏組合と連携の上、鳥インフルエンザ対策に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に3番目、町民の防災意識を高める方法とはの御質問でございますが、我が美浜町は、東海地震に係る地震防災対策強化地域及び東南海地震防災対策推進地域に指定されており、いつ大地震が発生してもおかしくない状況と言われております。このため、愛知県の協力のもと、住宅や建築物の耐震化をこれまで以上の迅速さで促進し、町民の生命や財産を守るため、具体的な耐震化の目標、及び目標達成のために必要な施策を定める美浜町建築物耐震改修促進計画を平成19年度に策定させていただきました。

この計画に基づき、町としては、平成21年度より各学区において建築防災勉強会を実施しており、昨年度は野間・上野間学区、今年度は布土・河和学区で実施し、来年度は奥田・河和南部学区を予定しております。この勉強会では、地震の危険性の認識を高め、地区内の危険箇所等を確認し、安全なまちにするため、建築物の耐震化の促進及び防災意識の向上を目的として取り組んでいる事業でございます。最終的には、この勉強会の成果を取りまとめたものを地区の皆様にも回覧等でお知らせするとともに、今後も関係部局と連携しながら、この事業を進めていく予定ですので、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

杉浦議員、再質問はありますか。

2番（杉浦剛君）

御丁寧な答弁ありがとうございました。

1点目から随時再質問をさせていただきたいと思っております。

全体で261ヘクタールの耕作放棄地があるというお答えでしたけれども、広く皆さんに御理解していただくために、耕作面積全体がどのくらいあって、そのうちのどのくらいの放棄地があるんだと。また、基盤整備地区内でどのくらいの面積に対してどのくらいあるんだということを示していただくと、この割合がわかると思いますが、まずそこからお聞きしたいと思っております。

経済環境部長（榊原茂君）

まず、農業振興地域というのが美浜町にはございます。この農業振興地域といいますと、都市計画でいいます

市街化調整区域が農業振興地域に当たります。この農業振興地域内の農地が1,494ヘクタールございます。この1,494ヘクタールのうち農用地区域、農地として今から守っていこうとする面積が1,185ヘクタールございます。また、先ほど言いました農業振興地域から農用地区域の面積を引きました309ヘクタールが、俗に言う白地ということで、この白地の中に農地が169ヘクタールございます。その全体の1,494ヘクタールのうちの耕作放棄地が大体261ヘクタールあるというものでございます。ですので、5年に1回ずつ、農業センサスという統計調査を実施しておりますが、その面積とは若干というのか、農業センサスというのは、個々の聞き取り調査をやって面積把握をしております。私どものこの農業振興地域というのは、昭和49年に愛知県知事の当時は許可だったと思うんですけど、その当時の面積からプラス・マイナスを差し引いて、今現在の面積があるということで、統計上の農業センサスとは若干の違いがあるかと思えますけど、面積的には、先ほど言ったとおりでございます。

2番（杉浦 剛君）

よくわかりました。

それでは、もう一度確認をさせていただきますが、農業振興地域内の面積のほかに、例えば農用地区域の中の1,185ヘクタールのうち、先回同僚議員のお答えには900ヘクタールの基盤整備をやられたということをお伺いしましたが、よろしいですか。そのうちの41ヘクタールが耕作放棄地であるとも答弁しておりますけれども、間違いないですか。

経済環境部長（榊原 茂君）

ほ場整備済み面積は900ヘクタールで、そのうちの41ヘクタールが遊休農地という、ほ場整備が済んだところで約41ヘクタールの遊休農地があるということでございます。以上です。

2番（杉浦 剛君）

私が聞いたのは、全体を皆さんに理解していただくために今聞いているわけです。

こういった農地が我が町にあり、これはもちろん、これから聞きたいのは、農家人口であり、専業農家人口も聞きたいんですけども、一体どれだけの人間がこういった基幹産業に従事して携わっているのかということをご皆さんに認識していただくために聞きたいわけで、よろしくお願いします。

経済環境部長（榊原 茂君）

農家人口となってきますと、先ほども言いました2月1日付で調査をしておる農業センサスというものがございます。ただ、これは5年に1回でして、22年2月1日で農業センサスの統計調査をしておりますが、この数字が現在のところまだ出ておりませんので、一番新しい数字としては17年の農業センサスの数字となりますので、その点だけよろしくお願いをしたいと思います。

17年のときで、農家数が880戸でございます。そのうち自給的農家数、自分で食べるそういった方が318戸でございます。専業農家といたしましては113戸でございます。その残りの方が兼業農家ということでございますが、第1種兼業農家の方が82戸、それと第2種兼業農家の方が367戸で、兼業農家としては449戸ということでございます。よろしいでしょうか。

2番（杉浦 剛君）

それから、全国の農業をやっている平均年齢が66歳だと聞いておりますが、我が町の平均年齢はわかりますか。

それと、この113戸の専業農家の後継者というのは、今のところわかる限りで結構なんですけど、大体ほとんど後継されているのでしょうか。わかる範囲で結構です。

経済環境部長（榊原 茂君）

今、農家人口で、15歳以上の農家人口が何人あるかというのは、今の統計上把握しておるんですけど、その数

字でもよろしいですか。15歳以上しか。

2番（杉浦 剛君）

実態じゃないからいいです。

わかりました。ありがとうございました。

ともかくこういった数字を見るにつけ、これは17年のセンサスですけれども、それから約5年たつんですね。5年たっている中で、私が同業者、特に畜産農家、またはハウス農家をいろいろと見てみますと、あの人もやめた、この人もやめたというのが、ばらばらと手で数えられるぐらいの実態です。そういう中で、本当に厳しい中で協議会を立ち上げられて、これはいろいろと聞きますと、国からの補助金を受けるためにとにかく受け皿が欲しかったということは事実だと思いますけれども、こういう中で、具体的に協議会の対応として、例えば補助金メニューがあったと思います。それは、耕作放棄地を、例えばユンボとかブルを入れて耕地にならせば、1反幾ら行きますよというメニューがきつといるんな種類があったと思うんですけれども、そういったメニューを紹介してほしいのと、そこを申請した方、または実際やられた方をちょっと教えてください。

経済環境部長（榊原 茂君）

議員言われますように、私ども耕作放棄地の協議会を立ち上げました。そして、この立ち上げと同時に、美浜町の全農家、10アール以上の農家が約1,700戸ございます。この1,700戸に対しまして、アンケート調査を実施いたしました。この1,700戸に対して、アンケートが686通返ってきました。この調査の中で、耕作放棄地で貸付を希望するかという農家は55件でした。ということは、残りの方はそういった希望はされていないということで、耕作放棄地で貸付、整地、そういったことを希望するかという方は15件ございました。先ほど議員が言われますように、そういった補助制度を利用してやりたいという方は9件ございました。そうした中で、対策協議会の中で取りまとめました。そうしたときに平成22年度で2件、実質的には1人ですけど、土地的に借りる土地がありましたので、2件の方がございました。そして、この協議会で交付金をもらって事業が行えるように進めてまいりましたが、22年度ではできないということで、本年度の交付金をもらった耕作放棄地解消のための事業は、22年度では1件も行われておりません。以上です。

2番（杉浦 剛君）

こういう実態を聞きますと、何とも次の言葉が出ないぐらいの、どうなっちゃうんだらうという感じなんですけれども、少なくとも私が聞いている範囲におきますと、ミカン畑が荒れた、そこを抜根し整地した場合に四、五十万出るといふ、かなりの額が出るということを知っております。そういったことを、意欲がないからやらない、また貸すことも嫌だということで、このままでいくと荒れ放題になってしまうんですけれども、せっかくそういった国からの資金が出て、こういった形でやらないという実態が出てまいりましたけれども、部長さん、この原因は何だと思いますか。例えば一つは、そういった条件が高過ぎて、ハードルが高過ぎるんじゃないかということを考えられませんかでしょうか。ちょっとその辺の原因がわかりましたら教えてください。

経済環境部長（榊原 茂君）

例えばそういった交付金を得て整地したとして、当然最少でも5年間はそれを農地として維持していかなければなりません。当然5年間、それだけの意欲がない方でない、交付金をもらって事業をやるということはなかなか難しいというふうに思っておりますし、今、私ども261ヘクタールという耕作放棄地があります。ただ、その中で、平たん地ばかりではございません。美浜町の場合、愛知用水が34年だったと思っておりますが、通水されて、ミカン畑が植栽されて、大体400ヘクタールぐらいのミカン畑ができたのではないかというふうに思っております。そういったものがミカンの下落によって、現在半分以下の面積になっておると。そういったものが耕作放棄

地につながってきておるといふふうに解釈しておりますし、先ほどほ場整備済みのところでも、約40ヘクタールぐらいの遊休農地があるというお答えをさせていただいたんですけど、先ほど町長が壇上でも申し上げましたように、8ヘクタールの草の堆肥を活用して、耕作放棄地を開墾して、牧草を植えて、それを畜産農家に還元するという事業がございまして、先ほども言いましたように、ほ場整備地内の土地で6ヘクタールの利用権設定がされております。また、農地法の改正に伴いまして、企業で農業を営むことができるようになっております。そうした中で、今の基盤整備のできた畑地で約2ヘクタールでございますが、食品会社の方が梅を栽培していただいております、この利用権の設定期間は20年間という長い期間ですけど、そういった方もございますので、遊休農地を今すぐに解消するということは非常に難しいものはあるかと思いますが、こういった方々の力もかりながら、解消に向けていきたいというふうに考えております。

2番（杉浦 剛君）

260ヘクタールの、主に今までミカン園だったところやなんかは、既に山と化し、私が12月議会で質問した竹林と化し、速やかな移行をしておると思います。そういったことは、こういったことを考えていくと、本当に何ともならないようなことなのかなあというふうにも思いますけれども、今、部長が申されましたように、ほ場整備地区内での、ある食品会社だとか、それから牧草をつくる会社が8ヘクタール借りられたということは、新たな動きとして、本当の光だと思います。

そういったことについてもう少しお聞きしたいんですが、例えば具体的に、今の酪農屋さんは、なかなか生のサイレージを食べさせません。硝酸態窒素が多過ぎて腹を壊してしまうとか、分業システムが物すごく進みましたので、わらがあっても、わらはほかから買ってくる。乾燥牧草のいいのを買ってくるということになっております。そういったタイアップの方は、今現在うまく進んでおるのでしょうか。

それから、時間がありませんので、順番に二、三点質問します。

今、そういった補助金を受けるために、5年間農地として維持管理しなければならないというようなことが一つのハードルとしてあるのではないかということの考察をいただきました。ある会社との契約は2年間、これは愛知県の雇用促進事業とタイアップしておるとも聞いておりますので、そういった補助金は2年間ですね、たしかね。2年後に、こういった農地として移動させていくということが可能なのか。また、そのいろんなことを考えているのかどうか。その点、ちょっとお聞きしたい。

経済環境部長（榊原 茂君）

先ほどの私の答弁がまずかつたら訂正させていただきたいんですけど、5年間と言いましたのは、先ほどのふるさと雇用対策の方ではなくて、耕作放棄地の協議会の方のやつが5年間は農地としてやっていかないかんよということで、それと、今のほ場整備地内の農地に畜産堆肥を入れて牧草をつかって、その生産物を畜産農家に還元していくという面積については、8ヘクタールではなくて6ヘクタールですので、その点、よろしくお願いたします。8ヘクタールから6ヘクタールを引いた残りの2ヘクタールが、先ほどの食品会社が2ヘクタールの梅の栽培をしておるということでございます。

じゃあ、今この牧草、議員の言われますように、生草を食べさせるというのは最近はございません。といいますのは、当然円高によって、外国の乾草が入ってくるようになった。そういった関係で、美浜町にほ場整備地内の遊休農地がふえたのも、牧草畑をつくる酪農屋さんが少なくなったというのも一つ大きな原因ではないかなと。逆に、そういった飼料畑をつくらなくなったということで、畜産農家の方々も堆肥の還元をしていくところがなくなってきておるといふことで、畜産公害というんですが、そういった問題が起きてきておるのも事実でございます。そういったことから、先ほども申し上げましたように、畜産農家の堆肥をほ場整備の開墾したところに入

れて、でき上がった牧草を酪農屋さん、そういった畜産農家の方に還元していくという循環型の農業を目指しておるといってございます。

2番（杉浦 剛君）

私が言いましたのは、目指すのは大いに結構であります、現実として畜産組合とタイアップが果たしてできているのかということでありましたけれども、お答えは結構です。

私自身は、このように企業の方が参入してきていただいて、それが県でも国でも雇用促進の補助金でも何でも結構なんですけれども、本当に耕作放棄地が解消されることは大いに結構だと思っております。

実は、この質問をするに当たり、部長さんからお聞きしました北方地区内と上野間地区内の看板が立っているほ場を何か所か見てまいりました。かつて私が若いころにオペレーター組合として小麦をつくった場所でありまして、それ以後、全く手をつけられていない状態で、現在はササ竹がびっしりと生えておったり、ハンの木が生えておったりして、物すごいところです。また、そのほ場は山に近いということもありまして、山からの立木が大分かぶっているという光線の入りにくいところでもありました。また、上野間の方は、セイタカアワダチソウが大いに生えておりましたけれども、まだあそこの方は十分農地に戻るであろうということでもあります。私が心配しておりますのは、その農地が2年後にうまいことどなたかに移譲していただいて、せっかく解消した農地をうまく利用できないものかということでもあります。

そこで伺います。新規就農者が美浜町に何名か入っておるということを知っております。その人たちがそういった場所を使えないのか。または、現実として、こういった後継者育成協議会の中で、そういった新規就農者に対する支援を具体的にどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

経済環境部長（榊原 茂君）

先ほどの私の答弁の中で落ちておったということで、酪農組合の方と今請負おうとしておる業者の方と話し合いはしてございますので、当然そういった牧草を牛屋さんで利用していただけるのではないかとこのふうを考えております。推進はしております。ですので、こういった事業が終わった時点で、耕作放棄地が解消される。そういったものを地主さん、またそれを利用していただく方を私どもも探していかなければというふうには思っております。

その中で、議員が言われますように、新規就農者の方にそういったものを求めていくのも当然だという思いはあります。そうした中で、平成21年から23年、本年の1月までに新規就農者の方が5名ございます。この5名のうち、20代の方が1名、30代の方が3名、40代の方が1名ございます。それで、この新規就農の方々の相談窓口といたしましては、昔でいう普及所が愛知県の中にございまして、そこが相談の窓口になっていただいております。この県の相談窓口につきましては、当然県の営農大学校とか、補助制度、また資金の関係等々については、県の相談センターの方で対応していただけますが、農地の関係につきましては、私ども美浜町農業委員会が主体となって取り組んでおります。そうした中で、新規就農者の方も、もしそういった農地の必要ということがあれば、農業委員さん、また地区の土地改良の方々、そういった方と連絡調整をとりながら、農地のあっせん等はしていきたいというふうを考えております。

2番（杉浦 剛君）

農業水産課にそういった窓口があって、県との連携、また知多普及所との連携を綿密にとっていただきましてやっていただきたいと思っておりますけれども、私どもはこういった事実を見ますと、美浜町農業に本当に暗たんたる思いをするばかりでありますけれども、逆にこの立地条件は物すごい資産でありまして、町から見ると、これだけ都会に近く、または海、山があり、里山があるところはないというふうで、私の何名かの友達も移り住んでき

て農業をやっておりますけれども、こういった方たちを呼び込む策なり何なりというものをパンフレットで、私はこれは要望しておきますが、呼びかけてほしいと思います。

また、かねて久しく農業総合推進会議というものが開かれておりませんが、部長さんにお伺いしましたら、この3月30日に開かれるということをお聞きしております。ぜひともそこで、こういった大きな問題を、町長が言われている、総合的な、美浜町が今から進んでいくであろうと言われる方針、政策をきちんと方向性を出していただきまして、その会議にかけていただきたいと思いますが、この点だけ最後にお伺いしておきます。

経済環境部長（榊原 茂君）

議員が言われますように、美浜町の農業推進協議会、久しく開催しておりませんでした。平成22年度で予算をいただきまして、議員言われますように、予定では3月30日を予定しております。メンバー的には、当然農業委員会、また農協さん、それと女性の団体の代表さん、それから美浜町の土地改良区の方々、畜産の連合会の方々、さらに農業経営士、青年農業士、そういった方で構成をしております。そういった中で、今後の農業について方針の方を決めていければなということで、今準備の方をしておりますので、よろしく願いいたします。

2番（杉浦 剛君）

ありがとうございました。では次に移ります。

鳥インフルエンザの件ですが、去る三、四日前に、JAの会館で5市5町の行政、それから組合員の方、保健所、それから県の人が集まって会合を持ったということが示されております。また、愛知県におきましては、早速大村県知事が3億7,500万円の緊急対策を打ち出しまして、本当に農家が困らないように何とかしていきたいということを表明していただきました。そういった中で、具体的なシミュレーションをもう立ててみえると思います、新聞によるとそういうことが書いてありますので。そういったことの一端を、差しさわりなければ御披露していただきたいと思います。

経済環境部長（榊原 茂君）

先ほど町長が壇上でも申し上げましたが、愛知県では1月26日に豊橋の方で高病原性鳥インフルエンザが発生をいたしました。私ども美浜町におきましては、平成21年3月31日に美浜町家畜伝染病防疫対策本部設置要綱というものができてございます。この設置要綱に基づきます対策本部を翌日の27日に立ち上げて、本部員を招集しまして、この鳥インフルエンザに対します、この要綱に基づくそれぞれの役割分担について確認をさせていただいたところでございます。この対策本部につきましては、美浜町長を本部長として、それぞれの部長、課長が本部員になっておる組織でございます。そして1月27日に、町民に対しましての注意を啓発するというので、美浜町のホームページにも、この鳥インフルエンザの注意事項等について掲載をしました。そして、「町民の方々へ」という鳥インフルエンザの注意事項について、小・中学校への配付をさせていただいております。それと同時に、町民の方々にPRをしてございますので、役場の閉庁の時間、また休日等に宿直室に電話がかかってくるので、そういった対応マニュアルを宿直室の方に準備をさせていただいておりますし、また1月28日に養鶏農家に対しまして、先ほども言いましたように、消石灰と消毒薬剤の配付、それと、畜産団体連合会の会議が1月28日に開催をいたしましたので、そこにおきまして、防疫対策の強化の依頼等を行っております。

また、私どもといたしましては、先ほども議員が言われますように、渡り鳥が一つの感染源ではないかということでございますので、1月28日にも私どもの鵜の池の周辺の現地調査等を行っております。そして、先ほども言いました養鶏農家のところには、当然家畜保健所、それから町職員と調査には伺っておりますが、100羽未満の少ない農家、そういった方に対しましても私どもの方からアンケート調査等を実施いたしております。それで、先ほど議員が言われました、昨日、鳥インフルエンザの対策についての美浜町に対する協力の依頼というのです

か、もし愛知県の方で対策本部を設けた場合、美浜町についてはこういうことを対応していただきたいというお願いの項目がございます。その項目については、先ほども言いましたように、私どもも既に1月27日の対策本部のとき、そういった中で対応の準備はしておるものがほとんどでございましたが、当然この対策については、愛知県の指導のもとに私どもは協力をさせていただいて、こういったものがもし出たとしても、拡大しないような対応をしていきたいと考えております。

2番（杉浦 剛君）

ぜひとも万全の対策を持って、当町で出ないように、本当に祈るばかりでございます。そのときは迅速な対応をお願いいたします。

最後、もう5分ぐらいだと思いますけれども、一番最後の質問の再質問をさせていただきます。

これは、町長が先ほど壇上で申しましたように、上野間地区、それから野間地区でもう既にやられており、その勉強会ニュースが回覧として区民に配られております。布土・河和地区におきましては、3月に入ってもうしばらくしたら配られるんじゃないかと思っております。

その中で私がちょっとお尋ねしたいのは、せっかくこういった勉強会をやられて、ここで参加しておる人たちには本当に啓蒙になっております。過日、私は参加した布土の勉強会でも、本当に活発な意見が出ました。毎年9月の第1週に自主防災の訓練が行われますが、私はそれを否定するものではありません。しかしながら、ここで出たことは、もっとシビアな、緊迫、切迫感がある提案がいろいろと出ました。それは、布土の地区でいいますと、とにかく地震が起きたときに、先ほど厚生部長がお答えになっていました鈴木議員の答えの中でもありましたけれども、民生委員があらゆる方を把握しながら調査していますということを言っておりましたけれども、そういうことが出てまいりました。というのは、個人保護法というものがあまして、なかなか区長さんでも組長さんでもつかめないんだそうです。いざというときに隣班のメンバーが、まず自分の身の安全確保し、家族の安全確保をしたら、隣近所で助け合うんだというのは、これは第一の方策だと思いますけれども、そういうときに、本当に隣にどういう人たちがいるんだということをまず把握しておきたい、そういうことや、また、これはここに書いてあることですから、私が言っているわけじゃないですからお願いしますね。有名無実化した防災組織では話にならんと。もっと本当に実効性のある組織が必要だと。いざというときに何をしたらいいのかわからない人がたくさんいるから、本当に防災リーダーをいま一度若い人に、それも5年、10年やれるような壮年層の人たちに隣組の防災リーダーをやってもらおうじゃないかという意見も出てきました。私が残念に思って今ここで言うのは、そういったことがなされたにもかかわらず、これを生かし切れていないのではないかということ再度質問するわけですが、ぜひとも上野間・野間地区、河和・布土地区で出された、こういった勉強会のエッセンスを、今後の防災のあれに生かしていただきたいと思って、最後に質問させていただきまして、これで終わります。

建設部長（家田兵蔵君）

貴重な御意見ありがとうございました。

今、杉浦議員が言われましたのは、究極の目的、建設の方は耐震化の促進を図るとというのが一つの終着駅で、こういった勉強会、21、22、23で各学区を回っております。今、布土地区におきましてもまとまってきましたので、またお配りしますけれども、各地区へお配りするだけでなく、町内横断的に福祉ももちろんですし、総務ももちろんですし、横の連携をとりながら、今、杉浦議員が言われますように、しっかりとした体制をつくっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（谷川梅太郎君）

ここで休憩をいたします。再開は3時15分といたします。

〔午後2時55分 休憩〕

〔午後3時13分 再開〕

議長（谷川梅太郎君）

少し時間が早いですが、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

次に、5番 石田秀夫君の質問を許可します。石田秀夫君、質問してください。

〔5番 石田秀夫君 登壇〕

5番（石田秀夫君）

あらかじめ議長あてに一般質問通告書を通告させていただきました。それに従い、順次質問させていただきます。

農業振興地域内の開発について。

山下町長が当選してから、農業政策が明瞭に示されていない。かすみ、霧がかかったように将来展望が見えません。農業者の方からそういう声をお聞きします。沿道サービスということで、ジョイフルファーム鵜の池の向かいにレストランができるという計画が、さきの農業委員会を通りました。下水、雨水などの排水に関しては奥田側に流れると考えますが、計画では道路を横断し、鵜の池川方面へ流すということです。この地域は農業振興地域ですが、今後このような計画が出てきた場合、どのように考え対応していくのか、お伺いいたします。

壇上での質問はこれにて終わります。

〔降壇〕

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

石田秀夫議員の御質問にお答えをさせていただきます。

お答えする前に、御質問通告書の中で、私の農業政策が明瞭に示されていない、かすみ、霧がかかったと表現されていますが、現在取り組んでいます第4次総合計画に明確に記載され、それに基づいて各種の施策を行っていますので、よろしく願いいたします。

農業振興地域内の開発についてでございますが、御指摘の施設につきましては、市街化調整区域でも開発・建築可能な許可基準、都市計画法第34条第2号、観光資源の利用上必要な建築物として位置づけられている施設でございます。

美浜町は、豊かな観光資源の有効活用ということで、当初昭和49年より観光開発の取扱方針、区域決定をし、その後7回の見直しを行い現在に至っております。さらに、この観光開発の取り扱いについては、愛知県で運用が定められており、知多半島管内では美浜町、南知多町、三河地区においては蒲郡市、幡豆町などがそれぞれ指定をして観光開発に力を入れております。

また、今回の申請地、県道小鈴谷・河和線沿いにつきましては、本町の中央を横断し、伊勢湾と三河湾をつなぐ幹線で、中間点に美浜インターチェンジ、道路沿いには観光施設が立地しており、今後の交通量の増加が見込まれる路線ということでドライブインを誘致、建設するよう誘導することが最適と考え、平成8年にドライブイン追加路線として愛知県へ変更申請し、承認を得ているものでございます。つまり、今回御指摘の施設等を誘致、建設することを目的に、この路線を町が県に申請し承認をいただき現在に至っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

さらに、平成12年におきましては、南知多道路の4車線化に伴い適用路線を追加し、現在、国道247号、県道

小鈴谷・河和線、県道半田・南知多線、県道豊丘・豊浜線の4路線のうちの市街化調整区域部分がドライブイン誘致適用路線となっております。また、この都市計画法上の取り扱いにつきましては、農業委員会からの要請により、担当職員が出席し説明をさせていただいており、今回の美浜農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について、農業委員会、愛知用水土地改良区、あいち知多農業協同組合で御協議していただき、それぞれ御承認をいただいております。

なお、下水については、県道を横断するということで県の占用許可が前提となり、流末は鵜の池川へ放流、雨水については地下浸透舗装を予定とのことで、現在、申請者と協議中でございます。

今後、同様な計画が出てきた場合、どう対応するかとの御質問ですが、もちろん都市計画法の許可基準を満たせばすべて建築可能ではなく、議員御指摘のとおり、農振農用地除外、排水といった関係他法令の許可等が得られるなど、総合的に判断して初めて建築の許可が得られるものでございますので、よろしく願いいたします。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

石田議員、再質問はありますか。

5番（石田秀夫君）

町長の答弁をいただきまして、私が、今、将来展望が見えないということを申させていただきますまして、農業政策が明瞭に示されていないということでございますが、この地域は、町長も言われたとおり、4次総合計画の中では観光・農業ゾーンとして位置づけられておるところでございます。町として、そういう農業振興の意味でも大いに推進していかなければならないということではないかと理解しております。

そういった中で、観光・農業ゾーンという位置づけがされておるところで、ドライブイン、レストランならいいじゃないかと。法的に通る都市計画法、農振地域でも農振除外ができるということなんですけれども、そういうことなんですけれども、申請があると言ったのは個人の方なんですよね。それを町が受けて県へ出したということだと理解しておるんですけれども、この申請解除に当たっては、農業振興地域指定解除許可願の審議があったと理解しているわけですが、その審議過程において、1票差で可決ということになっておるんですけれども、そういう事態というか、やはりここにおいての4次総合計画、観光・農業地域、そこに増して農振地域、そういったことがある中で、町長の農業政策はどういう方を向いているのだと。何をしたいのだというところがはっきりと明快に、先ほど杉浦議員が、各団体、機関、農業推進者会議が今度開かれるということなんですけれども、そういう日ごろの中でも、農業政策に対してでもきちんとお話をさせていただくと、こういうようなことは……。それと、なぜそこまで言うかということ、この審議に当たっては、

、
というわさまで私の耳に入っておるんですけれども、それで、というような話まで聞こえてきておるんですけれども、本当にこんな話まで出てくると情けない限りだと私は思って、町長に、もっとしっかりと農業政策を皆さんにきちっと話しして、そういう会議やなんかでもきちんと審議されて通っていくようお願いしたいなあというのが、この一つの……。

〔「すみません、だれが言ったんですか」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

石田議員に申し上げます。神聖な議場で不確かなことを、確かであれば……。

これ、問題発言になりますよ。

5番（石田秀夫君）

行ったということを聞きました。

町長（山下治夫君）

発言の途中ではありますが、今、私の名前も出まして、私があたかも訪問したかのような言葉を言われました。私にとっては名誉棄損でございますので、その事実関係を明らかにされたい。よろしくお願いします。

議長（谷川梅太郎君）

ここで暫時休憩します。

〔午後 3 時 26 分 休憩〕

〔午後 4 時 10 分 再開〕

議長（谷川梅太郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの石田議員の発言についての取り扱いについて、議会運営委員会で協議をいただきましたが、本日この場で真偽を確認できませんので、真偽の調査を議会運営委員会に任せ、議会最終日まで確認することになりました。そこで適切な対応をとることにいたします。

よって、本日は引き続き一般質問を続けます。

それでは、石田議員、発言を許可いたします。続けてください。

5 番（石田秀夫君）

この地域は、小鈴谷・河和線は、奥田と上野間の境界を走っております。あの開発地は奥田地になるかと思えます。下には新入道池があり、県道西の水を受け入れております。こういう中、県道を渡して鵜の池川、稲早川へ流れるのでしょうか。そういった流した場合の、下水に対する住民感情をも考えて進められたことでしょうか。

建設部長（家田兵蔵君）

申請地は、議員御承知のとおり、奥田、上野間境でありまして、申請地につきましては、排水関係は県道を横断して、今御指摘のように鵜の池川の方に流すという計画案が今協議されておると、こういう状況でございます。

住民感情をどうかというお話でございますけれども、まず県の方は、県道横断について仮に許可が出た場合、当然その先につきましては、議員言われますように、町管理の排水路に接続されていくと。当然そういった中で、我々も住民から苦情の出るような排水、そういったものは、当然行政としてもしっかりと指導して注意していきますので、そこら辺については、今後申請が上がってきた中で、指導していきたいというふうには思っております。以上です。

5 番（石田秀夫君）

こういうふうで、沿道サービスということで進められるということは発展的にはいいんですけども、冒頭にも申し上げましたように、はっきりと町長が先頭を切って、こういうものはこうしていきたいんだ、4 次総合計画の中で農業振興地域でも建てられるんだということを示し、観光・農業でやっていくんだ、力強く進めていくんだということを明快にしていっていただきたいと思います。

議長（谷川梅太郎君）

今のは質問ですか。

5 番（石田秀夫君）

そういうふうにも思えますから、しっかりやっていただきたいということを願ひまして、終わります。

議長（谷川梅太郎君）

以上をもって、石田秀夫君の質問を終わります。

次に、6 番 江元梅彦君の質問を許可します。江元梅彦君、質問してください。

6 番（江元梅彦君）

通告書に沿って、2 項目の質問をいたします。

初めに、山下町政 4 年間の実績についてでございます。

山下町政が誕生して、早くも 4 年間で過ぎようとしています。町長に就任された当初から、行財政改革を掲げ、町政懇談会を初め、あらゆる機会に、住んでよかったと思えるまちづくりを提唱され、人口減少に歯どめをかけると頼もしい心意気でのあいさつをされたことを鮮明に覚えております。

以下 3 点についてお尋ねをいたします。

1 点目に、行財政改革を実現するため、職員定数の削減、公共施設使用料の見直し等努力されてきたことは大いに評価をいたしております。しかし、昨年 9 月議会で示された平成 21 年度の 5 町の普通会計決算状況を振り返りますと、公債費比率、積立金現在高、経常収支比率は最下位、歳出総額に占める人件費の割合は、5 町で最高という状況をどのように分析されておられるのか、お聞かせください。また、その改善策についてもお聞かせをください。

2 点目に、残念ながら、本町の人口減少に歯どめがかかりません。美浜町のホームページによれば、昨年 1 月末の人口は 2 万 3,863 人、ことしの 1 月末の人口は 2 万 3,681 人で 182 人の減となっています。12 月議会で、同僚議員の人口減少の理由は何かという質問に対し、大都市近郊への移住を初め、何点かを上げられましたが、私は、半田市、武豊町あたりへの転出が多いように感じています。平成 21 年度の 5 市 4 町への転出状況を人数の多い順にお聞かせください。

子育て世代の定住には保育環境の充実が必要と考えます。昨年 9 月の私の一般質問で、布土保育所での乳児保育を平成 24 年度から実施するとの前向きな答弁をいただきました。また、保育料の見直しも検討するとのことでしたが、平成 23 年度の保育料をどのように見直されたのか、お聞かせをください。

3 点目に、広報「みはま」1 月号の町長のあいさつにも掲載されています「共創・協働の視点を重視したまちづくり」という言葉をよく見聞します。前齋藤町長が提唱された各地区の地域まちづくり推進委員会、また河川をきれいにする会を初め、多くのボランティア団体の活動と何が違うのか。実践の具体例を挙げてお聞かせください。

次に、2 項目めのテレビ放送の地デジ化対策についてでございます。

ことしに入り、テレビ、新聞で、今年 7 月 24 日までに現在のアナログ放送は終了し、地上デジタル放送に移行するという特集を目にするようになりました。一般家庭では、1. 現行のテレビに地デジチューナーを増設しアンテナを立てる。2. 地デジ対応テレビに買いかえると同時にアンテナを立てる。3. ケーブルテレビに加入するということになるかと思えます。テレビ放送の地デジ化に対する本町の姿勢について、以下 3 点お尋ねをいたします。

1 点目に、約 10 年前に本町西部丘陵地に中部電力の高圧送電線が敷設され、上野間、奥田、野間地区が電波障害地域となり、その補償対策として、アンテナ受信にかわるケーブル受信に切りかえられ、現在に至っています。問題は、知多半島ケーブルネットワーク株式会社の回線に加入していない家庭において、地デジ対応テレビに買い換えれば、現状のまま視聴できると思っている世帯が少なくないことでございます。本町として、どのような広報をお考えですか。

2 点目に、アナログ放送の電波は V H F、デジタル放送の電波は U H F で、それぞれ専用のアンテナで受信しますが、U H F 電波は直進性が強く、高い山、高層建築物の陰などで受信できない可能性があると言われます。

受信できない地域を把握していますか。

3点目に、NHK、また民放各社に対し、難視聴地域に共同受信アンテナ設置等の要望、また知多半島ケーブルネットワーク株式会社にCCNCケーブル回線利用で地上波のみの視聴を可能とする料金割引制度の導入など、交渉する用意はありますか。

以上を壇上での質問といたします。

〔降壇〕

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

江元梅彦議員の御質問にお答えをいたします。

第1番目の山下町政4年間の実績についての第1点目、21年度の5町の普通会計決算状況で、公債費比率、積立金現在高、経常収支比率は最下位、歳出総額に占める人件費の割合は最高という状況をどのように分析しているのか、また改善策はについてでございますが、21年度決算書の5町の比較を見た限りでは、本町の財政状況につきましては、5町の中でも決してよい状況にあるとは言えませんし、事実、依然として厳しい状況にあることはこれまでと何ら変わりありません。

本町の財政状況を何をもって判断するかについては、他町の財政分析指標等の比較を行うことも一つの判断材料であると考えますが、そのみによって論じていいのでしょうか。といいますのは、ここに示されている数値は、あくまでもその年度における財政状況を示した単なる結果の数字にすぎないものであり、本当に理解しなければならないのは、以前の美浜町の財政状況からどのように変わってきたのか、どのように改善されてきたのかという分析を行うことの方が、もっと我々にとっては大切なことであると思っております。

これまでも、議会の中で行財政改革の成果を報告させていただいておりますが、集中改革プランに基づく職員数の削減、地域手当の廃止等による人件費の削減に加えまして、これまで借り入れてきました起債の現在高を、6年前の平成17年度末と当初予算ベースを比較しますと金額で14億5,000万円、率にして20.8%の減少となっております。同時に償還額も1億5,000万円減少し、経常経費の削減が図られてきております。

また、基金残高につきましては、22年度におきまして、地方交付税及び臨時財政対策債が予算を上回る決定となりましたので、当初予定しておりました財政調整基金の繰り入れを取りやめたほか、繰越剰余金積み立て分を含めて4億1,000万円を積み立てることができました。現在高は、21年度末現在と比較して約3億5,000万円増加し17億5,000万円となるなど、徐々にではありますが、財政状況はこれまでより改善されてきておりますので、そのように御理解いただきたいと思えます。なお、改善策につきましては、即効性のある特效薬はないと思われるので、現在置かれております本町の財政状況を常に念頭に置きながら、行政が停滞することがないように事務事業の見直しとあわせて財源確保を行っていくことの繰り返しではないかと考えております。

剰余金が生じたときには、将来の支出に備えて基金の積み立てを行い、また財源が必要となったときには、適債事業を厳選して必要最小限の借り入れを行い、なお財源が不足する事態が予想される場合には、さらに事務事業の見直しによる経費の削減に努めて、その事態を乗り切っていくことになろうかと思っております。

次に、本町の人口減少での21年度の5市4町への転出状況は、また平成23年度の保育料をどのように見直ししたかとの御質問でございますが、初めに、21年度の5市4町への転出状況でございますが、21年度に美浜町から転出された方は全体で1,484人おり、そのうち5市4町への転出につきましては合計409人で、多い順では、半田市へ120人、武豊町へ115人、南知多町へ56人、常滑市と東海市へ35人、知多市へ17人、阿久比町と東浦町へ13人、大府市へ5人でございます。また、同年度に美浜町へ転入された方は全体で1,198人おり、そのうち5市4町か

らの転入につきましては合計315人で、多い順では、南知多町から96人、半田市から76人、武豊町から68人、常滑市から22人、大府市から14人、東海市から13人、知多市と東浦町から11人、阿久比町から4人でございます。

次に、平成23年度の保育料をどのように見直ししたかについてでございますが、去る2月の臨時議会で、布土保育所乳児室改修工事の関係補正予算をお認めいただき、24年度から、町内全域において乳児保育を実施する体制が整いましたので、保育料の見直しを実施させていただきました。主な内容は、3歳未満児に対する保育料の引き下げと自由契約児の保育料の引き下げでございます。

例えばいたしましては、ゼロ歳児の第7階層の6万円を4万9,000円に引き下げいたしました。また、4歳児以上の自由契約児は、2万7,000円を2万4,000円へと引き下げを行いました。今回の保育料引き下げ見直しにより、働きながら子育てされている方はもとより、より多くの方が保育所を利用しやすくなるものと考えております。

山下町政の4年間の実績についての3点目、前齋藤町長が提唱された各地区の地域まちづくり推進委員会、また河川をきれいにする会を初め、多くのボランティア団体の活動と何が違うのか、実践の具体例を挙げてお聞かせくださいについてでございますが、私になってからもお示しいただいた各種のボランティア団体につきましては、補助金等を交付させていただき、地域におきまして引き続き活動をしていただいております。また、日ごろの活動に対しまして、改めまして、ここに感謝申し上げるところでございます。

前町長が提唱されたボランティア団体の活動内容と何が違うのかの御質問でございますが、基本的には、現在まで行っていただいております活動内容、方向は同一と考えていますが、今までの活動を一歩進めていただき、住民の皆様の中に、自分たちができることは自分たちで行っていく意識を持っていただくということが重要だと考えています。

こうした活動を推進するため、本定例会に審議をお願いいたしております総合計画策定の中での位置づけや機構改革において、企画部の中に企画政策課地域協働係を設置し、共創・協働のまちづくりを推進していきたいと考えていますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、具体例でございますが、先日行われました野間公民館まつりの活動を報告させていただきます。

このまつりは、日ごろ公民館を利用して活動していただいているそれぞれの団体の方が協力し合って、自分たちの発表会を兼ねた公民館まつりを開催し、多くの地域の方々に喜んでいただいております。年々その内容は充実してきています。また、図書館で行われています本の読み聞かせ教室や子育て教室など自主活動も年々活発化してきていると思われれます。

平成22年度町制施行55周年記念事業において、各行政区で交付金を活用して取り組んでいただきましたそれぞれの事業も具体例であります。その中から数例を紹介いたします。

小野浦、細目、一色、柿並、若松区合同で行われた野間学区ふれあい秋祭りであります。内容は、小野浦区の山車の展示、町制55周年を祝う55メートルの巻きずし、もちつき大会、地引き綱等々を食と健康の館の5周年記念事業と共催で開催されました。

次に、奥田地区での南区、北区、中区の連合による区民記念植樹を紹介いたします。奥田小学校、山王川、南区憩いの家、大己貴神社、八幡社、天野公園、町民の森等へのツツジ、桜の植樹をしていただきました。また、奥田海岸では黒松の植樹をしていただきました。

またさらに、布土区、河和区によるGOGO美浜山車まつりを紹介いたします。山車5台を各区から総合公園へ集結し、大太鼓やからくり等を町の文化祭、芸能祭と同日に行い、相乗効果もあり成功裏に行うことができました。

その他の区におきましても、それぞれの地区におきまして特色ある取り組みをしていただき、地域のきずなを深め、活性化につながったものと考えています。

私が提唱していますことは、今後、地域社会を取り巻く環境は、少子・高齢化の著しい進行のもとで大きく変化し、抱える問題も複雑、高度化、個別化しています。これから経験をしたことのない社会変化が到来するであろうと予想しています。このような状況の中で、地域の課題を真に有効かつ的確に解決へと導くためには、地域にかかわるすべての力を結集し、総力挙げて取り組まなければなりません。また、こうした問題を解決へと導くのは、行政の責務であることはもちろんですが、住民の皆さんの知恵と協力を欠かすことはできません。これからの行政は、真に行政でなければ責任を果たし得ない領域で確実にその役割を担うことと考え、町民の皆様を初め各種団体などと連携しながら町政運営を行ってまいりたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

次に、テレビ放送の地デジ化対策についての御質問の1点目、本町としてどのような広報を考えているかについてでございますが、デジタル放送への切りかえについては、町の広報紙、ホームページ等に掲載してPRしていくことはもちろんでございますが、地デジ化への普及がおくれがちな高齢者向け周知といたしまして、総務省の組織であります通称「デジサポ愛知」と呼ばれる愛知県テレビ受信者支援センターに協力させていただき、民生委員の方を通して、お年寄りの方にデジタル放送のことでわからないときは、デジサポ愛知に連絡していただけるよう、名刺サイズのチラシを3月から配布する予定でございます。また、デジサポ愛知に協力しまして、地デジ相談コーナーを役場1階のロビーに設けさせていただきます。設置期間は6月20日月曜日から8月12日金曜日の平日午前10時から午後5時まで設置する予定でございます。地デジに切りかえの前日と当日の7月23日、24日は土・日になりますが、相談コーナーを開設していただく予定になっています。すべての方がスムーズな地上デジタル放送への移行をできるよう広報に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目のデジタル放送の電波を受信できない地域を把握しているかとの御質問でございますが、難視聴区域があることが現在確認されているところは、小野浦地区の一部と知多厚生病院の建物の陰になって電波が入りにくいところの2カ所を確認しております。小野浦地区におきましては、高性能アンテナの設置やケーブルテレビへの加入等をお願いして対応させていただいています。なお、従来のアナログ放送が視聴でき、デジタル化によって難視聴となった場合、工事費やケーブルテレビ加入金等の3分の2の補助を受けることができ、小野浦地区のケースは補助金受給対象になると伺っています。また、知多厚生病院の建物の陰になり受信できない地域につきましては、知多厚生病院と個々の話し合いをしていただき、自分でアンテナを設置した場合の償却費相当分として、月525円の負担でケーブルテレビのケーブルが利用できるようになったことを伺っています。

総務省が行った事前の電波状況調査では、ほかに難視聴区域はないとの報告を受けておりますが、今後新たな難視聴区域が判明した場合、個別にデジサポ愛知に協力をお願いし、対応していきたいと考えています。

次に、3点目の難視聴地域にNHKや民放各社に対し、共同アンテナの設置要望やケーブルテレビ会社に利用料金の割引制度の導入など交渉する用意はあるかについての御質問でございますが、現在のところ、先ほど答弁させていただいたとおり、ほかに難視聴区域についての報告を伺っておりませんので、対応については考えておりません。しかし、今後新たな難視聴区域が判明する場合も想定されますので、判明した段階で最善の方策を検討していきたいと考えています。いずれにいたしましても、デジサポ愛知とともにスムーズなデジタル移行ができるよう考えていますので、よろしく願いいたします。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

江元議員、再質問はありますか。

6番（江元梅彦君）

再質問をさせていただきます。

行財政改革を実現するために、職員定数の削減や公共施設使用料の見直し等努力をされてきたことは大いに評価をいたしておりますというのは壇上でも申し上げましたが、現実にもそのような感じておりますので、お願いをいたします。

それで、私が示した平成21年度の5町の普通会計決算の状況という点について、町長のおっしゃったのは、よいとは言えないが、徐々に改善されていると考えたとお答えになった後には、この表の見方ということについて、21年度の5町の普通会計決算の状況というのは、単年度の単なる結果であるということで、前年度と比較するなど分析することが大切だというふうにおっしゃいました。それに私も何も依存はありませんので、町長の現在の心境といえますか、これを見てどのようにお考えであるのかなあとということがお聞きをしたかったということでございます。特段に他意はありませんので、次に進みます。

人口減少についてということで進めさせていただきます。

先ほど5町の転出状況はいかがですかという問いに、転入された人数をお答えいただきました。どちらも多くの方が転出されたり転入されたりしているんだなあという状況の中で、半田市、武豊町に転出が目立って、この中では多いように、私も特段の資料を持ってそのように感じていたわけではありませんが、漠然と半田市、また武豊町へ出ていく人が多いなあというふうに感じておりましたが、そのような結果でございます。

そしてまた、南知多町から転入される方はトップでしたね。これはまた興味深いと言っては失礼ですけど、大変私には興味深い数字だなあというふうに思っております。

そして、アンケートをしたらどうですかというふうに関心からお尋ねをするんですが、これまでの同僚議員の質問に対して、アンケートということは何回も出てきまして、アンケートした結果はあんまりよくなかったなあというお答えもあったかと思いますが、美浜町から外に出られた人、またきょうお答えをいただいた転入された方は、それぞれの理由があると思っております。

そこで提案でございますが、あなたの転出された理由、また転入の理由をお聞かせくださいというようなアンケート形式での問い合わせをしていただくということで意識調査をすることについて、可能であるか否かを含めてどのようにお考えですか。

総務部長（石川達男君）

先ほど町長が壇上でお答えさせていただきましたように、南知多町からの転入が96人、南知多へ転出したのが56人ということで、南知多町に限っては40人の転入増ということで、ここの町とあと1点、大府市へ5人転出したけれども、転入が14人という、ちょっと意外な数字でありますけれども、9人転入の方が多いということで、1市1町が美浜の方に入ってきておる差でもって大きいという結果になっております。それで、こういった中で、人口減をする状況を踏まえて、議員からは、その内容を確認すれば、いわゆる人口増といいましょうか、まちづくりの一助になるのではないかと、そういった意味でアンケートをしてはどうかという御質問であろうかと思えます。今、住民課の方で調査をしていただいております調査項目として、動態調査と動向調査という二つの調査があるようであります。しかしながら、動態調査といえますのは、例えば出生だとか、死亡だとか、婚姻だとか、離婚だとか、死産とか、こういった調査であります。そして、動向調査というのは、これも毎月やっておるようではありますが、単に転入・転出の調査をやっているという調査だそうであります。したがって、もう一步突っ込んだ理由まで入った調査にはなっていないということで、この内容を調べるためには、やはり転出をされた方、転入をされた方になるかと思えますけれども、やはり直接お聞きをする方法しかないのかなあというふうにご考慮

おります。しかしながら、アンケートをどうかという御質問でございますけれども、現実的に減少しているという状態も踏まえて、今後、そのアンケートの方法もあるかと思えますし、アンケートそのものの考え方もございましょうし、いろいろな角度から少し勉強させていただけたらなあということを思っております。よろしくお願いいたします。

6番（江元梅彦君）

人口減少、同僚議員の質問にも出てきましたが、この傾向というのは、美浜町だけが減少していくということではなくて、日本全体が人口が減少傾向にあるということでございます。執行部の施策の失敗で減少していくということではなくて、大きく考えますと、日本の人口が減っていく。その中で、大きな流れの中でいかにして現状の人口を維持していくのかという概念と申しますが、それをもって美浜町以外の各自治体もそうですが、知恵を絞った施策を打ち出しているのが現状であろうというふうに思います。

その施策について、町長は同僚議員の質問にお答えする中で、ちょっと加熟ぎみに思われるなあというふうにおっしゃったと思いますが、私も大変だなあと思います。自分のところに定住してもらうために、各施策を出してくる。またそれに対抗して美浜町も施策を出すというのは、それぞれが競争していくというのは大変な話だなあというふうに思っております。意識調査、先ほど部長の御答弁いただきましたが、そのような意識調査をしていただく結果というのは、住んでよかったと実感できるまちづくりを、貴重な手がかりと申しますが、そのようなものになると思っておりますので、ぜひとも美浜町の施策として実行されるということを期待いたします。

次に、テレビ放送の地デジ化対策についてに移ります。

私が問題だと考えておりますのは、壇上でも申し上げましたように、約10年前に本町の西部丘陵地に中部電力の高圧送電線が敷設をされて、電波障害地域となったと。その補償対策として、アンテナ受信からケーブル受信に変わって現在になっているということでございます。その中には、知多半島ケーブルネットワーク株式会社の回線に加入していない家庭でも、NHKを初め、また民放各社の放送が視聴できるという世帯でございます。現在も視聴できているがために、今回のアナログ放送からデジタル放送に移行していても、テレビさえ買いかえるとかすれば、そのまま視聴ができると思っている世帯です。どちらかといえば高齢者世帯ということになりませんか。そのような方が少なくないという現実を訴えたかったということでございます。

中部電力の補償対策としてのアンテナ受信にかわるケーブル受信も、先ほど町長の答弁にもありました難視聴地域はないということでございましたが、電波障害が発生しないのであれば、当然補償対策もないということでございます。知多半島ケーブルネットワーク株式会社のCCNC回線に加入していない世帯では、当然アンテナを立てて視聴するとか、CCNCに加入するという二つの方法ということも執行部の方もお答えをされておりますが、そこで、町長はちょっと前向きとは言えませんが、知多半島ケーブルネットワーク株式会社の回線利用で地上波のみの割引料金と申しますが、格安料金の導入など、交渉することに踏ん切りがつかないなあというふうにかがえました。

私が本日訴えたかったのは、要は電波障害地域に指定された中で、CCNCの回線を使っていない世帯について、そのまま視聴できるという人は結構おりますよ。その人たちにどのように行政は説明と申しますが、ちょっと微妙な質問になりますけど、どのような広報をされますかということですが、いかがですか。

総務部長（石川達男君）

ただいまの御質問でございますけれども、西部地区におけます電力会社によります難視聴地域につきましては、現在、私どもが伺っておりますのは、CCNCさんの方で各世帯に対する説明に入っておるということをお聞きしております。そうした中で、加入促進をお願いしておるというようなこともされておるということでお伺い

ります。あと、ほかにも美浜町内には美浜緑苑団地の関係で、名鉄さんが一体的にやったということもありまして、そちらの方もあわせて453件対象があるようでございますけれども、2月26日、2月の終わりに住民説明会をやって、3月に入って戸別の訪問に入っていくということで、順次CCNCさんについても、今ケーブルで引いておるところにつきましては、意向を伺いながらやっていくということで進んでおるのかなということをお思います。アナログからデジタル化につきましては、議員も十分御承知のように、国の方の電波の関係が変わってきて、そして三つの方法、ケーブルテレビの方に入っていくのか、あるいはデジタルのテレビに入ってアンテナを立てるのか、あるいはチューナーをつけてアンテナを立てるのかという方法であろうかと思っておりますけれども、何らかの形でその方法を私たちも選択せんといかんという話には実はなろうかと思っております。そうした中で、今、難聴地域といいますか、そういった中でお話がございましたけれども、やはり何らかの方法をとっていただく必要があるというふうに思います。それにつきましての広報は、先ほど町長が壇上で申し上げましたように、高齢者の方につきましては、民生委員さんを使って3月から配付をさせていただいたり、それから相談コーナーを設けさせていただいたり、何らかの形でそちらの方にそういったことが伝わるような方法を町としてもやっていかんといかんじゃないかということで予定をしておるところでございますので、よろしく御理解の方をお願いできたらと思っております。

6番（江元梅彦君）

行政のお考えといいますか、よくわかりました。

行政としては、知多半島ケーブルネットワーク株式会社にCCNCのケーブルを利用しての地上波のみの視聴を可能とする低料金、割引料金制度の導入などは、交渉するということについてはちょっとためらっておりますよということで理解をしております。

もう少し積極的な答弁が欲しかったと自分では思っておりますが、本日の議会中継にもお見えの、カメラを通して知多半島ケーブルネットワーク株式会社様の御判断を仰ぎたいなということをご直接私から訴えるということで、本日の私の質問を終わります。

議長（谷川梅太郎君）

以上をもって、江元梅彦君の質問を終わります。

これをもって町政に対する一般質問を終わります。

議長（谷川梅太郎君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

傍聴席の皆さん、最後までありがとうございました。

お諮りします。議事の都合により、3月5日から3月8日までの4日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、3月5日から3月8日までの4日間を休会することに決しました。来る3月9日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

〔午後4時57分 散会〕

平成23年 3 月 9 日（水曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 3 号）

平成23年3月9日（水曜日） 午前9時00分 開議

議事日程（第3号）

- 日程第1 石田秀夫君に対する懲罰の件
- 日程第2 議案第15号 平成22年度美浜町一般会計補正予算（第5号）の撤回について
- 日程第3 諮問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第4 同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第5 議案第2号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第6 議案第3号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第7 議案第4号 美浜町部設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第5号 美浜町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第6号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第7号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第8号 美浜町交通安全条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第9号 美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第12号 美浜町企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第14号 町道路線の廃止及び認定について
- 日程第18 議案第15号 平成22年度美浜町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第19 議案第16号 平成22年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第17号 平成22年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第18号 平成22年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第19号 平成23年度美浜町一般会計予算
- 議案第20号 平成23年度美浜町国民健康保険特別会計予算
- 議案第21号 平成23年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第22号 平成23年度美浜町介護保険特別会計予算
- 議案第23号 平成23年度美浜町土地取得特別会計予算
- 議案第24号 平成23年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算
- 議案第25号 平成23年度美浜町水道事業会計予算
- 日程第23 発議第1号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 発議第2号 特別養護老人ホームの早期の建設促進を求める意見書について
- 発議第3号 「子ども・子育て新システム」に反対する意見書について
- 日程第25 発議第4号 国民健康保険を都道府県単位とする「広域化」に反対する意見書について
- 発議第5号 国民健康保険への県補助金の増額などを求める意見書について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17までの各事件

追加日程第1 議案第26号 平成22年度美浜町一般会計補正予算(第5号)

日程第19から日程第25までの各事件

本日の出席議員(15名)

1番	森川元晴君	2番	杉浦剛君
3番	山本辰見君	4番	鈴木美代子君
5番	石田秀夫君	6番	江元梅彦君
7番	千賀荘之助君	8番	斎藤尚弘君
10番	山本和久君	11番	丸田博雅君
12番	島田昭夫君	13番	谷川梅太郎君
14番	山本又市君	15番	磯部輝次君
16番	家田昇君		

欠員(1名)

説明のため出席した者の職、氏名(24名)

町長	山下治夫君	副町長	畑中高治君
教育長	山田道夫君	会計管理者	野田信之君
総務部長	石川達男君	厚生部長	久野元嗣君
建設部長	家田兵蔵君	経済環境部長	榊原茂君
教育次長	神谷信行君	水道部長	田口信行君
総務課長	山森隆君	検査財政課長	牧守君
企画課長	初山博資君	税務課長	大岩哲治君
住民福祉課長	岩本修自君	保険課長	岩瀬知平君
健康推進課長	飯味拓次君	農業水産課長	森川幸二君
商工観光課長	永田哲弥君	環境保全課長	斎藤博君
土木課長	片岡勝君	都市計画課長	斎藤功君
社会教育課長	伊藤昭一君	学校給食センター所長	沼田和彦君

職務のため出席した者の職、氏名(2名)

議会事務局長	森田篤君	議会係長	日比郁夫君
--------	------	------	-------

[午前9時00分 開議]

議長(谷川梅太郎君)

皆さん、おはようございます。

先日は、河和、野間の中学校の卒業式ということで、議員の皆さんに御出席をいただき、ありがとうございました。

私は野間中学校の方へ出席させていただきましたけれども、大変厳粛で、また「揚げば尊し」と「蛍の光」ということで懐かしい合唱を聞くことができました。大変すばらしい式であったと思います。今後、卒業生の皆さんが門出をして、飛躍していただいて、活躍することを期待したいと思っておりますので、皆さんも応援をお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、5番 石田秀夫君より、体調不良で医者に行くため遅刻の届け出がありました。

ここで、議長より報告をいたします。

せんだって、先日の一般質問での石田議員の発言について、その後、議会運営委員会を開き、昨日、議会運営委員長と議長の私とお会いいたしまして事実確認をいたしました。そこで、その発言に対して石田議員から「陳謝」と「撤回をします」という発言がありましたので、その旨、きょうの議会で議事を進める予定でありましたけれども、きょうの朝になって石田議員から事務局長の方へ、「撤回も陳謝もしません」という届け出がありました。

そこで、私の一存でありますけれども、この後、遅刻で出席して、その場において議長より陳謝させますので、本日はこのまま議事を進めていきますので承願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

日程第1 石田秀夫君に対する懲罰の件

議長（谷川梅太郎君）

日程第1、石田秀夫君に対する懲罰の件を議題とします。

本件に対する提出者の説明を求めます。

15番 磯部輝次君、説明願います。

〔15番 磯部輝次君 登壇〕

15番（磯部輝次君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議題となっております日程第1、議員 石田秀夫君に対する懲罰動議について、平成23年3月6日付で、発議者として、美浜町議会議員 磯部輝次、同じく山本又市議員であります。

次の理由により、議員 石田秀夫君に懲罰を科せられたいので、地方自治法第135条第2項及び美浜町会議規則第109条第1項の規定により動議を提出するものであります。

提出理由、3月4日はテレビカメラも入り、多数の傍聴者の見守る神聖な議場内において、2期8年を迎えようとしている石田秀夫議員が町政をただす一般質問の発言中、議長の事前注意及び通告後十分な時間があつたにもかかわらず、事実確認もせず、あたかも本当のように発言し、しかも、親和会の多くの同僚議員が立候補を表明している、この大事な改選時期に親和会議員に対して大変無礼、中傷的で侮辱な言葉を発言したことは、議会

の秩序維持と品格保持を著しく低下させる行為であり、絶対許されるものではありません。同僚議員の賛同を、よろしく願いますのもであります。

以上で終わります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって、提出者の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本君。

3番（山本辰見君）

議会での発言と言いながら、今、提案者の方からは説明資料等が一切ないもんですから、経過だとか、それから何が問題になったのか、私たちにはよく伝わってきません。ぜひ資料を添えて説明していただくと助かるんですが、提案者の方、いかがでしょうか。

15番（磯部輝次君）

強いて言うならば、3月4日の石田議員の一般質問の質問書を見れば明確にわかると思います。そこら辺を御理解願いたいと思います。

議長（谷川梅太郎君）

ほかありませんか。鈴木君。

4番（鈴木美代子君）

ちょっと今聞き取れませんでしたけど、何を見れば正確にわかると言われたんですか。

議長（谷川梅太郎君）

もう一度答弁願います。

15番（磯部輝次君）

ただいま言ったように、3月4日の石田議員の通告に基づいた一般質問に対して問題になったのは、「
」というような、そういう中傷的な言葉が発言されておると思
います。その件でございます。

議長（谷川梅太郎君）

ほかによろしいですか。江元君。

6番（江元梅彦君）

今の提出者の答弁の中で私が議会運営委員会委員長として1点気になることがありますので、発言させていただきます。

確かに石田議員は「
」というふうに表現をされましたが、2名の名前は挙げておりませんので、御注意、お願いいたします。

15番（磯部輝次君）

申しわけございません。「2名」を撤回させていただきます。

議長（谷川梅太郎君）

ほか、よろしいですか。斎藤君。

8番（斎藤尚弘君）

この場に石田君がまだいなくて、陳謝もしていないので、どうなっているかわからないので、この問題は石田君が来てからになるんですか。

議長（谷川梅太郎君）

もう一度、言っておる意味がちょっとわからないんですが。

8番（斎藤尚弘君）

石田君が事実こうしましたという陳謝もないのにそれを言っているから、一方的な考えであるから、石田君が来てから、この懲罰の件についてもう一度やり直しをできないですか。

議長（谷川梅太郎君）

今の斎藤議員の御意見ですが、これは今回の議題に対する質疑でございますので、それは質疑には入らないと私は思っております。

3番（山本辰見君）

この問題、本当に議員の身分の問題にもかかわることですから、私はその処理の仕方というよりも、それぞれが私たち議員に対しては一方的な、先日の今磯部議員の指摘ですと、一方的な発言をしたと。今の懲罰動議に対する提案説明でもそれぞれの思いを伝えているだけで、それに対する石田議員がどういう形で聞いてきたのかというのが私たちは聞く機会がありませんので、そういう判断をいただいてからしたいと思います。

議長（谷川梅太郎君）

これは先ほどの斎藤議員と同じことでありまして、この動議に対する質疑でありますので、山本議員の思いでは、この場では言うべきではないと私は考えます。

3番（山本辰見君）

いや、石田議員、その渡した渡さないとか、だれがとかということで行きますと、片方は行った、片方は行ってないということですから、そこは食い違っているところ、私たちが勝手に判断するわけにいかないということを行っているんです。ですから……。

議長（谷川梅太郎君）

今、質疑の時間です。

3番（山本辰見君）

そのことを質問しているんです。

議長（谷川梅太郎君）

討論ではありません。

ほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。懲罰議決については、美浜町議会会議規則第110条の規定により、委員会付託を省略することができないとされています。よって、本件については、7人の委員をもって構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、本件については、7人の委員をもって構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りします。ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、美浜町議会委員会条例第5

条第1項の規定により、議長において、杉浦剛君、鈴木美代子君、江元梅彦君、斎藤尚弘君、丸田博雅君、島田昭夫君、家田昇君の7名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、懲罰特別委員会の委員は、杉浦剛君、鈴木美代子君、江元梅彦君、斎藤尚弘君、丸田博雅君、島田昭夫君、家田昇君の7名と決定いたしました。

日程第2 議案第15号 平成22年度美浜町一般会計補正予算（第5号）の撤回について

議長（谷川梅太郎君）

日程第2、議案第15号、平成22年度美浜町一般会計補正予算（第5号）の撤回についてを議題とします。

本件について、町長から撤回理由の説明を求めます。

町長、説明願います。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

おはようございます。

それでは、早速ですが、説明をさせていただきます。

平成23年3月2日に上程させていただきました議案第15号、平成22年度美浜町一般会計補正予算（第5号）につきましては、国におきまして事業費の追加交付が認められたことに伴いまして、歳入歳出予算を増額し、改めて予算案を調製する必要が生じたので、美浜町議会会議規則第19条第1項の規定に基づき、本議案の撤回をお願いするものでございます。御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって撤回理由の説明を終わります。

お諮りします。議案第15号、平成22年度美浜町一般会計補正予算（第5号）の撤回については、許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、議案第15号、平成22年度美浜町一般会計補正予算（第5号）の撤回については、許可することに決しました。

なお、ただいま撤回が許可されたことから、日程第18、議案第15号は、本日の議事日程から削除します。

日程第3 諮問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦について

議長（谷川梅太郎君）

日程第3、諮問第1号、美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより諮問第1号、美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（谷川梅太郎君）

日程第4、同意第1号、美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第1号、美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第5 議案第2号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更
について

議長（谷川梅太郎君）

日程第5、議案第2号、愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に
ついてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第2号、愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に
ついてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更
について

議長（谷川梅太郎君）

日程第6、議案第3号、愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に
ついてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第3号、愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 美浜町部設置条例の一部を改正する条例について

議長（谷川梅太郎君）

日程第7、議案第4号、美浜町部設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務常任委員会に付託します。

日程第8 議案第5号 美浜町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

議長（谷川梅太郎君）

日程第8、議案第5号、美浜町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務常任委員会に付託します。

日程第9 議案第6号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（谷川梅太郎君）

日程第9、議案第6号、美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務常任委員会に付託します。

日程第10 議案第7号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例について

議長（谷川梅太郎君）

日程第10、議案第7号、美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務常任委員会に付託します。

日程第11 議案第8号 美浜町交通安全条例の一部を改正する条例について

議長（谷川梅太郎君）

日程第11、議案第8号、美浜町交通安全条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務常任委員会に付託します。

日程第12 議案第9号 美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について

議長（谷川梅太郎君）

日程第12、議案第9号、美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第13 議案第10号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（谷川梅太郎君）

日程第13、議案第10号、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第14 議案第11号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議長（谷川梅太郎君）

日程第14、議案第11号、美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、経済建設常任委員会に付託します。

日程第15 議案第12号 美浜町企業立地促進条例の一部を改正する条例について

議長（谷川梅太郎君）

日程第15、議案第12号、美浜町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、経済建設常任委員会に付託します。

日程第16 議案第13号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（谷川梅太郎君）

日程第16、議案第13号、美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、経済建設常任委員会に付託します。

日程第17 議案第14号 町道路線の廃止及び認定について

議長（谷川梅太郎君）

日程第17、議案第14号、町道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、経済建設常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩といたします。

〔午前9時24分 休憩〕

〔午前9時29分 再開〕

議長（谷川梅太郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議案第26号、平成22年度美浜町一般会計補正予算（第5号）を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、議案第26号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 議案第26号 平成22年度美浜町一般会計補正予算（第5号）

議長（谷川梅太郎君）

追加日程第1、議案第26号、平成22年度美浜町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、説明願います。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

ただいま追加上程されました議案第26号、平成22年度美浜町一般会計補正予算（第5号）につきましては、先ほど撤回させていただきました議案にかえて提案させていただくものでございます。

さきの議案より変更されました内容としましては、歳出の8款土木費、5項1目都市計画総務費におきまして、民間木造住宅耐震改修費補助金10件分、300万円を追加して450万円としたほか、歳入におきましては、その財源として同額を土木費国庫補助金に計上し、あわせて繰越明許費として定めさせていただくものでございます。

これによりまして、歳入歳出ともに392万2,000円を増額し、補正後の予算総額を75億7,832万3,000円とするものでございます。

なお、その他の歳入歳出内容につきましては、撤回しました議案からの変更はありませんので説明は省略させていただきます。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のうち、議案第15号を議案第26号に読みかえて、各常任委員会に付託します。

日程第19 議案第16号 平成22年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議長（谷川梅太郎君）

日程第19、議案第16号、平成22年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第20 議案第17号 平成22年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（谷川梅太郎君）

日程第20、議案第17号、平成22年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第21 議案第18号 平成22年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）

議長（谷川梅太郎君）

日程第21、議案第18号、平成22年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、経済建設常任委員会に付託します。

日程第22 議案第19号 平成23年度美浜町一般会計予算から

議案第25号 平成23年度美浜町水道事業会計予算まで7件一括

議長（谷川梅太郎君）

日程第22、議案第19号、平成23年度美浜町一般会計予算から議案第25号、平成23年度美浜町水道事業会計予算まで、以上7件を一括議題として、順次議事を進めます。

平成23年度予算の質疑に入るに先立ち、議長から議員にお願いいたします。

質疑については、議案内容についての疑義をただすものでありまして、一般質問のごとく、自己の意見を披瀝するものではありませんので、この点、御注意願います。

また、美浜町議会会議規則第53条並びに第54条の規定により、発言はできるだけ簡明に、質疑の回数については、平成23年度一般会計予算を除き、1議題1議員につき3回までを限度といたしますので、御了承願います。

最初に、議案第19号、平成23年度美浜町一般会計予算についてであります。本案は、各会計当初予算の中で最も重要な案件であり、かつその内容も多岐にわたりますので、四つの区分に分けて質疑を行います。一つ目の区分として歳入全般について、二つ目の区分について歳出の1款議会費から4款衛生費まで、三つ目の区分として5款労働費から8款土木費まで、四つ目の区分として9款消費費以降の順で、それぞれの区分ごとに1議員3回までを限度として質疑を受けます。

初めに、歳入全般について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本君。

3番（山本辰見君）

お尋ねします。14款国庫支出金とあります。この中の衛生費補助金、第1節の保健衛生費補助金でございますけれども、循環型社会形成推進交付金というのがあります。国庫支出金ですから、国の本来考えている交付金の

趣旨、それから交付金として適用される事業がどういうのがあって、それから町の具体的な事業内容としては、この歳入を使ってどういう事業を考えてみえるのか、お願いします。

経済環境部長（榊原 茂君）

14款国庫支出金の循環型社会形成推進交付金1,141万3,000円でございます。これにつきましては、合併処理浄化槽を推進のための国からの補助金の受け入れでございまして、歳出の衛生費の方で90基の補助金の交付を予定しております。その中で基本額の3分の1を国から交付金として受け入れるものでございます。ですので、例えば5人槽ですと33万2,000円、美浜町が交付しております。その3分の1を国から受け入れ、5分の1を愛知県の方から受け入れるものでございます。残りを美浜町が負担するというものでございます。以上です。

3番（山本辰見君）

失礼しました。一遍に全部言わないといけなかったのを、御無礼しました。

再度確認ですけど、この金額は全額合併処理浄化槽でいいのかを後でお答え願いたいと思います。

それから、同じく14款国庫支出金の中の土木費国庫補助金、1節の都市計画費補助金並びに住宅費補助金のところにあるかと思えますけれども、社会資本整備総合交付金とあります。同じように国の考えている本来の趣旨というのはどういう形で、それから適用される事業はどういうのがあって、町の具体的な事業はどういうことを予算として計上しているのか、お尋ねします。

次の項目は15款の県支出金、労働費県補助金でございます。愛知県緊急雇用創出事業基金とあります。同じように県の考えている本来の趣旨と、それから交付金の適用の事業の範囲、どういうのがあって、町の具体的な事業はこれとこれを予定しているというようなことをお願いしたいと思います。

それから20款の諸収入、4節の雑入のところですけども、総務市町村振興協会基金というのがあります。これに該当する町の具体的な事業内容は、どういうのが適用されているでしょうか。

それから、同じ雑入の中に適正化事業というのがあります。これも同じように町の具体的な事業内容を、どういうのが該当するのか、お聞かせください。

それから、同じく雑入の中に水道事業会計等負担金とあります。本来、水道会計というのは別会計だとお聞きしていたわけですけど、なぜこの項目に水道会計等の負担金というのが入っているのか、お尋ねします。以上です。

経済環境部長（榊原 茂君）

循環型社会形成交付金の1,141万3,000円につきましては、全額合併処理浄化槽への補助金でございます。

それと、ついでに私どもであります緊急雇用の関係でございますが、これは町が企画した新たな事業で、そういった建設とか土木事業でないものにこの交付金を使うことができます。それで、平成21年から平成23年度、今年度が最終年度ということで県の方から受けておるものでございます。

事業の歳出の充当先につきましては、小学校のスクールアシスタント配置事業、また不法投棄の指導委託事業、それから公共施設等の清掃業務、美浜町総合公園の文化財の報告書作成業務、今の4件が23年度の充当先となっております。以上です。

建設部長（家田兵蔵君）

山本議員から社会資本整備総合交付金の関係、御質問いただきました。25ページにありますように、都市計画費補助金、それから住宅費補助金の中に社会資本整備総合交付金が出てまいっております。この社会資本整備総合交付金につきましては、平成22年度にこうした国の補助金、交付金制度が抜本的に改正をされまして、今まで個別の事業ごとに、何々補助金とかという個別の補助金制度がございましたが、これにかわりまして一括交付金

制度、社会資本整備総合交付金という名称になって一括交付される、そういうふうには平成22年度に改正がなされました。ここに、今、都市計画費補助金、あるいは住宅費補助金に、あえて同じ名前で分けて掲載されておりますが、まだこの制度は新しくできたばかりでございます、国の方は補助率が一律に定まっております。2分の1を基本に今後進めていきたいというお話は伺っておりますが、必ずしも2分の1でなくて、45%以内とか、そういうふうにはまだ定まっております。

今、これを何に使っておるかというお話がございましたけれども、最初の方で耐震診断、あるいは防災勉強会、あるいは町営住宅の福祉対応住宅の改善、改修、あるいは住生活の推進といった面に使わせていただいております。以上です。

経済環境部長（榊原 茂君）

先ほど山本議員の御質問の中の1点、ちょっと適正化の交付金が落ちておりましたので報告させていただきますが、この適正化事業の交付金につきましては、県の土地改良団体連合会から受けるものでございまして、土地改良施設の維持管理、ため池の改修安全対策費として連合会の方から受け入れるものでございまして、この事業的には平成21年から25年の5ヵ年で毎年受け入れていくものでございます。ちなみに、平成23年度といたしましては、立戸池、棒山、源命池のため池改修を予定しております。以上です。

総務部長（石川達男君）

20款の諸収入の中で、総務市町村振興協会基金の該当する事業内容は何かという御質問であったかと思っております。これにつきましてはサマージャンボの運用益を市町村に交付していただくものでございまして、これの該当する事業内容としましては、図書館の運営事業の方に充てさせていただいております。

それから一番最後の、なぜ水道事業会計等負担金があるのかという御質問でございました。今年度55万円の予算を計上させていただいておりますけど、これは水道事業の会計の方から、庁舎の施設及び電気、水道、コピー等、設備使用料として定額で負担をさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

議長（谷川梅太郎君）

よろしいですか、ほか。鈴木君。

4番（鈴木美代子君）

まず、町税から行きます。町税が9,340万という前年度に対して減額になってはいますが、今、本当に不景気で、経済が回復しなくて大変な状況にあると思うんですね。今回、当初は9,340万の減額になってはいますが、この個人町民税の流れというか、この先、回復する時期は、今年度にはないだろうと思うんですけども、この町税の予想をお願いしたいと思っております。

それから法人町民税ですけれども、これは現年課税分が昨年よりも2社ふえて、それで滞納が少なくなったということでしょうか、ふえていますので。

それから、固定資産税についてはふえているんですけども、ちまたでは地価よりも下手すると評価額ばかりが高いというのか、低くならなくて税金ばかりふえるという世論もあるんですけども、その辺は町として課税する側としてはどう考えているかということと、それから地方交付税ですけれども、昨年は補正で増額になったと思うんですけども、今回は前年度よりもふやした感じで予算化していますが、この中で地方特例交付金が減っているのは、ちょっと説明をお願いしたいと思っております。

それから、25ページの次世代育成支援対策交付金ですけれども、次世代育成については後期の計画もできたんですけども、この辺で交付金として370万あるわけですけれども、充当する事業について説明してください。

それから、27ページの社会福祉費は県の補助金ですが、自殺対策緊急強化事業補助金ですけれども、これにつ

いては町の事業としてはどこに充当されるのか、教えてください。

総務部長（石川達男君）

ちょっとたくさんありましたので、落としたら、また御指摘をお願いしたいと思います。

まず、税の關係の町税の御質問があったかと思ひます。個人町民税の關係で今後の町税の予想といひますが、そういった御質問があったかと思ひます。これにつきましては、昨今の經濟不況の關係で一番占めております給与所得者、これも21年も大分減りましたし、それから22年も減っておるという中で、23年度につきましても、引き続き減額といひましようか、伸びが見込まれないという中で歳の予算を組ませていただいた。この先、どうなるのかという話ですけれども、經濟が立ち直って、一番もととなります給与所得者の關係が上昇氣流に乗らないと、個人の町民税の方もなかなか厳しいんじゃないかなと。經濟全體の話の伸びとともに、また個人の町民税についても、歳入について見込みの方もできるような形になればいいのかなというようなことと思っております。

それから、法人町民税の關係の増額の理由がありました。これは21年度で法人の主要企業が法人町民税の、いわゆる税の特例といひましようか、外国税控除という中で8,000万程度減額をして戻したという記憶があるかと思ひます。これに伴って、22年度はどういう状況になるのかなという中で、増収になって実績が出てきております。そういった形の中で、その外国税の控除の關係につきましては、議案説明会の中でも御説明をさせていただきましようけれども、4年から5年に1度ぐらい、そういった感じでごく減るというサイクルがあるようございませう。そういった中で、23年度は引き続き、その主要企業についても何とかある程度の収益があるだろうという中で増というふうで予算を組ませていただいております。

それから、固定資産税の關係で評価が実勢價格よりも低いという中で税金が上がっているという御質問であったかと思ひますけれども、まず評価につきましては、鑑定評価、町内の160か170ぐらいですか、箇所があると思ひます。すみませう、はっきり数が言えませうけれども、そういった中で鑑定評価をし、いわゆる7割程度の評価ということを目指して評価があります。そして課税標準といひるのは、御存じのように評価額イコール課税標準額と最終的には形になりますけれども、課税標準額についてもいろいろ、住宅用地だとか、小規模住宅用地だとか、それから住宅以外の土地については課税の仕方がいろいろございませう。これによって大きく課税標準額が変わるわけですが、そういった中で評価が下がりますけれども、課税標準額が評価額までいっていないというのが、まず基本的にございませう。課税標準額の細かい計算の仕方があるんですけども、そうした中で課税標準額を算出し、税をお願いしているという状況でございませうので、よろしくお願ひをしたいと思います。

それから、地方交付税の特別交付税の關係が前年より減額であったかというような御質問であったかと思ひますけれども、これは前年と同額を予算計上させていただいております。普通交付税につきましては、増額という形で予算計上しております。これにつきましては、減少要因と増加要因がありますけれども、そういった中の分析をした中で予算の方の……。

〔発言する者あり〕

総務部長（石川達男君）

失礼しました。地方特例交付金の御質問でありました。地方特例交付金の減額につきましては、子ども手当において新たに3歳未満の子供に対する上積みが行われるということで若干の増加をその部分は見込んでおりますけれども、住宅借入れ、それから自動車取得税に係る減収補てん特例交付金が、その辺の關係がございまして、前年よりも減収になるだろうという見込みをさせていただいたということございませう。よろしくお願ひします。

厚生部長（久野元嗣君）

先ほど御質問のありました民生費国庫補助金にあります、次世代育成支援対策事業交付金の関係でございます。これにつきましては、布土でございます子育て支援センターの関係の補助金でございます。

それから、自殺対策の方で県費の補助金の社会福祉費補助金の中にあります自殺対策緊急強化事業補助金というのがございます。これにつきましては10分の10の補助でございますが、近年、自殺者が3万人を超える中でふえておるということの中で少しでも食い止めたいということで、10分の10の補助をいただいて事業を進めさせていただくものでございますので、よろしくお願いします。

4番（鈴木美代子君）

今の自殺対策緊急強化の事業ですけれども、これは10分の10ということで、美浜の負担はないということで、もらうべっかということですか、これは。なんだけど、事業を計画して、それに予算をもらうわけで、どんな事業に充当するのかとお聞きしたと思うんですけれども。

厚生部長（久野元嗣君）

事業は支出の方に該当しますけど、説明していいですか。民生費の方の福祉費がございます。そちらの方の関係で自殺対策の支援とさせていただきます。そこで民生費、3款1項1目11節で自殺対策啓発の資材、チラシというのがございます。そちらの方に充当させていただいて、そちらの方で自殺を思いとどまっていたかように呼びかけておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長（谷川梅太郎君）

ほか、よろしいですか。江元君。

6番（江元梅彦君）

総務費、県支出金のうちで29ページですが、ホームレス実態調査事務交付金というのが前年同額の2,000円が計上されておりますが、これはどのような実態調査をされているのか、お知らせください。

厚生部長（久野元嗣君）

29ページにあります社会福祉費委託金のホームレスの実態調査につきましては、今現在、美浜町内にホームレスがどの程度おりますかという報告書等がございます。それに対する調査があったときに、それを実態調査させていただいて、その調べた結果を報告させていただくわけでございますけれども、それにつきましては、社会福祉協議会からの調査の結果だとか、民生委員さんに聞かせていただいた、そういうことにつきまして対応して報告をさせていただいておるということでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（谷川梅太郎君）

ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

以上で歳入の質疑を終わります。

ここで休憩といたします。再開を10時20分とします。

〔午前9時58分 休憩〕

〔午前10時20分 再開〕

議長（谷川梅太郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳出のうち1款議会費から4款衛生費まで、これより質疑に入ります。質疑はありますか。鈴木君。

4番（鈴木美代子君）

まず、総務から順番に行きます。51ページ、公用車管理事業というのがありまして、そこで公用車330万とありますが、これは1台なのか、何台なのか、お聞きしたいと思います。

53ページです。地域協働事業で男女共同参画研究報償金とあるわけですが、これは男女共同参画の研究についてということでしょうけれども、何をして報償金を払うのか、お聞きしたいと思います。

それから国際交流事業については、同じ53ページですけど、高校生または大学生等受け入れ事業謝礼とあります。今まで国際交流に高校生だとか大学生が登場したことがないもんですから、詳しく説明していただきたいと思います。

それから、59ページの工事請負費の中で新規事業となっていますが、河和駅前駐輪場整備事業の500万ですが、これは新たに駐輪場を整備し直すのか、その辺をちゃんとお聞きしたいと思います。

それから、安全で住みよいまちづくり推進協議会ですが、安全で住みよいまちづくりの推進協議会の中身をちょっとおさらいしたいと思います。61ページですけど、基金積み立て事業の中で教育施設整備基金積立金とあって、これはこれをもとに23年度は教育事業、柔剣道場の建設に充当するのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、63ページのコミュニティ事業補助金が246万あるんですけども、もう少し詳しく説明してください。

67ページです。知多地方税滞納整理機構負担金45万、これについては整備機構はあちらこちらで活躍しておりますが、整備機構が入ってトラブルになっているところもあります。この辺、知多地方税滞納整理機構負担金45万は、その対応の仕方をもう一回お聞きしたいと思います。

まず、これだけを一遍。

総務部長（石川達男君）

まず、公用車の関係で330万円あるが何台かということですが、これは23年度は3台の購入を予定しておりますので、よろしくお願いたしたいと思います。

それから、男女共同参画研究の関係の報償金と国際交流事業の高校生、大学生の関係のお金が入っておるということで御質問がございました。これは従来の男女共同参画、教育委員会の方で実施させていただいておりましたけれども、企画部の新設に伴いまして、企画部の方でこの男女共同参画を今後進行していこうということで、こちらの方でつけさせていただいたんですけども、これは委員さん等がございまして、そういった方々での委員報酬、打ち合わせ会議等、そういったことで行っていきますので、最終的には条例もつくって、その男女共同参画の推進を図っていこうという形の中でのお金を御用意させていただきますので、よろしくお願います。

それから、高校生、大学生の関係ですが、これは御存じのようにシンガポールのイーミン、ニーアンとは学校交流ということで、従来、企画の方で予算を計上させていただきました。それは今度教育委員会の方に移管させていただいたということですが、そのほかに昨年ですと、アメリカの方から大学生だとかが来るわけですね。美浜町に来たときに、ホームステイの先をお願いすることがあります。そういったホームステイ先へのお金を御用意させていただいておる、謝礼ですね、そういったことでお願いしております。

それから、工事請負費の関係で河和駅前の駐輪場が新たなものかという御質問をいただきました。これは新たなものを予定しております。といいますのは、今、河和の駅前に大和屋さんが隣にあります。その隣に、今家屋があるんですけども、住んでおりません。不在地主の方のおうちがあるんですけども、こちらのところが何とか借りられそうだなというようなことになりましたので、こちらの取り壊しをさせていただいて、整備、増設というんでしょうか、大体四、五十台ぐらいがまた追加できるのかなあというようなことを思っておりますけれど

も、その工事費をお願いしておりますのでございます。

それから、安全で住みよいまちづくりの中身という御質問であったかと思えます。これは20年4月に、この関係の条例等をお願いしておりますわけですが、これにつきましては、4点ばかり大きな項目について協議をしていくことになっております。まず、安全で住みよいまちづくりということでございますので防犯意識の高揚と啓発、町民の方々の自主的防犯活動の推進に関する事、町域における犯罪防止に配慮した環境整備に関する事、それから最後は関係行政機関と関係団体との連携、情報交換に関する事ということで、今29名の委員の方で推進協議会を設置し、その会議の中ではいろいろな現状報告、警察の方からも、この辺の地域のそういった防犯に対する状況、それから防犯の抑止の関係の話等々、各関係機関の御協力をいただいた中で防犯意識を高めていくという形で行っておりますけれども、そういったことを行わせていただいております。

それから、基金の関係の中で御質問がありました、教育施設の整備基金がございます。これは御存じのように、柔剣道場を建てるために22年度でその建築費に係る費用をこちらに基金として積み立てをさせていただいておりますので、この基金を24年度ですけれども、取り崩しをさせていただいて工事費に充てていくという形のものになるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、コミュニティーの246万円をもう少し詳しくというお話でございました。これにつきましては、23年度は若松公会堂の改修と北方コミュニティー消防センターの改修の2件を予定しております。それぞれ区の方から、地震補強対策としての屋根、内壁等の補強工事、それから雨漏り等の防水工事ということで申請がございまして、本年度、コミュニティー事業の関係の予算を計上させていただいております。

それから知多地方税滞納整理機構の関係の負担金で、これの対応の仕方ということでございますけれども、これは全員協議会の方で御説明をさせていただきましたけれども、5市5町の税務担当者が、知多県民センターの方に事務所を置きますので、それぞれ出向きまして、県の方が2名入って12名の体制で行っていく関係でございます。それぞれ滞納する、1件あたり30万円以上の案件について、1団体あたりおおむね100件を出し合います。それを共同して滞納整理をしていこうという中で、職員の勉強にもなるということで、徴収技術の向上だとか、知識を図っていくというようなことを目的にして行っております。

それで、この対応についてでございますけれども、今御指摘のあったことは、この滞納整理機構ばかりでなくて、町そのものの税務の徴収する問題でもあります。そういったことは常に十分注意してやらなければいけないことであり、また滞納整理機構ということで、それぞれ職員が集まりますので、その辺の意思疎通はしっかり持っていて、その苦情が出ないような対応をしていただく必要があるかというふうに考えておるところでございますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

4番（鈴木美代子君）

男女共同参画については、私も町当局に、もちろん十分条例を、モッカンを含めてということだったもんですから大いに頑張ってほしいんですけども、そういった条例とか、その研究よりも、できるだけ町の中に少しずつ、一つずつでも男女共同参画でこれは実績ですというものを、ぜひつくってほしいなと思っています。

それから、知多地方の税滞納整理機構のことですけれども、確かに全国的に強権的に差し押さえなどでトラブルは起きています。美浜町では分納もあるもんですから、今、部長が慎重にと言われましたけれども、ぜひ慎重に対処してほしいと思っています。

民生費です。83ページの扶助費、保養施設利用助成事業ですけれども、これについては先日来、一般質問がありましたけれども、保養施設の利用券は2枚に減ってしまいましたけど、3枚に戻すという考えはないでしょう

か。予算的に3枚のときと2枚のときと、その予算を使った実績的には差が随分あるんでしょうか。

それから85ページ、敬老事業のあり方です。敬老会が昨年の実績から見て、全区でやれるように改善の検討をしたかということをお聞きしたいと思います。

それから89ページの13節地域生活支援事業の委託料と、それから20節にも地域生活支援事業があるんですけども、この辺で、何年も議員をやってあって、その私が聞いておっはおかしな話ですけども、もう少し詳しくお話をお聞きしたいと思います。

それから扶助費です。不妊治療費をちょっと問題にしたいんですが、実は私たちのこのアンケートの中で、不妊治療費は所得制限をつけたら意味がないというような言い方があったんですけど、以前も聞いたことがあるんですけども、所得制限はそのままですか、取り外しましたか、予算の上で、それをお聞きしたいと思います。

それから、子ども手当支給事業で95ページにあるんですが、子ども手当について、まだ国会がああ調子でちょっとよくわからなくて、どういうふうに町としてはやっていくのか。一応子ども手当、町の負担は計上してありますよね。でも、どうなっていくのか、町の考えをちょっとお聞きしたいと思います。

衛生費、1点、ごみ減量化事業の中で貸し出し用生ごみ処理機を用意していますよね、この辺をもうちょっと詳しくお聞きしたいと思います。以上です。

厚生部長（久野元嗣君）

まず、保養施設の利用券でございます。この日帰り入浴券は保養施設の利用券でございますが、一般質問の中にもございましたように、63年からスタートさせていただきまして、今、議員が言われるように2枚の年、3枚の年がございました。そのときでいきますと、2枚の年が特段多かったかといいますと、18年に一回2枚にしたことが、それ以前にはちょっとあるんですが、これが52.9%の利用率でございました。それを19年度に戻しましたところ、53.5%でした。それから、20年、21年が2枚なんですが、58.5%と51.6%の利用率でございますので、大きく差はないかなあというふうに町としては考えております。

それから、85ページのところで質問のありました敬老事業のことですが、すべての区で対応できるように考えたかということでございます。まず町の方では、敬老、敬う形の町といたしましては記念品を配付して、高齢者に対しての敬老の精神で敬っていききたいという一つの考え方と、地域でそういう方たちの敬っていただく活動をしていただく方には対応ができるような、そういう補助要綱を設けまして実施をお願いしておりますので、そういう対策を検討させていただいたところでございますので、よろしく願いいたします。

それから、89ページの地域生活支援事業委託料と20節の地域生活支援事業というのがございます。ここにおきましては、まず13節にあります地域生活支援事業の関係でございます。ここは「ワークルームかもめ」といまして、南知多と美浜で共同で支援をしておるわけでございますが、以前北方にありました「ワークルームかもめ」の施設でございます。今、美浜、半田保健所の分室になっておりますところでございますが、そこで活動していただいておりますが、そこへの支援の費用で事業をやっていただいております部分の説明のものの費用を両町で補っておるという、その町の費用部分をお願いしたということでございます。

それから、20節の扶助費にあります地域生活支援事業といいますのは日常生活用具、ストマだとか特殊寝台だとか、障害の方たちが要るものの日常生活の用具を買うときの支援だとか、移動するときの移動支援だとか、よくあります。障害者の1・2級の方ですけども、福祉タクシーを利用したり、それから知的障害者の通園施設への援助を行わせていただいたり、セルフ・アゼーリア等への送迎の補助をさせていただくものだとか、身体障害者の自動車の改造の費用だとか、手帳を持っておる、精神ではない方たちの、精神も一部タクシーのところへ入りますが、基本的にはちょっと違う関係が多いんでございますが、そういう困っておる方たちの支援をさせて

いただく、地域で生活していく、施設から地域へ帰せという国の政策に基づきまして、地域で生活できるような形で困ったことを補てんできるようにということで、地域生活支援事業という形で扶助費の方でそれに対しては行わせていただいております。

それから、不妊治療の関係でございます。不妊治療におきましては、所得制限が現在もございます。それにつきましては、まだ今のところ、議員が言われましたように所得制限は設けております。

それから参考でございますが、去年の実績でございます。21年度におきましては、12名の方が利用していただきました。この中でうちの方でわかっておる中では、2名の方が懐妊されたということで御報告を受けておりますので、よろしく申し上げます。

それから、子ども手当の支給の関係でございます。きょうの新聞にもございましたように、3歳未満の増額分をやめるとか、いろいろなことがテレビでは放映があるようでございますが、実はその関係がまだちょっと連絡とか文書が来ておりませんので、もう少し国の動向を見させていただいてから対応させていただければありがたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

経済環境部長（榊原 茂君）

衛生費の生ごみの電動処理機の関係でございますが、家庭から出ます生ごみの自家処理を促進するために、また生ごみの堆肥化、それとごみの減量化をPRする意味から、来年度、新規事業として取り組むものでございますが、この電動処理機2台を購入いたしまして、希望者に貸し出すものでございます。貸し出しの期間といたしましては、原則4週間以内と、それで1世帯1回限りということで、そういった要綱、貸し出しが完了した時点でアンケート調査等々に協力していただくという計画をしておるものでございます。以上です。

4番（鈴木美代子君）

今の電動の生ごみ処理機の話ですけど、4週間以内でやるということですけど、ごみの処理機なもんだから、最初に使う人はいいけれども、次に使う人はどうかと思うんですけど、これよりも生ごみ処理機を買う場合、幾らぐらいするのかということ、まず1点お聞きしたいと思うし、その買うときの補助の方が使い勝手がいいかなと私は主婦の立場で言いますが、それについてもう一度お聞きしたいというのと、不妊治療については、以前も言いました。出生率の低い美浜町にとって子供をいっぱい産んでほしいという願いなんですけど、不妊の治療に何で所得制限があるかなど。不妊治療は、結構大変なんですね。お金もかかるところで、不妊治療は以前に規制を取ったらどうかというふうに質問しているものですから、その辺で検討をさせていただいたかどうか、今回の予算化の中で、所得制限を外すかどうかという、それについてもうちょっとお聞きしたいと思います。

それから敬老会のあり方なんですけれども、昨年と同じような答弁だと思うんですけども、私、同じ美浜町内の高齢者があんまりあっちの地域、こっちの地域、差があるもどうかと思うんですけども、やはり同じ高齢者で美浜町民なら、大体同じような感じで長寿を祝ってほしいというのが町民のもっともな考え方だと思うんですけども、それについてもうちょっと改善ができなかったのかと、もう一回お聞きしたいと思います。

それから障害者福祉手当についてですけど、毎回聞いていますが、美浜と南知多が4級まででしたかね、その後ないんですけども、5級以降に手当をする、検討したかどうかということと、障害者手当そのものの増額も検討したかということをお聞きしたいと思います。

厚生部長（久野元嗣君）

まず不妊治療につきましては、県の補助もいただいておりますので、その形に沿って対応させていただいております。参考でございますが、この所得額が730万ということでございますので、収入額にすれば、通常1,000万超えていく収入になる方たちでございます。ということだけ御理解いただいでのことかなあというふうに考えて

おります。

それから敬老会につきましては、確かに皆さん均一もありがたいこととは考えてございますが、地域は地域で負けないように、また地域の老人の方を敬って敬老していただくことも大事なあとというふうを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、障害者手当の5級、6級の関係でございます。5級、6級につきましては、以前から議会での一般質問もございますように、美浜、南知多につきまして支給させていただいておりません。検討したかということでございますが、厳しい財政状況の中ではありますが、一生懸命財政の方とも協議させていただいて、今の現状で、とりあえずことはお願いしたいということで対応させていただいております。ですから、一生懸命なるものなら頑張りたいということで検討させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

経済環境部長（榊原 茂君）

生ごみ処理機の関係ですが、先ほど申し上げましたように、生ごみの自家処理の促進、それと堆肥化、減量化、そういったもののPRを一つには目的としております。実際の事業については、19節の負担金、補助及び交付金の方で23年度も10基分の補助を出しておりますので、よろしくお願いいたします。

〔発言する者あり〕

経済環境部長（榊原 茂君）

金額につきましては、5万円の2基を予定しております。

議長（谷川梅太郎君）

ほか、質疑ありませんか。島田君。

12番（島田昭夫君）

ちょっと戻りますが、53ページの企画の中にあります婚活支援業務委託料、これにつきまして45万の予算がついておるんですが、まず一つはどのような内容のことか、もう少し具体的に教えていただきたいのと、もう既にその委託先というのは決まっておるのかどうかということなんです。

それと、大きく言いますと、婚活支援事業委託料というのは、町が今度企画部を設定した中での項目にマッチングするののかというちょっと疑問があるんです。といいますのは、新たにやったから企画ということも出てきたのか、もう少しその対処の意味での、これは対処なんでしょうけれども、その婚活という形からすると、これは私見ですが、ちょっとそぐわないかなという気がしないでもないんですね。これはお答えいただかなくてもいいですが、お答えいただければしてください。

それともう一つ、さっきから男女共同参画、前年は3万円だったと思うんですけども、今度21万5,000円、かなり増額していただいて、やる気だなあとということなんです、かなり具体的な金額が出たということは、どういことをやるかというのは、かなり決められておるのかなという想定もしているんですが、いかがなものでしょうか。

さっき総務部長は条例まで云々とおっしゃいましたが、そんなに簡単に条例まで行き着くんですか。以上でございます。

総務部長（石川達男君）

まず、婚活事業の話が出ました。これにつきましては、たまたま県の方の補助事業にも一応あるという、そちらの方の資金を活用してやろうというのが、まず1点ございます。

それと、町がこの婚活事業に乗り出す目的といいますのは、結婚をされない若い方が非常にふえてきておるとい、全国的な話にもあるんですけども、ひもといて美浜町の方を見ても、30代、40代の結婚をされない方が

非常に多いと、率でいきますと、ちょっとはっきり何%まで言えませんが、非常に多くなってきている現状がございます。そういった中で企画の中で、ひとつ町の行政においても、これはほかのところでは東海市とか東浦、その辺の実際に行政として乗り出しておるとい話があるんですけども、私どもの方としましては、名古屋の方に「四つ葉親の会」という会があります。その会長さんがたまたま美浜町の方にも御訪問いただきまして、その結婚をされない娘さんや息子さんを早く結婚させたいということで、親御さんの会というのをでかしている会でございます。その人たちの御協力をいただきながら、私どもの方としては、町内の30代、40代の方々が結婚をするような支援をさせていただくような事業展開としてやれたらいいなど。そして、その四つ葉親の会のメンバーの方々、息子さん、娘さんの方の話になりますけど、私どもの方としては、観光地とか、農業の関係もやっておりますので、そういった場所の提供をさせていただきながら、そういった活動ができればいいなあというようなことも選択肢の中に入れさせていただきながら展開できたらなあというようなことを思っております。内容的には、セミナーだとか、交流会だとか、食事やなんかをこっちへ来ていただいてやるような交流ができればなあということを考えております。

そんなことで、行政におきまして、そういったその未婚の方々の率が非常に多いという現状から、少し婚活事業の方も町として行わせていただけたらなあというようなことを考えて予算化をさせていただいたということでございます。

それから、男女共同参画の関係でございます。これは条例という話も出ましたけれども、最終的な話として条例まで持っていきたいという話がありますので、まだ今、教育委員会の方で男女共同参画の関係が始まったばかりかといましようか、そんなことでスタートしておりますが、今回、部署が協働の関係につきましては企画部の方で一生懸命取り組んでいこうという中で、その金額的にも充実を図る意味で上げさせていただいて、そしているんなその取り組みというのか、こういった形の中でその男女共同参画が推進できるのかという御意見等をいろんな形の中でいただきながら、最終的に今の条例は、かなり年月がかかると思います。1年で、23年度でそこまで行くというふうには考えておりませんが、最終的によその市の方でも条例化されておりますので、そういった条例化をしながら、今の時代の男女共同参画の推進が企画の方で図っていただけたらなあというような思いでございますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。以上でございます。

議長（谷川梅太郎君）

ほか、質疑ありませんか。江元君。

6番（江元梅彦君）

109ページですが、4款の衛生費、予防費のところヒブ・肺炎球菌ワクチンという名称がありますが、報道の限りですけど、接種を受けた人が死亡というか、そのような事例があつて、接種を中断するとか、せんとかというお話を報道によって知りましたが、そのようなことについてどのようなお考えをお持ちですか。

厚生部長（久野元嗣君）

去年からこの補助制度ができて、時限的に今年度の補正の途中と、それから来年度ということでの国の補助制度が起きた中で、結構利用する方がふえてきておるようでございます。その中でのこういうことが起きました。といいますのも、今現在、ヒブワクチンの事故におきまして、私どもの手元には5名の方の死亡のことが伝わっております。その中で対策会議を開いたりして、その検討をしていただいております。今現在、一時中断をしておるという形でございます。それに対しての因果関係についての調査が、どうしていったんということ、きのう会議を午後6時からスタートさせていただいた中で、行っていただいておりますけれども、それについての報告は直接は受けてはおりませんが、インターネットだとか、そういうところでの調査の中等で

言われておることですので、まだ直接の正式文書ではございませんが、因果関係は認められないけれども、接種については当面中止ということで動いておるようでございますが、まだこれについては正式な文書は一切来てございません。ですから、そういうことを踏まえまして、情報、アンテナを上げて、いろんなことで情報収集をさせていただいて、その取り決めを、またどうしていくんだということも決定をさせていただければと思っておりますが、予算につきましては、実施になったときにはまた利用させていただきたいのでお認め願いますように、よろしく願いいたします。

3番（山本辰見君）

あらかじめ資料を提出してありますので、一部ほかの議員からの質問でカットしてもいいところがあるかと思えますけど、順次お願いします。

2款総務費の7目企画費の中にリニア中央新幹線の何とかの負担金があります。それからもう1件が伊勢湾口道路負担金、このいずれも、いつから始まっていて、今後いつまで続けるのかというのがあります。

リニア中央新幹線については、いろんな報道であらかたの計画が本決まりになって、もちろん民間の企業の事業でありますから、各自治体が負担すべき問題ではないということ、以前からありますけれども、だれに対して負担しなければならない義務があるのか、非常に問題の予算だと思っています。

それから伊勢湾口道路の問題については、今、民主党政権ですけれども、前の自民党のときの時代の計画の遺産だと私は思っていますし、当時の大臣が全国で大きな海峡にかかる橋が六つあったわけですけれども、その伊勢湾口もそうですけれども、検討を中止した方がいいという形まで出ている中身ですから、細かいことは、さっき議長から意見を述べるなどということですから、あんまり触れるつもりはありませんけれども、まだ続けるのかどうか、ぜひ外してほしいなと思います。

2款総務費、ここは駐輪場の問題、先ほど説明がありましたので、わかりましたのでカットします。

総務費の9目交通安全対策費、18節に巡回公用車購入費とあります。巡回ミニバスのことだと思いますが、予算で去年の4分の3ぐらいになっているかなと思いますので、車種でも変更されたのか、もう少し詳しく説明されたい。

それから利用者から、乗る段が、いわゆるバリアフリーじゃないというか、非常に高いもんだから、何とかその踏み台、ちょっとした追加工事でやれると思いますから、そういうのをこの購入の際にぜひ組み込んでいただきたいなと思いますけど、そういう考えはいかがでしょうか。

同じく総務費の交通安全対策費の中に11節消耗品費、あるいは修繕料とありますけど、今、一部防犯灯、LEDの器具がついていると思うんですけど、そっちの方向にぜひお願いしたいと思いますが、全体の予算上ではどういう計画になっているのか。

それからもう1点、これは町を歩いていて球が切れておればすぐ連絡するようにしていますけれども、水銀灯の、これはカバーがかぶっています。グロー部があるんですけど、結構汚れていて、球は切れていないんだけど、いわゆる照度が足りない箇所がたくさんあるような気がします。当然、一々あけて掃除ということにならないかもしれませんが。近くで球切れがあったときに作業車でやることはあると思いますが、これをぜひ計画的に改修されたいと思いますが、この予算の中にそういうのが含まれているのかをお尋ねします。

それからコミュニティ事業は、先ほどありましたのでちょっと割愛させていただきます。

それからもう1点、民生費のところまで行きます。民生費で2項児童福祉費の保育所費というのがあります。7節の中に臨時職員の負担があるわけですけど、一般の職員と臨時職員の人数では、この四、五年の間でいいですけれども、人数的にはどのような傾向になっているのか。

前にもほかのところで質問したときは、当然早朝保育とか、延長保育とか、臨時の方で対応しなければならぬ部署があるとお聞きしましたけれども、そうじゃなくて正規の職員と同じような時間帯、同じように働いている人がその中にどのぐらいの割合でいるのか、教えていただきたいと思います。

同じく民生費、児童福祉費、保育所費の中で18節に保育所特別備品があります。どういう内容で、どこの保育所に利用してもらう計画なのか、とりあえずそこまでお願いします。

総務部長（石川達男君）

まず、一番最初の御質問でございます。リニア中央新幹線の負担金と伊勢湾口の道路負担金が、いつから始まっていつまでだという話でございます。

リニア中央の関係につきましては、設立年度が昭和53年というふうにお聞きをしておるところでございます。これにつきましては、今、ルートの方が出てきておるといような話で、決まってきたという話も聞いておりますけれども、大きな事業でありますので、今後、まだいろいろ詰めることもあろうかと思っておりますけれども、そういった中で今の状況ではあろうかというふうに思っておりますので、以後、この関係は続くものというふうにご考慮をしております。

それから伊勢湾口の道路の関係でありますけれども、これは設立年度が平成7年というふうにお聞きしております。これにつきましては、現実的にどうなんだという話も、若干検討の余地があろうかと思っております。そうした中で、この関係の負担金についても、ちょっと今行政の間でも揺れ動いておるといまいまじょうか、知多管内も少し検討する話も必要かなということがあります。23年度、実は予算化させていただきましたけれども、今後、そういった中でいろいろ検討もさせていただけたらなということを考えておりますので、よろしく御意見をいただきたいと思っております。

それから、9目の交通安全対策費の関係で巡回バスの御質問がございました。予算が昨年の4分の3だが、車種を変更したものなのかどうかという御質問であります。昨年度の予算との違いにつきましては、まず昨年度までは10人乗りのガソリン車を購入させていただいておりました。23年度につきましては、乗車人数の拡大と燃料費の方を考慮しまして、ハイエースの15人乗りのディーゼル車を計画させていただけたらということで、今後、15人乗りにかえていきたいといようなことを考えております。これは、特に夏場等に学生さんが図書館とか、乗る機会があると、若干乗り切れんということも、ごくごくたまですけれども、生じるといようなことも聞いております中で、15人乗りまで、大きさはそんなに変わりませんので、解消できるのかなといようなことの中で、そしてディーゼル車の燃料費の関係も考えて、今後かえていきたいなと思っております。定価につきましては、十四、五万高くなりますけれども、それでも燃料費等、いろいろ考えれば効率的かなといようなことの中です。

昨年と比較しまして予算が減額となっておりますのは、いつも1台ずつ下取りを出して新しいやつを購入しているという話なんですけれども、23年度は予備車を含めて2台を下取りに出すということで、その下取りの分が2台分入ってきますので、昨年よりも定価は高くなるんですけれども、実際の予算では安くなるといようなこととなりますので御意見をしたいと思っております。

これにつきましては、ことしの予算の中で自動車の借上げの関係、事業者の方から、予備車を廃止するんですけれども、借上げの予算を計上させていただいておまして、いろんな方面、燃料だとか、損害保険料だとか、修繕料等、いろいろ予備車を持っていくのがいいのかという話の中で、総合的に考えて委託の、例えばその整備だとか車検というのが年間に何回かあるんですけれども、そういった中で借りてやっていった方が総合的にいいんじゃないかなという中で、2台を下取りに出していきますので、その辺が安くなったということござい

ますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それと、あと踏み台の検討をという御質問がございました。これにつきましては、実は2月であったかと思えます。実は区長の代表やら、それから乗車をされる方々やらに集まっていたきまして、いろいろなこの巡回バスについての御意見をいただく会を行いました。議会の方でも以前から巡回バスのバス停の問題だとか、それからルートの問題だとか、とまとるところだとか、いろいろな御意見等もいただいております、実際そういった中でアンケート調査もやらせていただきました。その結果を踏まえて、その乗車をされる方の代表になりますけれども、そういった方々やら、代表区長さんだとか、お集まりいただいて検討会をさせていただきました。そうした中でいろんな御意見も出てきておりますので、この辺も含めて、今、踏み台の話もそうなんですけれども、いろいろ少し検討する事項があるだろうという中で、早くできることについては23年度でやっていきたいんですけれども、大幅な今のルートの話だとか、とめる場所というのは、やっぱり以前からある場所ということもありますので、少しお時間をいただいて、23、24でいろいろ解消というのか、改善ができたらなあというようなことを考えておりますので、その中で踏み台の検討も今御意見をいただきましたので、ちょっと内部の方へ持ち帰りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、LED化の関係で質問がございました。防犯灯につきましては、22年度でお答えさせていただきましたと、新設の20ワットが16基、それから80ワットが3基を新設させていただいておりますけれども、すべてLEDの対応とさせていただきます。

今後、新しいものについては、LED化については推進をしていくということで考えております。器具等のつかけかえにつきましては、現在までで120基程度、LED化に対応したというふうに思っております。

今後につきましても、器具の消耗したものにつきましては、球切れ修理等がございますので、そういった中でLED化をしていけたらなあということを考えております。

そのLED化も含めまして、11節の修繕料におきまして昨年より60万円の増額の予算を見ていただくとされております。若干球切れの修理が多いということもあるんですけれども、この中でLED化の推進を図っていけたらなあということを考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

私の方は以上かと思えます。よろしくお願います。

〔発言する者あり〕

総務部長（石川達男君）

それにつきましても、防犯灯、水銀灯、同じような考え方の中で計画的にできればいいんですけれども、今の予算の中でどのぐらいのことができるかというのは、ちょっと不特定な部分があるんですけれども、今御指摘の点につきましては、やはり計画的に行うという話になれば予算も必要になります。特にひどいものについては、当然やっていかなければならないということも考えておりますので、その場の状況に応じて対応させていただけたらなあということを思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

厚生部長（久野元嗣君）

3款の保育所費のところがございます臨時職員の中で、職員と同じような勤務時間で働いている方がどのぐらいいるかという御質問だったかと思えますが、これにおきましては、まず保育士が産休で休んでいる方が3名おりますので、まずこの方が同じ時間になろうかなというふうに思っております。それから町加配の関係で、1・2歳児等の予定者よりも、6名に1人の保育士が必要ということになりますので、その関係につきまして8名の方がそういうことになるかなというふうに思っています。それから、障害児も極力お預かりしたいということでお預かりさせていただいております。その関係につきましても、9名の方が該当するので、その方も同じ時間帯

になろうかなというふうに思っております。

ただ、これからはまだ見込みでございますが、この中で時間の短い方はほかにもあるわけでございますけど、出産希望、保育所には確認をとっております。出産希望が23年度で4名の方がございますので、この4名の方も同じ時間に、その職員のかわりでございますので、費用としては組み入れさせていただいておるといってございまして、よろしくお願いたします。

それから、保育所費の特別備品はどういうものがあるかということでございます。少し前に北海道で集団の相当大きな食中毒が発生した、記憶に新しいと思えますが、そういうことの対応策といたしまして、保育所といたしまして、包丁、まないた等の殺菌庫を用意したいということで、これは一遍に対応できませんので順次対応させていただきたい中で、3カ所の保育所にその殺菌庫を用意させていただこうと考えております。それから、洗浄シンクの取りかえも一つ該当させていただいておるといってございまして、よろしくお願いたします。

3番（山本辰見君）

確認、先ほどの伊勢湾口負担金については、ぜひほかの市町もおかしいというのが出て改定したいということですから、早くに決断を下してほしいと思えます。

これまでありました名浜道路なんかの負担金が、どうもことは抜けていると思うんで、そういう形で外せるのはどんどん外していただきたいと思えます。

それから、今の厚生部の方からありました臨時職員の関係は、私は基本的には、先ほども言いましたように、短時間とかという形の方はしょうがないにしても、一定の割合で先ほどの町加配の問題、障害児の問題、産休代替の問題で、本当に正規の人と同じ働き方をするわけですから、片方が給料だけでなく保障も含めて、ぜひ私は正規の職員を配置していただきたいというのがありますので、極力、もちろんトータルでは安くなるからいいことということではなくて、働く人たちの意欲を大事にさせていただきたいと思えます。後でそれは考え方をお願いします。

4款の衛生費のところに入らせてください。予防費の中に、先ほど同僚議員からも質問ありましたけれども、予防接種の問題ですね。この4,000万だと思ったんですが、ほかの市町ですと説明資料の中にきちっと、対象者がこういう方が、人数がこのぐらいいて、いつからどういう形でというのが、もちろん単価は狂ってくるかもしれませんが、そういう形で合計を、明細を書いた一覧表がぜひ欲しかったなど。口頭じゃなくて、でき得るなら資料でお願いしたい、これは私だけでなくほかの議員も必要じゃないかなあと思えます。もちろん、これから広報だとか何かに載せていくと思えますから、申し込み方法なんかはそういう形で伝わっていくと思うんですけど、私たちはこのワクチンなり、この病気そのものがこういう形で対象者がたくさんいてというのがよくわかるようにしていただきたいと思えます。当然、先ほどありましたように実施時期の問題が多少ずれることがあろうかと思えますけど、これはぜひ取り組んでいかないと課題だなと思えますので、よろしくお願したいと思えます。

同じく4款衛生費の環境対策費、12節役務費とあります。手数料という形で一括で載っているわけですが、具体的に説明されたい。本当は予算書の中に、私、少ない金額だったらいいと思うんですけど、やっぱり何十万、100万単位の金額の場合は明細を、こういう形の事業だということを載せるべきだと思います。もし、それがだめな場合は資料で添付していただきたいと思えます。

ごみの貸し出し機のごときは、先ほど説明がありましたので外します。

もう1点、4款の衛生費の中で4目環境対策費、環境美化事業というのがあろうかと思えます。地域の方から、

県道も含めて町道にはみ出している垣根だとかが、具体的にあまり挙げるとその人に抗議しているように聞こえるので、そうじゃなくて、全体をパトロールしていただきたい。野間でも保育所の近くでそういうところがあるわけですけど、全体を見て、市道になるのか町道になるのか、町の予算でカットするということはないと思うんですけど、そういう環境対策で、本当にあるべき道に邪魔なのが出ていたら、そこを指導するのこの予算の中に体制だとか計画は入っておりますでしょうか。以上です。

厚生部長（久野元嗣君）

今、議員の方からワクチンの関係がございましたので、ちょっと説明だけさせていただきます。

実はこういう状況下になっておるわけでございますけれども、4月1日号の広報である程度わかるようにさせていただいて、そこには、これはちょっと申しわけございませんが、これ原稿でのこういう形が出るよと、大きくわかるような形で、大きくページをいただきましてこの説明をさせていただく中で、接種費用を全額補助しますという形でまず大きく取り上げさせていただいたことと、その中で法律による法定接種ではないということと、任意接種だということをまずうたわせていただいております。そのことを理解していただきたいということは、まず基本的には申し上げておるところでございます。

それから子宮頸がんワクチンにつきましては、中学校の1年生から高校1年生で、接種回数は3回ですよということをやらせていただいております。それからヒブワクチンにおきましては、対象の2ヵ月以上の人から5歳未満の子供さんが対象ですよということで、2ヵ月以上7ヵ月未満のお子さんについては4回ですよ。7ヵ月以上12ヵ月未満の方については3回ですよ。1歳以上5歳未満の方につきましては、1回ですよということと、小児用の肺炎球菌ワクチンにつきましては、対象者が同じ形で、同じ要綱で載せさせていただいております。ただ、一部ちょっと違うのは、接種回数の中で2ヵ月から7ヵ月未満というところは一緒なんですけど、違う部分につきましては、1歳から2歳未満の方は2回、それから2歳以上5歳未満の方は1回という部分、違いがちょっと出てくる部分がありますので、2段に分けて書かせていただいております。それから料金の無料ということと、どういう医療機関で受けられるかということも、その種類によっても表のような形で網羅させていただきまして、これを広報でPRさせていただく予定になっておりますので、よろしく願いいたします。

経済環境部長（榊原 茂君）

4款1項4目12節の手数料の関係でございますが、この手数料につきましては、環境調査分析手数料でございます。河川及び海水の水質調査とか、大気汚染調査、それから工場等の排水調査及び悪臭調査に関する費用でございます。この環境調査の結果につきましては、議員さん方にも毎年お配りしております「美浜の環境」とか、ホームページ等々で報告をさせていただいております。

次の4目の環境対策費の環境美化事業の中に垣根の指導費が入っておるかということでございますが、この環境の中に今議員言われますような垣根のはみ出しについての費用は計上されておりませんが、この対応につきましては、私どもの方ではなく建設部の方で対応させていただいておりますので、その点、よろしく願いをいたします。以上です。

建設部長（家田兵蔵君）

今、建設部の方でというお話がございましたので、年に数件ですが、地元の方から特に御依頼がありますので、所有者を調べる中で対応していただいておりますのが現状でございます。

当然、私どもは外に出る機会が多ございますので、私どもで気がついたところにつきましては、そのように地主さんの方へ御指導していくというふうでお願いし、実際そういうふうでやっていますし、今後ともそういうふうでやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3番（山本辰見君）

今の環境の最後の答弁のところ、実は上野間の美浜緑苑へ入っていくところ、国道ですけれども、国道でもはみ出してあって、基本的にはU字溝だとか側溝のあるところまでは道路だと思うんですね。だから、ぱっと見て側溝のところにかがってあったり、汚泥ががあと来たり、雑草が生えているところは、それぞれの管理者がやるものですが、そのうちの垣根の枝が出ておれば、やっぱりきちっと言っていけば対応せないかんというのがあると思いますから、パトロール体制でも組んで、ぜひお願いしたい。先ほど具体的に出た保育所の前は割と狭いところで、車もたくさん通る中ではみ出てあって、こういう走り方をしているところですから、そこ1カ所だけじゃないです、全体を見ていただきたいというのがありますので、ぜひお願いしたいと思います。

議長（谷川梅太郎君）

ほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

以上で1款から4款までの質疑を終わります。

次に、5款労働費から8款土木費まで、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本君。

3番（山本辰見君）

6款農林水産業費の中で3目農業振興費、19節の中に農業生産総合推進事業補助金とあります。具体的にはどういふ事業になるのか、お願いしたいと思います。

同じく農林水産業費、農地費の15節の中に土地改良補助工事とありますけれども、具体的に対象となるその工事地域はあるのか、全般的にとらえているのか、お聞きしたいと思います。

7款商工費でございますけれども、3目の観光費の中に13節観光客誘致宣伝事業委託料とあります。これまで海遊祭という形での、金額は一緒ですから同じような流れかなと思いますけれども、この事業で委託するのは別に委託しないで考えている町の事業はどういふのがあって、その予算がなかなか見えてこないんですけれども、どうなりますでしょうか。

それから、賛成、反対、いろんな意見があるかと思いますが、花火大会というのが本当にいろんな方から、なくなって寂しいなという話が出るわけですけど、この予定はどう考えているのか、この観光委託事業の中に何か配慮しているのかどうかを確認させてください。

それから7款商工費、5目の食と健康の館費の中でございます。海水ポンプの使用料のあり方が、私、12万の予算がこのままでいいのか、これまでの22年度の反省で考え直さないのか、ほかの質問でも聞きましたけど、再度お聞きします。

それから8款土木費の中の新設改良になるのか、維持費になるのか、ちょっとわかりませんが、後退買収用地整備工事というのがあります。町道の中に町道として利用されておりながら、民有地とか、あるいは名義が変更されていなくて、中には固定資産税をその地主の方が払っているところもあったりして、もちろんいろんなところ、歴史的にはいろいろあるかと思いますが、本当に数多く見られて、相談も受けていますけれども、これは本当に抜本的な対策を講ずる必要があると思いますけど、その予定はどうなっておりますでしょうか。

それから、同じく土木費、3目の道路新設改良費、ここに美しい並木づくりというのがあります。今年度、上野間の駅前ところがきれいになっているわけですが、実はその周囲で、そこはきれいになったけれども、先ほど違うところで、U字溝の側溝のところに泥がだあとかがぶって、ずれたところから雨水が来て、すごく汚

いところもあったり、それからU字溝が汚泥で埋まっているところがあったり、その辺のギャップがあるんですけども、もちろんきれいにすることは順番にやっていただきたいと思いますが、既存のU字溝だとか側溝のところなんかの工事費もきちっと見ていただきたいと思いますが、それ等の考えはどうでしょうか。

とりあえず、そこまでお願いします。

経済環境部長（榊原 茂君）

まず、6款の3目19節の農業生産総合推進事業補助金でございますが、この補助金につきましては、JAあいち知多が事業主体で実施します、キュウリの選果機の導入に対します補助金でございます。

次の土地改良工事の対象地域はということでございますが、この対象地域につきましては、北方、河和、野間、奥田の4地区を予定させていただいております。

次の観光客誘致宣伝事業委託の関係でございます。このほかに事業はないのかということでございますが、113ページのところで町観光協会補助金がございます。この補助金の中で海水浴、潮干狩り、そういったそれぞれの団体等で事業を実施していただいております。

それと花火大会の予定はということでございますが、本年度、海遊祭事業を改めまして、四季を通じて観光客を誘致するというので、観光客誘致宣伝事業というふうに名称を変えて22年度から取り組んでおるわけでございます。花火の予定はということでございますが、当然この花火についてはスポンサーが必要でございます。そういったこと等々ありまして、この23年度の今の私どもの予定の中では花火については計画の中には入っておりませんが、そういった環境が整えば、もしできればまた実施をしていきたいというふうには思っております。

海水ポンプの使用料の関係につきましては、一般質問でもお答えをさせていただいたとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

建設部長（家田兵蔵君）

それでは、8款の土木費の2目道路維持費の中で後退道路維持修繕事業の関係でございます。これにつきましては、議員御承知のように、住宅をつくる場合等で町道が狭いところが多うございますので、中心線から2メートルという、（通称）セットバックと言っておりますけれども、後退していただく、そうした場合に町に譲ってもいいよという中で届け出がなされた場合に、そこを年次計画に基づきまして、予算の範囲の中で舗装等をしていくというためのこれは予算でございます。

それから、美しい並木づくりの関係でございます。この美しい並木づくり事業につきましては、先ほども上野間の例を挙げてお話がありましたけれども、確かに議員おっしゃることもあろうかと思えます。これは当然採択されるのに一つ一つのルールがございますので、そういった意味合いでは路線指定をして、その間の補助事業になるわけでございます。じゃあ、そこにくっついた違う路線の道路と見比べた場合に、当然目につくし、おっしゃるような状況になる場合もあるかもしれませんけれども、あくまでもこの予算につきましてはそういうことで、今、議員さんが言われるようなところは、特にある場合は、地元と協議する中で、維持修繕費の方でまた見ていくのかなあというふうには思っております。以上です。

3番（山本辰見君）

今、土木費のところちょっと説明がなかったので、改めて求めたいと思います。

先ほどの後退用地、セットバックの予算だというのはわかりました。そうじゃなくて、町道が民有地が食い込んでいたり、あるいは以前から提供しているのに買い上げだとか名義変更がされていないところも含めて、中には私は固定資産税も払っているんだと、でも、道路で使ってもらっているという方もいました。というようなことの対応策はありませんかということをお聞きしたいと思いますので、それもちょっと説明したいと思えます。

そうじゃなくて、さっきの並木づくりの問題は、さっき修繕費か、頑張れということですけど、具体的な場所はいりませんが、片方はたまたま並木づくり、片側だけきれいになっているんですね。片方は斜面からおりているもんだから、水が流れてあって、側溝がちょっと汚れているんで、ぜひそういうときは、その予算では使えないと思いますけど、一緒に機械でがあときれいにしてもらおうとかというようなことはできるかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、続いて8款の中でまだ幾つかありますのでお願いしたいと思います。8款の土木費、1目都市計画総務費の中に都市計画基礎調査というのがありますけれども、マスタープランだとか都市計画事業をつくるためなのか、あるいはアンケート調査なのかわかりませんが、どういう内容のものか、お知らせください。

それから、同じくその中に美浜町交流拠点基本構想とありました。口頭での説明でしたので、よくわかるようなわからんような形でしたけれども、町長の方から説明されたわけですけど、町長が考えておられる今の青写真、こういう形でこんなことを構想しているんだと。パーキングを含むというようなことを言われたような気がするんですけど、具体的にはどの区画を言っているのか。総合公園パーキングだとすると、総合公園のところはインターですから、全然違う場所だと思うんですけど、どこの場所でどのくらいの規模のことを計画されているのか。それと、これが都市計画事業に組み込まれる事業なのかどうかということも確認したいと思います。

それから、あわせて都市計画マスタープランとか、次の5次の総合計画をつくるということですけども、それとの関連ではどう位置づけられるのか、お願いしたいと思います。

同じく、その中にあります住生活基本設計、これは当然住宅の関連も入ってくると思いますけど、今、町営住宅は東部の方にだけで、西の方は全部片づけているというとおかしいですけど、古い住宅を取り壊しをしていると思いますけれども、西部地区の方に建設の予定はないのか、また要望は出されていないのかも含めてどういう構想を持ってみえるのか、お願いしたいと思います。

それから、次の8款土木費の土地区画整理費、ここに美浜柿谷特定土地区画整理の関係の予算が載っていると思います。ここの先日の説明の中で、基本的には全部の対象区画のところ売却の話がついていると、契約は残っているけどということですけども、いつぐらいにここのところが清算というか、解散とかなのか、言葉はよくわかりませんが、見通しがつくのかをお願いしたいと思いますし、それまでずっと続けなければならないのかということと、昨年の予算でいくと140万ちょっと、ことし210万そこそこですから、1.5倍ぐらいにふえているんですけども、どういう中身でふえたのか、説明願いたいと思います。

それから、8款全部お願いしたいと思いますが、土木費、公園管理費とありますけれども、その中の予算のところでもちょっとあったかと思いますが、社会資本総合整備計画ということですが、具体的な事業内容を説明いただきたいと思います。

それからもう1点、その中にある遊歩道公園基本計画ということで、これの具体的な事業内容をもう一度説明していただきたいと思います。

この構想、この基本計画は、これも先ほどの交流拠点のところと同じように都市計画事業に入るのか入らないのか、別の予算でやっていくのか、お尋ねします。以上です。

建設部長（家田兵蔵君）

たくさんいただきましたので、落としましたら、またよろしく願いいたします。

先ほどの関係でございまして、まず道路内民地のお話があったかと思いますが、当然議員御承知のように、町内にはそういったところがございまして、これも従来から年次計画を立てる中で買収をさせていただいておりますので、今後もそういった形で個人に御負担のないように、早期に買収をしていきたいというふうに思っております。

す。

それから美しい並木づくりの関係でございますけれども、こちらにつきましては、当然反対側が山の腰で側溝に土がかぶるとか、そういうふうで汚いというお話かと思えますけれども、当然地元からそういった要望もあれば、またうちの方が気がつけば、そういった面をよく見ながら、維持修繕の方で対応もしていこうというふうに思っております。

それから、8款1目都市計画総務費の中での都市計画基礎調査につきましては、都市計画法で決められておるものでございます。これにつきましては、5年ごとのローリングで実施しておるものでございまして、この23年度につきましては、将来人口の見通しとか、年齢別、性別の人口とか、そういった決められた内容のものを調査するというものでございまして、24、25、26と、ずっと5年のスパンでローリングしていくものでございます。

それから、美浜町交流拠点基本構想につきましては、町長も議案説明でも申し上げたとおり、総合公園を中心とした地域で、文化、教育、観光施設の整備を今後一体的に考えようということ、それから美浜町の活性化を目指して、より集客力のある拠点にしようというような構想を持って計画をするものでございます。

先ほど議員が言われますように、パーキングというお話がございましたけれども、たまたま愛知県道路公社におきまして、この南知多道路、美浜の外れに美浜パーキング、あそこを公社さんが23年度、整備構想を持って、以降、あそこにある施設を整備していこうというような計画を持っておられます。それを有効に活用しようということも含めまして、美浜パーキングを取り込んだ、そうした美浜インター、あるいは総合公園体育館を核としまして、えびせんべいの里のように鶴の池、そういった地域をエリアとしまして、この交流拠点の構想をつくらうというものでございます。

それから、この計画につきましては、今後着手します第5次総合計画との整合性も当然図っていきます。

それから、住生活基本計画の関係でございます。この計画につきましては、本年度、印刷をするわけですが、それに加えて重点項目、特に議員さんが言われますように、西部地区に町営住宅というお話がございましたけれども、そもそも住生活基本計画の大前提の中には、そういった町営住宅も河和団地の方へ、耐用年数が迫ってくる中で、そういったことを含めて検討をしまいいりましたので、この住生活基本計画でまとめ上げたものの中で重点項目として、西部地区に町営住宅をどうだというようなことをこの23年度において引き続き検討していこうというものでございます。

それから3目の土地区画整理、柿谷の関係でございます。見通しはどうだというお話でございますが、私の方が伺っておりますのは、前回、議案説明会でしたか、残りがどうだという、もう処分されたのではないかという話があったときに、私が伺っておりますのは、残り全部処分できたというふうに伺っております。3月3日ですか、契約をされたというふうに聞いておりますけれども、今後、当然組合さんの方とお話する中で、早期に解散できるようにお話をしていきたいというふうに思っております。

それから、8款5目の公園管理費で社会資本総合整備の関係につきましては、先ほどもありましたように、平成22年度に国の補助金が改正されまして一括交付金になったというようなこともございます。これにつきましては、吉田池周辺整備、(通称)万葉の森の方を今後整備していく関係で、この社会資本総合整備交付金をいただいた中で整備する計画、目標、そういったものをつくって国の方へお出しして交付金をいただくということで、この計画をつくらないと、今後、こういった国からの補助がいただけない、交付金がいただけないということになります。これにつきましては、今後予定されます総合公園の万葉の森の整備も含めまして、長寿命化の関係とか、公園台帳の作成とか、いろいろなものにこの計画が必要になってくるものでございます。

3番(山本辰見君)

質問したことに、もう少し答えていただきたいなと思います。

柿谷のことでいくと、142万が218万円に、1.5倍になったけれども、早く解散じゃなくて、ひょっとしたら23年度でも終了してもいいぐらいの、完売していればということになるかと思えますけれども、これがまだまだ続くようだと非常に困るわけなので、もちろん、地主さんとか組合の関係の方の今後の対応は非常に苦勞されると思っていますけれども、町としてもずらずと補助金という形じゃなくて、早く終了してほしいと。

これが、ちょっと確認ですけど、借金の利子に払っていると受けとめている人がいる、私はそうじゃなくて、管理組合というのか、整理組合の方の事務費というか運営予算なのか、そのところのちょっと説明を確認したいと思います。

それから今の社会資本総合計画、それから遊歩道も当然その中に入るんで、計画と図面と、また計画をつくって、片方では総合公園の文化財のところも一方でどんどん進めていると。計画が当然あって進めているわけですけども、その項目が違って予算を分けているのか、すごく大きな事業になると思うんですけど、そのことと、説明がなかったのは、都市計画事業との兼ね合い、どちらも含めてですね、交流拠点も今の遊歩道のところも、そのところの説明がなかったように思います。

それからもう1点、くだいようですけど、先ほど西部地区への町営住宅の計画も含めて検討するというところで、ぜひ計画というのは、具体的にどう立てるとのことじゃないんですけど、当然必要だという考え方です。私たちが受けとめていいのか、確認です。以上です。

議長（谷川梅太郎君）

答弁は簡明をお願いします。

建設部長（家田兵蔵君）

まず、柿谷の関係です。中身につきましては、前年事業費に対する補助ということでございます。

1.5倍に上がっているんじゃないかということでございますけれども、前々年よりも工事費が膨らむということでございます。

それから、当然早期に解散というようなことで思っておりますけれども、組合さんの方の現状もございまして、そこら辺を十分に今後協議した中で進めていきたいというふうに思っております。

それから遊歩道の関係でございまして、当然この社会資本総合整備計画書の中でこういったものも含めてお金をいただくように作成していきます。

それから、最後にもう一つ……。

〔「都市計画事業」と呼ぶ者あり〕

建設部長（家田兵蔵君）

当然都市計画税の充当になりますと、そういった都市計画事業、あるいは作成費でございますので、都市計画事業に含めてやっていこうというふうに思っています。

それから……。

〔「交流拠点」と呼ぶ者あり〕

建設部長（家田兵蔵君）

交流拠点の中で、例えばこういったものをつくろうとか、決まってきましたら、当然それも都市計画事業の中でやっていこうというふうに思っております。

それから、西部地区の住宅の関係でございまして、今、御承知のように河和団地が唯一です。一部耐用年数も迫っておるという中で、過去には西部にもございました。そういう中で西の方で、西の方だったらどこに

建てることができるかというようなことも含めて検討していこうというふうに思っております。以上です。

議長（谷川梅太郎君）

ここで休憩といたします。再開を1時15分とします。

なお、休憩中に議会運営委員会を開いていただくように委員長をお願いいたします。

〔午前11時52分 休憩〕

〔午後1時15分 再開〕

議長（谷川梅太郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます

5款から8款までの質疑を再開します。質疑ありませんか。山本又市君。

14番（山本又市君）

135ページの観光施設等維持管理事業のうちの15節の工事請負費、野間灯台ふれあい広場モニュメント設置工事が200万円の予算になっていますが、これは野間灯台の今までさくにかぎをかけておったのを、そんなことをなくして何か変わったことをやりたいという事業なようですけど、そこら辺のところを詳しく、もう一度お願いします。

経済環境部長（榊原 茂君）

今現在、野間灯台の周りにフェンスがしてございます。そのフェンスに野間灯台を訪れました恋人同士がかぎをして、今までありました。それについて、その灯台の広場のところにモニュメントをつくって、そういったかぎをかけるところを設置するというものでございます。

これ、将来的には、できた暁には、以前議案説明会でも申し上げたかもわかりませんが、例えば時志観音とか恋の水神社、ビーチランド、そういったものを点だけではなく線で結んだ観光施設にしていきたいというものでございます。

14番（山本又市君）

それについては200万円のさくで、モニュメントということでございますけど、ここは四季を通じて壮大な観光スポットじゃないかなと、美浜の中でもすごくいいところじゃないかなと思っております。

そこで、日本全国にも恋人岬だとか、何とか岬とかあって、この前も同僚議員と話しておったんですけど、愛の鐘を鳴らす、そんなものももう少し、これは金額的には多少ふえるかもしれないですけど、さくだけで200万、ちょっともったいないなと思います。何か考えて、もう少しアピールできることをしていったらどうかと思いますか、どうですか。

経済環境部長（榊原 茂君）

フェンスだけ予定しておるんじゃないかと、今言われたモニュメントですので、できれば今の田原市にある恋人の聖地、砂浜にモニュメントがあります、あんなようなものをイメージしていただければというふうに思います。

議長（谷川梅太郎君）

ほか質疑ありませんか。鈴木君。

4番（鈴木美代子君）

129ページの負担金で環境・生態系保全活動支援事業負担金140万ですけど、畜産のところですので畜産に関してだと思えますけれども、それでなくて、今、鳥インフルエンザ絡みの養鶏だとか、いろいろ問題がいっぱいありますので、これ中身を教えてください。

それから135ページ、私も同じことを考えて、野間灯台ふれあい広場のモニュメント設置工事200万ですけど、

私は反対にモニメント、私たち視察しました伊豆の土肥町だったかに、やはり恋人岬で鐘をつくところがあるんですけども、ああいうものを考えたらどうかという質問をしようと思っていましたら、先に言われましたので、もうこれはいいです。

それから、137ページで食と健康の館費、もう随分何年もたちますが、まちの駅となったわけですけども、まちの駅としての世論に対して認知度はどうですか、どう考えてみえますか。

それから137ページの消費者行政相談窓口開設事業ですけども、これについてはどこに開設するのか。役場のどこかにそういった、225万となっているので、何かそういう窓口をつくるのか、その辺詳しく教えてください。

それから土木です。153ページの住生活基本計画推進調査業務委託料、委託先と、この計画の中身をもう少し詳しく言ってください。ちょっと私も頭が悪いのか、ようわかりませんでした、今の説明では。

それから、美浜町交流拠点基本構想策定業務委託料、これも同じです、何遍聞いてもよくわかりません。余りにも南知多道路のインターとこっちの総合公園と間が離れ過ぎていて、2キロ、3キロあると言われていますが、その辺が余りにも距離があり過ぎて一体として考えられませんが。

それから157ページ、都市下水路、もう少し詳しく説明してください。

161ページ、総合公園埋蔵文化財発掘調査業務委託料1,600万円ですが、詳しく説明してください。

遊歩道公園基本計画及び事業認可図書修正業務委託料、これについても説明をお願いします。

社会資本総合整備計画書作成業務委託料、これもよくわかるように具体的に説明してください。

163ページの町営住宅です。福祉対応改善工事で3,000万を超過予算が計上されていますが、これは今までも、22年度もあった工事だと思うんですけども、3,000万使って具体的に何をしていくのか、教えてください。以上です。

経済環境部長（榎原 茂君）

まず、最初にありました129ページの環境・生態系保全活動支援事業負担金、これにつきましては水産の関係の負担金です。ウミグモ対策で、国が50%、県が25%、町が25%を持ってウミグモ対策のための負担金でございます。

それと消費者行政相談窓口開設事業の関係でございますが、これはどこで開催するかということでございますが、町の中に相談窓口を設置いたしまして、多重債務の相談とか、インターネット利用によるトラブルといったものを、県の認定を受けております、そういった専門の方に相談員として相談に乗っていただくと。この事業につきましては、美浜町だけでやるのではなくて、美浜町、南知多町、武豊町、3町で日にちを変えて相談窓口を設置していくと。それぞれの町でこういった相談に応ずるといのはなかなか来ていただけませんので、当然南知多の相談窓口の日、武豊の相談窓口の日についても、PRの方はしていきたいというふうに考えております。

それともう1点、まちの駅については、まず設置の目的というのか、まちの駅はこういったときにまちの駅として登録できるよということがございまして、まず休憩室の機能を持つておるところ、この休憩機能というのは、トイレを利用したり、無料の休憩所があったり、そういったところ、また案内機能として、そのところで地域の情報が提供されておる。また、交流施設として出会いと交流、そういったサポートをしていただける、そういったことができるところがまちの駅として登録ができるということで、まちの駅に登録するためにまちの駅連絡協議会というのがございまして、町から1万円の負担をしておるものでございます。

こういったことを登録することによって、それぞれのまちの駅間で情報交換をしたり、そのまちの駅の協議会で私どもの食と健康の館がインターネットでPRしていただいたりとか、そういったことができるようなシステ

ムになっております。以上です。

建設部長（家田兵蔵君）

それでは、住生活基本計画推進調査業務委託料につきまして説明させていただきます。この委託料につきましては、平成22年度で取りまとめました基本計画書の印刷製本と、それから引き続き検討していくべき重点プロジェクトといたしまして位置づけられた中で、平成23年度といたしましては、西部地区に町営住宅の建設について、それが可能かどうか、位置的にはどこがいいのか、そういったことを含めて検討していこうというものでございます。

検討委員会の中では、そうした委員さんの中からも、西部地区に町営住宅はどうだというような御意見もございましたので、それが可能かどうかも含めて検討していこうというものでございます。

それから、交流拠点の関係でございます。交流拠点構想につきましては、ずうっと申し上げておりますように、総合公園を中心といたしまして、それを含めた一つのエリア、すごく2キロも離れて遠いじゃないかというようなお話がございますが、美浜インターから北に1.5キロぐらい行ったところに美浜パーキングもございます。そうした一つのエリアをとらえまして、今後、官と民が一体となってどういう整備ができるのかというような構想をつくることによって、ひいては周辺の集客もふえますし、また美浜町全体の活性化にもつながるというような意味合いで、広いエリアがございますけれども、そうした一つのエリアを決めて構想を検討していこうというものでございます。

それから、都市下水路の関係の御質問がございましたけれども、157ページの都市下水路単独事業の関係かと思えますけれども、15節の工事請負費の関係でございましょうか、都市下水路。

〔「はい」と4番議員の声あり〕

建設部長（家田兵蔵君）

これ、390万円につきましては、和田下水路のゲート、それから川田のしゅんせつを予定しておるものでございます。

それから、161ページの発掘の関係でございます。上の方に13節委託料の中で総合公園埋蔵文化財発掘調査業務委託料1,600万円につきましては、平成22年度で試掘、一部発掘調査を行いました。コンテナに70杯ほどの出土がございました。それを平成23年度できちんと整理いたしまして、それを報告書にまとめていくという作業、それからそういった出土品のまとめ、報告書、そういったものに係る費用でございます。

それから、その下の遊歩道の200万の関係でございますけれども、これにつきましては基本設計及び事業認可図書の修正ということで、平成22年度で基本設計を組みましたものを実態に合わせて、現場、鈴木議員は見られたかどうか分かりませんが、今、六つの古窯が出土しました。3基ずつ分けてA群、B群というふうで呼んでおりますけれども、それによりまして、今後、それをどのようにしていくか、保存を含めて。そういったこともありますので、この計画を見直すというふうに、遊歩道の位置とか、あるいはデッキをかける位置、あるいは基礎、場所によっては当然そういった古窯が影響してきますので、そういったものを見直していくというものでございます。

それから、その下の社会資本総合整備計画書作成業務委託料200万円、これにつきましては先ほども山本議員の御質問にあったとおり、今後、国においてこういったお金を国が出す場合にはこういう整備計画書をつくって国に出しなさいと、そうしないとお金をやりませんよということで、公園を整備するに当たってこの計画書をつくって、町単独ではとてもできませんので、国・県からお金をいただくというものでございますので、よろしく願いいたします。

それから、町営住宅の関係でございます。163ページ、15節工事請負費、福祉対応改善工事の関係かと思えます。これにつきましては、議員御承知のように年次計画をもとに、この23年度が最終ということで、7号棟、8号棟、こちらの方を36戸改修するものでございますが、中身といたしましては、手すりをつけたり、お部屋同士の段差があったりするんですけども、結構高齢者も見えますので、つまずいたりしますので段差の解消とか、トイレの関係、それからおふろの関係も非常に入りにくいというのか、そういった関係もございまして。また、洗面台とか流し台とか、細かいところ、水道のバルブ、そういったものも含めて改善をしていくということでございます。余分な話ですけれども、これからは延命を図っていくと、長く使っていくというようなことで、使い勝手のいいように改善をさせていただくものですので、よろしく願いいたします。以上です。

副町長（畑中高治君）

今、部長が答弁させていただきましても、1点だけちょっと誤解を招くといけませんので訂正させていただきますけれども、住生活基本計画の調査業務についてですけれども、先ほど部長は西の方に町営住宅が建てられるか建てられないか、その検討をするんだということを答弁したかと思えますけれども、それももちろん含まれておりますけれども、それだけではございません。例えば町内にある空き家を有効活用できないかとか、その空き家を活用して都会の人に田舎暮らしを体験してもらうとか、そういった事業ができるかできないか、そういうシステムが可能かどうかということも含めて、もう少しほかにもありましたけれども、それだけではないと。要するに、西に町営住宅をということだけではないということだけ誤解のないように、ひとつよろしく願いします。

4番（鈴木美代子君）

少しだけ発言させていただきます。食と健康の館ですけれども、私が聞いたのは、食と健康の館ができて何年になるかわからないんですけれども、もう何年もたつたはずだから、まちの駅と、たしか看板を見たんですけれども、まちの駅になっているんじゃないかと思うんですけれども、私が聞いたのは、周りにまちの駅としての認知度はどのくらいですかと聞いたの、今。

要するに、みんな観光客がまちの駅として、その食と健康の館に来る人が多くなったとか、実績があるとか、そういう話を聞いたかったんですけれども、また教えてください。

それから町営住宅の福祉対応改善工事ですけれども、町営住宅に行ってみました。確かに手すりがずうっとありまして、それは確認しているんですけど、福祉対応改善工事、お年寄りも多いからそういう工事ももちろん必要だと思えますけれども、各個人個人の住宅の中のトイレやおふろ場、洗面所なんかのバリアフリーも同時に町の負担でやるということですか、確認をします。

経済環境部長（榎原 茂君）

ごめんなさい、まちの駅としての認知度ということでございます。今、まちの駅に入っておりますのは、美浜町では食と健康の館と鶏の味の二つと、それと常滑市に1カ所あります。

認知度はどうかということで、来客していただいたお客さんに何で知りましたかというアンケート調査をやっておるわけではないもんですから、何人の方がそういったものを見て来ていただけるかということはあれですけど、当然先ほども申し上げましたように、インターネットでまちの駅間同士の情報交換をしておりますし、まちの駅を見ていただくと、当然私どもの館もそのまちの駅のホームページに載っておるということと、それから先ほども言いましたように、まちの駅はその地域の情報の発信とか、トイレを使ったりとか、それから物産の紹介、そういったことをしておりますので、今議員が言われますように、じゃあ、どれだけの認知度だというのはとっておりませんので、その点よろしく願いしたいと思います。

建設部長（家田兵蔵君）

町営住宅の福祉対応改善工事の関係でございます。ちょっと私、先ほど36戸ということを書いたかと思っておりますけれども、議員おっしゃるとおりで、個々に改善をするものでございますので、よろしくお願いたします。

4番（鈴木美代子君）

その福祉対応改善工事ですけれども、戸別に一軒一軒、そういったトイレだとか風呂だとか洗面所、流し、いろいろ改善をするのもその一つだということですが、そうするとその利用者によっては随分傷んだものもあるんじゃないですか、もう建築して何年もたつもんですから、その辺で随分傷んでいる、そういう箇所についての修繕もしながらやっているのでしょうか。

建設部長（家田兵蔵君）

当然使い勝手といいましようか、住まわれる方もかわっていく関係で、出られたときに、また一部直して新しい方に入っていただく、そういうことによってお部屋同士が一律じゃないというのは事実あります。議員が言われますように、極端に床がぶかぶかしてひどいとか、当然でございますので、そういったところも含めて改善しておりますので、よろしくお願いたします。

14番（山本又市君）

土木費の河川維持費でございますけど、昨年度より200万ぐらい少なくなってきたがということで、議案説明会で説明を願ひまして、私も七つの川を挙げて、一つは、五宝川は立派になってきました。そこで、これは2級河川であって県のお金をもらってきてしっかりやっていかないとかなというふうに思っておりますけど、そのときに、何か課長がここはやっていきますよというようなことを言いたがってありました。どうでしょうか、何か計画はあるんですか。

建設部長（家田兵蔵君）

すみません、私がおのときにもっと的確なお答えをしておればよかったです、申しわけございませんでした。当然議員言われますように、河川につきましても、県管理、町管理がございます。当然県管理におきましては、私ども現状をよく県の方にお伝えして、早急に対応していただくように努力させていただきます。

当然町管理におきましても、しっかりと現場を見ながら対応していきたいというふうには思っております。以上です。

〔発言する者あり〕

建設部長（家田兵蔵君）

すみません、148ページの減の200万の関係でございますが、これにつきましては平成22年度、単年度で杉谷川のしゅんせつがございまして、これが23年度は減となっておりますのでございまして、よろしくお願いたします。以上です。

議長（谷川梅太郎君）

ほか、よろしいですか。千賀君。

7番（千賀莊之助君）

常任委員会以外の担当の部署ですので、えらい僭越ですが、お願をいたします。

3目の農業振興費のうちの19節負担金、補助及び交付金ということで農業生産総合推進事業補助金、これの内容をお教えください。

それから以後、果樹振興会補助金、花き園芸組合補助金、農業青年連絡協議会補助金、農用地利用組合等補助金、農村女性活性化協議会補助金、矢梨農産物利用協議会補助金の、この中の活動人員をお教えください。

それともう1点、1枚おめくりいただきまして、4目畜産業費、19節負担金、補助及び交付金で畜産団体連合会補助金とありますが、この畜産団体というのは、いわゆる酪農牛、それから養鶏、養豚、そういったものを含んでおりますか、この点についてお知らせをお願いいたします。

経済環境部長（榊原 茂君）

まず第1点目の農業振興費の農業生産総合推進事業補助金につきましては、JAあいち知多がキュウリの選果機の導入に対します補助金でございます。

それと各団体の人員ということでございますが、ちょっと順番が違っちゃうかもわかりませんが、まず美浜町農村女性活性化協議会の人員でございますが、会員が15名でございます。次の矢梨農産物利用協議会、これにつきましては会員は129名でございます。次の美浜町農業青年連絡協議会の人員でございますが、26名でございます。農用地利用組合については1,600人でございます。果樹振興会につきましては、かんきつ部会で267名、それからキウイフルーツ部会で19名、それからいちじく部会で19名でございます。

以上かと思うんですけど、よろしいでしょうか。

〔「畜産」と呼ぶ者あり〕

経済環境部長（榊原 茂君）

ごめんなさい、畜産の関係でございます。畜産につきましては、酪農組合で11名、肥育牛組合で5名、養豚で9名、養鶏で4名、計29名でございます。以上です。

議長（谷川梅太郎君）

ほか、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

議長（谷川梅太郎君）

それでは、以上で5款から8款までの質疑を終わります。

次に9款消防費以降について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。鈴木君。

4番（鈴木美代子君）

175ページの情報教育アドバイザー業務委託料168万円ですけれども、これについては委託先というのが、中身、もう少し詳しく教えてください。

それから、203ページの総合型地域スポーツクラブ創設事業で223万円です。これは説明がありました。普通の野球だとか、テニスだとか、そういうスポーツじゃないことを中心にこの事業をやると記憶をしておりますが、なぜその一般的なスポーツじゃないスポーツを中心にやるのか、その辺の意味がちょっとよくわかりませんので説明してください。

教育次長（神谷信行君）

ただいまの御質問の中で情報教育アドバイザーの関係につきましては、各小・中学校にそのアドバイザー1名の方にこれを委託しまして、お願いいたしまして、その方に各小・中学校を週に2校ずつ回っていただくということで、1ヵ月8校、全部小・中学校を回っていただくということで計画をさせていただいております。

この方は何を業務的にやるかということでございますけれども、説明会の方でも御説明させていただきましたように、小学生、中学生の方のパソコンを扱う授業の中で、こういったパソコンに対する使用の指導、それから先生方に対しましても、そういったパソコンの利用に關します指導等を行っていただくということで、より一層こういったパソコン授業が充実していくようにということで、この方に各それぞれの学校を訪問していただくという計画を持っております。

また、各教育、そういったソフトの面でそれぞれ、こういったソフトがこういった学校等の利用に適合しているかというようなことも、それぞれ御相談等も申し上げながら、そういったソフトの導入等についても御相談いただくということで、活用させていただくということで計画をさせていただいております。

それと先ほどの総合型地域スポーツクラブの関係でございますけれども、これがどうして今までのものと違うスポーツを取り入れておるかというようなことでございますけれども、これは体育協会の方でも各それぞれ、野球からソフトからテニスから、今現在、地域の住民の方々がスポーツになじんでいただいております部分がそういった形で、そちらの方で現在活動していただいております。

今回のこの総合型地域スポーツクラブに関しましては、やはり自分のところのこういったスポーツクラブという独自のものを各それぞれ会員の方々を募集して、そして会員の方々がその負担金を払って運営していくというのが最終的な基本目標でございますので、そういった現在あるスポーツとは相反した、そういったミニテニスだとか、ラクロスだとか、シェイプアップ教室だとか、そういった方面でのスポーツになじんでいただいて、それぞれのお年寄りから子供まで、自分たちがどのクラブに入って、そしてスポーツになじんでいただくかというようなことも、今から23年度でいろいろ模索をしていくわけでございますけれども、そういった面で今後24年度以降には、そういったクラブを創設して運営していきたいというふうに計画を持っております。

そういった面でその体育協会等が今現在行っていただきますスポーツと、こういった今総合型地域スポーツとのスポーツの内容的には競合しないように計画をさせていただいておりますので、お願いいたします。以上でございます。

4番（鈴木美代子君）

そのスポーツクラブの創設ですけれども、私たち素人が考えるには、例えば野球だとかサッカーだとか、そういうだれもが親しめて、だれもがよく知っている、そういうスポーツを盛んにした方がいいように思うんですけれども、なぜそこにだれもが今あまりやっていないスポーツをやるかという、その根拠がよくわからない。お金を使うことですから、幅広い町民が興味があって、だれでもやれるスポーツがいいと思うんですけれども、特にまた違うスポーツを広めるという意味がちょっとよくわかりませんが。

教育次長（神谷信行君）

今現在、野球だとか、ソフトだとか、テニスだとか、そういったものにつきましては、現在、御趣味の中でやられてみえる方は、基本的には最高の位置で皆さん活動していただいております。そういった中で、今現在、先ほども申し上げましたように、お年寄りから子供までの中で、そういったスポーツをまだ取り組んでいない方、今から、会社等も定年を迎えておやめになったり、新たな何らかの形でスポーツに入っていくかなというような方や、また子供さんですと、大概こういった子供の方のクラブがあったり、少年スポーツクラブだとか、いろんなクラブがあるもんですから、基本的にはそういった小学生だ、中学生だというと、そちらの方の新たなスポーツになじむということはなかなか難しいかもしれませんが、そうした中で新たなスポーツを発掘した中で、それに少しでも今までのスポーツになじんでいない方々を発掘して、そこでまた新たなスポーツに取り組んでいただきたいというふうに考えております。

非常に現状と今の新しいものと、どうしてそうやって別々のものということも思われるかと思っておりますけれども、こういった会費も取って運営していくということもございます。そういったニーズに合わせた方々に対してクラブの振興といいますか、そういったものを開発していかんかなあというふうに考えております。以上です。

3番（山本辰見君）

2点お願いします。10款の教育費の中の2項小学校費で学校管理費がありますけれども、関連ですので中学校も同じ質問になります。教育施設等の工事費の中にプール設備全体の修繕、あるいはろ過設備のオーバーホール、オーバーホールという言葉があるのかどうか分かりませんが、改修があるかと思えますけれども、小学校6校、中学校2校で、もちろん年次計画で順番にやっていると思うんですが、一通り済んだところと、もしこしの計画がこうで、残っているのがこうというのがあれば教えていただきたいと思えます。

もう1点は、同じ教育費の4項社会教育費、図書館費の中ですけれども、説明の中で10周年の事業としてブックスタートを取り組みたいということで、特徴的な事業とありましたけれども、あとの方の事業では、特に図書館の利用アップの問題で何か計画しているのがありますでしょうか。

そして10周年ということですから、一通り区切りをしたときに、5市5町の中で美浜の図書館というのは、いわゆる利用率とか、貸し出し率はどのような位置にあって、ぜひこれは所蔵の図書もふやしていただきたいと思えますし、それから利用状況をアップしていただきたい。いつか利用時間を狭めたのもあるわけですけど、その辺の対応というか計画はどうなっておりますでしょうか、よろしくをお願いします。

教育次長（神谷信行君）

ただいまの御質問の関係でございますけれども、まずプールの方の関係につきましては、基本的には各それぞれプールにおきます修繕関係がございましたら、その年度年度でできるだけ対応させていただいておるのが基本でございますが、23年度におきましては、プールのろ過器の修繕が布土小学校、河和小学校、それから野間小、奥田小ということで、4小学校を計画させていただいております。これにつきましては、ろ過器でございますので、ベアリングだとか、機器の消耗だとか、それからあと排出と給水する弁の方が傷んだりだとか、そういった経年劣化が出てきておりますので、そういったことで、今回、4小学校をやらせていただく予定としております。

それと、プールのろ過器のろ剤に関しましては、そのろ過器の中に砂が何層かに入っております、これも年数がたちますとそのろ過をする能力が落ちてきます。そういったことで、8年に1度、この砂の入れかえをさせていただいております。その中で、今回、上野間小学校を行わせていただくわけでございますけれども、またこれが8年後、31年にまた上野間小学校をやっていくということで、順次こういった回転でやらせていただいております。そういったことで、昨年は野間小をやらせていただき、その前は河小をやらせていただいております。これもみんな8年ごとでやらせていただく。

また、河中と野間中の中学校の方では、河中も19年で行っておりまして、野間中は20年で行っております。そういったことで、あと8年後ということで、河中につきましては27年に、野中につきましては28年に、こういった砂の入れかえをやらせていただくという形で、ローテーションを組んでやらせていただいております。

あともう1点、河中の方のプールにつきましては、先ほど中学校の方では河中がろ過器の、またこれもベアリングがすり減っておるといようなことで、今回、取りかえを行わせていただくということで考えておりますので、お願いしたいと思います。

あと、先ほど社会教育費の図書館費の関係でお話ございました。これにつきましても、平成14年4月に開館以来、ボランティアの方々、皆さん方の御協力をいただきまして、図書館活動を行わせていただき、その中でいろんな事業に取り組んでまいりました。そういったことで、18年3月にはこちらの方が開館以来50万人を突破したというようなことございまして、また21年1月にも貸し出し件数が150万点を突破したということで、また22年4月には日本福祉大学と図書館との相互協力協定を結んだということで、こういった開館して以来、いろんな事業等、また少しでも皆さん方に読書になじんでいただくよう、また住民サービスができますように努力してきておるわけでございます。

そういった中で、今回、ブックスタートということで、この10周年目を迎えるということで、記念すべきこの10周年記念でございますので、その中でブックスタートを取り組ませていただきたいということで今回計上させていただいておるわけでございますけれども、また先ほど申し上げましたように、こういったいろんな経過の中で各それぞれの事業も取り組んできております。また、こういった新たな目新しいものについては、またこういった周年の事業の中で、5年なり10年ということで、そういった新たな一つの節目の中で、また皆さん方に喜んでいただけるような事業を取り組んでいきたいなあというふうに考えておりますので、お願いしたいと思います。

それと、あとよその方の5市5町の中で図書館のあるところでどのような利用率だと、順位的にはどうだというようなことでございますけれども、今現在、ちょっとその資料がございませんので、申しわけありませんが、また後ほど、この数字の方につきましては、お教えできればと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（谷川梅太郎君）

ほか質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（谷川梅太郎君）

それでは、これをもって議案第19号の質疑を終わります。

ここで休憩いたします。再開は、追って連絡いたします。

〔午後2時01分 休憩〕

〔午後2時55分 再開〕

議長（谷川梅太郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの休憩中、遅刻してまいりました石田議員に先日の発言の件でいろいろ事情をお聞きして、この結論は、議会最終日にいたしますので、その旨お願いいたします。

それでは、会議に入ります。

その前に、教育次長から先ほどの山本議員の質問に対する答弁がありますので、お願いします。

教育次長（神谷信行君）

先ほどの山本辰見議員の知多管内での図書館のあるところでの順位の関係でございますが、まず貸し出し人数の関係でいきますと、当町が人口当たりの貸し出し人数としては2.14人ということで1番となっております。それから、2番といたしましては武豊町が1.99人ということでございます。それから、3番目といたしましては半田市の図書館は1.86人、それから4番目といたしましては阿久比町が1.65人、東浦町も同じで1.65で、同じ4番目となっております。それから6番目といたしましては、知多市が1.57人、それから7番目といたしましては、これも同じで大府市と東海市が1.53人となっております。9番目といたしましては、常滑市が1.34人という関係でございます。

それから貸し出し冊数の方の関係でございまして、こちらにつきましては武豊町が1番となっております、1人当たり10.9冊となっております。それから2番目といたしましては、半田市が1人当たり10.8冊、3番目といたしましては、当町が1人当たり9.37冊、それから4番目といたしましては東浦町が1人当たり7.86冊、5番目といたしまして阿久比町が7.8冊、6番目といたしまして知多市が7.2冊、7番目といたしまして、常滑市が7.2冊、ここが同じ7.2冊ということで6、6となりますが、8番目といたしまして大府市が6.74冊、9番目といたしまして東海市が6.46冊ということでございます。以上でございます。

議長（谷川梅太郎君）

それでは、次に議案第20号、平成23年度美浜町国民健康保険特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第20号の質疑を終わります。

次に議案第21号、平成23年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第21号の質疑を終わります。

次に議案第22号、平成23年度美浜町介護保険特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第22号の質疑を終わります。

次に議案第23号、平成23年度美浜町土地取得特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第23号の質疑を終わります。

次に議案第24号、平成23年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第24号の質疑を終わります。

次に議案第25号、平成23年度美浜町水道事業会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。千賀君。

7番（千賀荘之助君）

構築物の償却の中で配管のキロメートルといいましょうか、そういった長さがわかっていたら教えていただきたいと思います。

水道部長（田口信行君）

固定資産の構築物の水道管の延長でございましたですね、質問は。21年度の決算書、管の延長ということで配水管、21年度の決算の数字になります。配水管、口径が50ミリ以上なんですけれども、こちらは決算書の方にも上げさせていただいておりますけれども、全部で197キロメートル、19万7,111メートルというのが21年度の決算での延長になるかと思えます。決算書の方に管径別で明示……。

〔「今、工事中ですので」と呼ぶ者あり〕

水道部長（田口信行君）

また、年度が終わりますと、修正というのか、加除しますけれども、以上です。

議長（谷川梅太郎君）

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって、議案第25号の質疑を終わります。

以上7件の平成23年度予算については、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

ここで、暫時休憩いたします。

〔午後3時02分 休憩〕

〔午後3時04分 再開〕

議長（谷川梅太郎君）

それでは、再開いたします。

日程第23 発議第1号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長（谷川梅太郎君）

日程第23、発議第1号、美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

6番 江元梅彦君、説明願います。

〔6番 江元梅彦君 登壇〕

6番（江元梅彦君）

発議第1号、美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成23年3月9日提出。

提出者、美浜町議会議員 江元梅彦。賛成者、美浜町議会議員 山本又市議員、杉浦剛議員、鈴木美代子議員、斎藤尚弘議員、島田昭夫議員、磯部輝次議員。

提案理由、この案を提出するのは、美浜町議会議員の定数を定める条例の改正に伴い、常任委員会の名称及び定数を改正するために、本条例の一部を改正する必要があるからでございます。

提案理由につきまして、さらに説明をいたします。

発議第1号、美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例を提出するのは、美浜町議会議員の定数を定める条例が平成22年10月の臨時議会において改正されたことに伴い、常任委員会の数、名称及び定数を改正する必要性が生じたため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容としましては、従来3常任委員会であったものを「総務産業常任委員会」と「文教厚生常任委員会」の2常任委員会とし、それぞれの定数を7人ずつとするものでございます。

2常任委員会となることに伴い、委員会の所管事項も従来の「総務常任委員会」と「経済建設常任委員会」の所管事項を合わせて、平成23年4月1日以後の機構改革による部等の名称に合わせて変更するものでございます。

施行期日は、選挙後の美浜町議会議員の任期が始まる4月30日とするものでございます。

また、本条例の改正に伴い、美浜町表彰条例及び美浜町防災会議条例に影響が生じますので、附則によりこの

2 条例の一部をあわせて改正させていただくものでございます。

なお、この条例改正に当たっては議会運営委員会で十分に協議をして合意に至ったもので、議会運営委員会委員全員による提出となりましたことを申し添えさせていただきます。

以上、慎重な御審議をお願いして、提案理由の説明とさせていただきます。

内容につきましては、資料の方を熟読、よろしくお願いをいたします。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第 1 号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 24 発議第 2 号 特別養護老人ホームの早期の建設促進を求める意見書についてから

発議第 3 号 「子ども・子育て新システム」に反対する意見書についてまで 2 件一括

議長（谷川梅太郎君）

日程第 24、発議第 2 号、特別養護老人ホームの早期の建設促進を求める意見書についてから発議第 3 号、「子ども・子育て新システム」に反対する意見書についてまで、以上 2 件を一括議題とします。

以上 2 件について、提案理由の説明を求めます。

4 番 鈴木美代子君、説明願います。

〔4 番 鈴木美代子君 登壇〕

4 番（鈴木美代子君）

発議第 2 号、特別養護老人ホームの早期の建設促進を求める意見書について。

特別養護老人ホームの早期の建設促進を求める意見書を別紙のとおり提出する。平成 23 年 3 月 9 日提出、代表提出者、美浜町議会議員 鈴木美代子。同じく提出者、美浜町議会議員 山本辰見。

提案理由、この案を提出するのは、介護にかかわってさまざまな事件が起こっているように介護問題は深刻で、愛知県では65歳以上の人口当たりの特別養護老人ホームの施設数が全国47都道府県の中で45位と最も低い状況です。愛知県に対し、入所待ちの県民の期待にこたえ、特別養護老人ホームの早期建設を求める必要があるからであります。

続きまして、発議第3号、「子ども・子育て新システム」に反対する意見書について。

「子ども・子育て新システム」に反対する意見書を別紙のとおり提出する。平成23年3月9日提出、代表提出者、美浜町議会議員 鈴木美代子。提出者、同じく山本辰見。

提案理由です。児童福祉法第24条は、市町村の保育義務を定めています。安心して預けられる保育の拡充は、国と自治体の責任が明確な現行保育制度の根幹があつてこそ可能です。この案を提出するのは、国に対してその根幹を崩し、保育を親の自己責任とする「子ども・子育て新システム」に反対する必要があるからであります。

以上で提案理由を終わります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

提案理由の説明が終わりました。

これよりただいま議題となっております議案について、順次、議事を進めてまいります。

最初に、発議第2号、特別養護老人ホームの早期の建設促進を求める意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。山本君。

3番（山本辰見君）

私は、ただいま提案のありました発議第2号、特別養護老人ホームの早期の建設促進を求める意見書について、賛成の立場から討論します。

介護を社会的に支える、このことを目的として発足した制度ではありますが、重い介護保険料や利用者負担、全国的には42万人にも上る特別養護老人ホームの待機者など、保険あつて介護なしとも言うべきさまざまな問題が表面化しています。国民が安心できる介護保険制度への抜本的な見直しが求められています。

厚生労働省が2009年12月に発表した特別養護老人ホームへの入所を希望している待機者は、愛知県において9,203人、2011年度に若干定数をふやす計画がありますが、それにしても、まだ入所定員の5割に近い方々が待機者となります

日本共産党が今年の春に取り組んだ、介護事業者、地方自治体、利用者や家族など一般の方々に依頼して取り組んだアンケートの結果によりますと、特別養護老人ホームの待機者について深刻な施設不足に危機感を募らせて、一日も早い打開策を求める声が強く寄せられております。そして、施設建設への国庫補助制度の復活を初めとして、国の責任による抜本策を講じるべきだとの意見が多く寄せられております。ただし、半数の方々からは、

基盤整備を進めても保険料引き上げにつながらない対策が必要だと回答されております。このままでは制度自体が早い段階で崩壊するだろう。さらに、申し込んだ家族の方からは、余りの倍率の高さに、そして待機者の多さに対して、「2回死んでも入れないのかなあ」、こういうような声が上がっていると、このアンケートでは個別の事例も幾つか紹介されております。

本当に介護問題は深刻であります。愛知県に対して、入所待ちの県民の期待にこたえて、特別養護老人ホームの早期の建設の促進を求めます。

議場に御参集の議員の皆さんに、ぜひとも賛同いただきますよう、そして意見書を愛知県知事に提出できるようにお願いを申し上げまして、私の賛成討論といたします。

議長（谷川梅太郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第2号、特別養護老人ホームの早期の建設促進を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号、「子ども・子育て新システム」に反対する意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。山本君。

3番（山本辰見君）

私は、ただいま提案されております発議第3号、「子ども・子育て新システム」に反対する意見書について、賛成の立場から討論します。

民主党政権は、現在、現行の公的な保育制度を文字どおり解体する新システムを検討しており、今国会の法案提出をねらっております。

現行制度では市町村が保育の実施義務を負っていますが、その義務をなくし、保育サービスの実施を市場任せにするという中身であります。この新システムがこれまでの保育制度と大きく異なる点として、保育料が所得に応じた負担から利用した長さに応じた応益負担になること、2点目として、市町村の責任が後退し、利用者や保育所などとの直接契約になることにより、市町村の役割は、いわゆるあき情報を紹介するだけの不動産業者のようなものになるのではないかと、このことが心配されております。政府の示している案では、保護者は市町村から

就労時間に応じて保育所を利用できる時間の認定を受けます。認定も保育所が足りなければ入ることはできませんし、また認定時間を超えて子供を預ける場合は、非常に高額な保育料になるおそれがあります。保育への国と自治体の責任を放棄する、「子ども・子育て新システム」を導入しようとしている民主党政権に対して、今、現行制度の拡充と新システム反対を求める意見書が2月4日の時点で31の道府県議会で可決されておりますし、政令都市や東京特別区、一般市町村議会を含めると150の議会を超えております。

そして多くの自治体の意見書の中では、この新システム（案）について、市場原理の導入により保育所が福祉から利益追求の場になるおそれがある、こう懸念を表明して、国及び市町村の保育の実施が明確に義務づけられている公的保育制度を堅持、拡充すること、これは具体的には長野県の議会でこういう意見書が通っております。このような要請をしております。

今、国が早急に取り組むべきことは、新システムの導入ではなくて、現在の公的保育制度を充実させ、早急に待機児童の解消のための保育所整備計画を策定し、必要な財政支援を行い、認可保育所をふやすことであります。

以上の点から、本文も読んでいただきたいと思いますけれども、私は「子ども・子育て新システム」に反対する意見書につきまして、議場の皆さん方の賛同をお願い申し上げて、私の賛成討論とします。以上であります。

議長（谷川梅太郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第3号、「子ども・子育て新システム」に反対する意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第25 発議第4号 国民健康保険を都道府県単位とする「広域化」に反対する意見書についてから

発議第5号 国民健康保険への県補助金の増額などを求める意見書についてまで2件一括

議長（谷川梅太郎君）

日程第25、発議第4号、国民健康保険を都道府県単位とする「広域化」に反対する意見書についてから発議第5号、国民健康保険への県補助金の増額などを求める意見書についてまで、以上2件を一括議題とします。

以上2件について、提案理由の説明を求めます。

3番 山本辰見君、説明願います。

〔3番 山本辰見君 登壇〕

3番（山本辰見君）

発議第4号、国民健康保険を都道府県単位とする「広域化」に反対する意見書について。

国民健康保険を都道府県単位とする「広域化」に反対する意見書を別紙のとおり提出する。平成23年3月9日提出、代表提出者として美浜町議会議員 山本辰見。提出者として、美浜町議会議員 鈴木美代子であります。

提案理由は、この案を提出するのは、国保広域化に当たり、都道府県単位の運営主体において一般会計からの繰り入れを行わないこととしているが、ほとんどの自治体の国保会計は赤字であり、財政難の国保を寄せ集めて

も財政改善する見込みはありません。国保の広域化が保険料値上げと給付の抑制、住民の声が届かない組織運営につながるため、広域化に反対する必要があるからであります。

続いて、提案させていただきます。

発議第5号、国民健康保険への県補助金の増額などを求める意見書についてであります。

国民健康保険への県補助金の増額などを求める意見書を別紙のとおり提出する。平成23年3月9日提出、代表提出者として美浜町議会議員 山本辰見。同じく提出者、美浜町議会議員 鈴木美代子であります。

提案理由を述べさせていただきます。国保財政全体に対する国庫支出金が1980年代は約50%になっておりましたが、2007年度の約25%まで半減となりました。市町村国保に対する愛知県の支出金は、1997年度に28億円計上されておりましたが、年々大きく削減され、2010年度県の当初予算では1億7,000万円余りの計上にとどまっております。

この案を提出するのは、愛知県に対して国民健康保険制度が県民の健康を守る保障となるよう、意見書本文の2点について要望する必要があるからであります。

以上2点、提案理由を述べさせていただきました。よろしく申し上げます。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

提案理由の説明が終わりました。

これよりただいま議題となっております議案について、順次、議事を進めてまいります。

最初に、発議第4号、国民健康保険を都道府県単位とする「広域化」に反対する意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。鈴木君。

4番（鈴木美代子君）

発議第4号、国民健康保険を都道府県単位とする「広域化」に反対する意見書に賛成の立場で討論いたします。

国保の広域化に向けては、昨年5月に成立した改定国保法で都道府県に「広域化等支援方針」の策定を促すなど、広域化推進のための制度改変が行われました。8月10日、高齢者医療制度改革会議が中間取りまとめを発表しました。サラリーマンとその扶養者である高齢者を除き大多数の高齢者は、国保に加入させ、現役世代とは別勘定にして、都道府県単位で財政運営をする制度に組み込むというものです。名前は国保でも別立ての新制度です。

広域化する利用として厚労省は、安定的な財政運営ができる規模が必要などと言っています。しかし、事実上の広域の国保と言える政令市の横浜、大阪、札幌など、大規模自治体ほど財政難はひどくなっています。一般会計からの繰り入れを除けばほとんどの市町村が赤字であり、財政難の国保を寄せ集めても財政が改善する見込み

はありません。

また、政令市のような大きな加入者を抱えた自治体ほど機械的な資格証明書の発行が行われています。加入者との距離が広がることは、きめ細やかな顔が見える国保の運営を阻害し、資格証明書の発行など、機械的な制裁措置が横行することになるのではという危惧があります。

市区町村には、一般会計からの繰り入れや減免による持ち出しをなくせることから広域化を歓迎するムードが一部ありますが、大きな政令都市ほど保険料が高く、収納率が低いという事実は、都道府県単位に拡大しても問題解決につながらないばかりか、国保広域化が保険料値上げと給付抑制、住民の声が届かない組織運営につながることは、後期高齢者医療制度の広域連合で実証されています。

国保財政の危機の根本原因は、1984年以来の国庫負担の削減策にあります。財政規模の拡大を利点と言うならば、国庫負担の大幅な増額と、国が国保財政に責任を果たすことが求められていると思います。

また、給付と負担の公平という自己責任の押しつけとともに、国保は相互扶助などと、現在の国保法が社会保障としての保険と法律の目的を明らかにしている事実を糊塗する宣伝も横行しています。

憲法13条、幸福追求権、25条の生存権など、憲法原則にのっとった社会保障の再建で国民皆保険にふさわしい制度にしていくことが国に求められていることであります。

以上で賛成討論を終わります。

議長（谷川梅太郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第4号、国民健康保険を都道府県単位とする「広域化」に反対する意見書についてを採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

次に発議第5号、国民健康保険への県補助金の増額などを求める意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。鈴木君。

4番（鈴木美代子君）

発議第5号、国民健康保険への県補助金の増額などを求める意見書について、賛成の立場で討論いたします。愛知県に対する意見書全文を読み上げて、賛成討論にかえさせていただきます。

国民健康保険への県補助金の増額などを求める意見書（案）。

愛知県社会保障推進協議会の調査（2010年6月）によれば、国民健康保険の滞納者は23万4,000世帯（加入世帯の22%）、短期保険証の交付件数は5万3,000余り、資格証明書の発行数は4,775と、年々増加しています。また、雇用不安や勤労所得の減少などもあって、傷病があっても診療を受けない県民もふえており、最近では短期保険証の更新も受けずに、そのまま無保険者となるケースも生まれています。NHKが06年、07年に行った調査では、475人が資格証明書や無保険のために命を落としています。

国保財政全体に対する国庫支出金は、1980年代の約50%から、2007年度の約25%にまで半減させられてきました。市町村国保に対する愛知県の支出金は、1997年度に28億円計上されていましたが、年々大きく削減され、2010年度県当初予算では1億7,000万円余の計上にとどまっています（国民健康保険事業年報）。

もとより、憲法25条は、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し……国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と、国民の生活する権利、国の責務をうたい、地方自治法第1条は「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として」と、福祉の増進を地方自治体の第一の課題と定めています。今、この精神を生かすことが求められています。

国民健康保険事業は、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的に定めています（国民健康保険法第1条）。

県民の3分の1が加入している国民健康保険制度が県民の健康を守る保障となるよう、以下の事項を要望します。

市町村国保に対する県支出金を増額すること。2．国民健康保険への国庫支出金の大幅な増額を国に要望すること。

以上で賛成討論を終わりますが、ぜひこの議場に参集している議員の方々の同意を求めるものでございます。

以上で終わります。

議長（谷川梅太郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第5号、国民健康保険への県補助金の増額などを求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

議長（谷川梅太郎君）

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査、並びに日程の都合により、3月10日から3月16日までの7日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、3月10日から3月16日までの7日間を休会することに決しました。

休会中に各担当常任委員会等を開き、付託案件等の審査をお願いいたします。

来る3月17日は午前9時から本会議を開き、各委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午後3時36分 散会〕

平成23年 3月17日（木曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 4 号）

平成23年3月17日（木曜日） 午前9時00分 開議

議事日程（第4号）

- 日程第1 石田秀夫君に対する懲罰の件
- 日程第2 議案第4号 美浜町部設置条例の一部を改正する条例について
議案第5号 美浜町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
議案第6号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第7号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例について
議案第8号 美浜町交通安全条例の一部を改正する条例について
〔総務常任委員長 報告〕
- 日程第3 議案第9号 美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について
議案第10号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第4 議案第11号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
議案第12号 美浜町企業立地促進条例の一部を改正する条例について
議案第13号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第14号 町道路線の廃止及び認定について
〔経済建設常任委員長 報告〕
- 日程第5 議案第26号 平成22年度美浜町一般会計補正予算（第5号）
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第6 議案第16号 平成22年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第17号 平成22年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第7 議案第18号 平成22年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）
〔経済建設常任委員長 報告〕
- 日程第8 議案第19号 平成23年度美浜町一般会計予算
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第9 議案第20号 平成23年度美浜町国民健康保険特別会計予算
議案第21号 平成23年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算
議案第22号 平成23年度美浜町介護保険特別会計予算
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第10 議案第23号 平成23年度美浜町土地取得特別会計予算
議案第24号 平成23年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算
議案第25号 平成23年度美浜町水道事業会計予算
〔経済建設常任委員長 報告〕
- 日程第11 議会閉会中の継続調査事件について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11までの各事件

追加日程第1 石田秀夫君に対する懲罰の件

本日の出席議員（15名）

1番	森川元晴君	2番	杉浦剛君
3番	山本辰見君	4番	鈴木美代子君
5番	石田秀夫君	6番	江元梅彦君
7番	千賀荘之助君	8番	斎藤尚弘君
10番	山本和久君	11番	丸田博雅君
12番	島田昭夫君	13番	谷川梅太郎君
14番	山本又市君	15番	磯部輝次君
16番	家田昇君		

欠員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名（24名）

町長	山下治夫君	副町長	畑中高治君
教育長	山田道夫君	会計管理者	野田信之君
総務部長	石川達男君	厚生部長	久野元嗣君
建設部長	家田兵蔵君	経済環境部長	榊原茂君
教育次長	神谷信行君	水道部長	田口信行君
総務課長	山森隆君	検査財政課長	牧守君
企画課長	粕山博資君	税務課長	大岩哲治君
住民福祉課長	岩本修自君	保険課長	岩瀬知平君
健康推進課長	飯味拓次君	環境保全課長	斎藤博君
商工観光課長	永田哲弥君	農業水産課長	森川幸二君
土木課長	片岡勝君	都市計画課長	斎藤功君
社会教育課長	伊藤昭一君	学校給食センター所長	沼田和彦君

職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	森田篤君	議会係長	日比郁夫君
--------	------	------	-------

〔午前9時00分 開議〕

議長（谷川梅太郎君）

皆さん、おはようございます。

先日の東北関東大震災、大変未曾有の大災害でありました。マグニチュード9ということで、もう日本じゅうが今大変な事態に陥っているわけでありまして。今現在で、新聞の報道では死者、行方不明者1万2,000人、3,000人を超えておるといいう話であります。そして、避難所生活を送っておられる方は43万人ということで、大変痛ましい災害であります。この今亡くなった方々に対して、きょうはここで皆さんで黙禱をささげたいと思いますのでよろしくをお願いします。

皆さん、御起立をお願いします。

それでは、黙禱。

〔黙 禱〕

議長（谷川梅太郎君）

着席してください。

そうした中、災害の後、寒さと、そしてまた原発事故がありまして、大変苦慮しておるところでありますし、一日も早く復興していただきたいと願うものであります。

我が美浜町も、ここ数年、地震防災対策については執行部以下議員の皆さんとともに万全を期すように施策をしまいいりましたけれども、この間の地震の後、また長野の方、そして先日は静岡の方でも地震がありました。この地方にもいつ何どき地震が襲ってくるかわかりません。東海・東南海の地震も近々あると予測されておりますので、どうか皆さんも、また町民の皆さんもそれに備えて、ふだんから心がけておいて、万全を期すようにお願いいたします。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、町長から諸般の報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長、報告願います。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

おはようございます。

ただいま議長の指示により、このたびの東北関東大震災で被災に遭われました方々に対しまして黙禱をされましたけれども、私からも一言述べさせていただきたいというふうに思っております。

東北関東大震災で被災された方々に対し、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を願っております。町といたしましても、県との連絡を密にし、協力できることにつきましては最大限協力していきたいということを確認させていただいておりますので、また議会議員の皆様方におかれましても、その節には多大なる御理解、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

早速でございますが、諸般の報告をさせていただきます。

最初に、美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

出産育児一時金の支給額につきましては、1児につき35万円であるところ、政府の緊急少子化対策により、平成21年10月1日から平成23年3月31日までに出産した場合は、暫定的に1児につき39万円に引き上げる経過措置が実施されておりましたが、当該経過措置終了後も引き続き同額を支給するよう健康保険法施行令が改正されることに伴い、本町国民健康保険条例の改正をいたしたく、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、平成22年4月1日に知多南部広域環境組合が設立され、これまでに組合議会議員連絡会議において合意されました4項目につきまして、御報告させていただきます。

第1点目としましては、ごみ処理施設建設工事に伴って掘り出される廃棄物等の処理について、第2点目として、ごみ焼却処理施設の処理方式等の選定について、3点目として、ごみ処理施設の建設、維持管理及び運営事業の事業方式について、第4点目は、建設候補地から建設予定地としたことについてでございます。

なお、詳細については議会終了後、議員懇談会の場で、お手元の資料により担当より御説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の当日の対応状況についてでございますが、午後3時30分に伊勢湾、三河湾を対象とした津波警報が発令されたのを受け、同36分に海岸に近づかない旨の広報を、CATV緊急告知で知多南部消防署から放送しました。午後3時45分に美浜町災害対策本部を設置し、消防団の配置の確認、広報車による津波警報の告知、エリアメールの配信等を決定いたしました。午後4時に知多建設事務所より樋門閉鎖の連絡を受け、直ちに各消防分団長に水門及び門扉の閉鎖と海岸付近の警備を指示しました。

その後、第3波の到達が予想される午後7時40分まで警戒を続けていましたが、特に異常は認められませんでしたので、消防団には樋門を開放するよう連絡し、午後10時に開放作業が終了いたしました。なお、防災担当及び土木担当により町内を巡回し、安全を確認した後、消防団には津波警報が解除されるまで自宅待機を指示いたしました。現在までに、町内における被害の届け出は出ておりません。

また、総務省消防庁からの要請を受け、緊急消防援助隊愛知県隊として3月13日に知多南部消防署から4名の隊員を派遣しております。派遣先は、宮城県山元町にて救助活動に従事していただき、16日に帰庁報告を受けました。

なお、義援金箱を役場を初め、体育館、図書館、各公民館に設置し、皆様の御協力をお願いしております。

以上で諸般の報告を終わります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

以上で、町長の諸般の報告を終わります。

議長から報告いたします。

3月4日の本会議における一般質問での石田秀夫議員の不穏当発言問題で、私は当日、真偽の調査を議会運営委員会に任せ、議会最終日までに確認することとしました。また、町長から根拠のない発言に私の政治生命にも取り返しのつかないほどの侮辱を受けたとして、議長に対して石田秀夫議員からの謝罪文の提出と本会議での謝罪を要求する申し入れがありました。議長としてこの対応を議会運営委員会にゆだねましたので、議会運営委員長は調査結果と町長の申し入れについて、協議結果を報告してください。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 江元梅彦君 登壇〕

議会運営委員長（江元梅彦君）

おはようございます。

早速ではございますが、議長から指示がありましたので、御報告をいたします。

石田秀夫議員の発言について、真偽を確認するため、石田秀夫議員本人と石田秀夫議員がうわさ話を聞いたとする方からお話をお聞きいたしました。その結果、話に整合性がなく、石田秀夫議員が本会議で発言したことは事実でなかったことが判明いたしました。また、町長からの申し入れについて議会運営委員会で協議した結

果、町長の申し入れはもっともであり、町長の意向に沿うべきだとの結果になりました。よって、石田秀夫議員には、議会運営委員会として町長への謝罪文を提出するとともに、議場での謝罪をするように伝達をいたしました。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

議会運営委員長の報告を終わります。

ここで、石田秀夫議員から発言の申し出がありましたので、それを許可します。

石田議員、発言してください。

5番（石田秀夫君）

去る3月4日、美浜町議会一般質問において、私の質問に対しての経過について私の考えを述べさせていただきます。

議事録音テープを繰り返し聞いて、よく考えに考えましたけれども、懲罰に値する発言とはとても考えられません。私の発言は、

議長（谷川梅太郎君）

石田議員、発言をとめてください。

5番（石田秀夫君）

委員に……。

議長（谷川梅太郎君）

発言をとめなさい。

ただいま委員長からあったように、謝罪と撤回を求める発言ではなかったんですか。

5番（石田秀夫君）

そのときの事情説明を兼ねて一緒にして、それで最後まで町長に対する質問、どういうことだったかということ……。

議長（谷川梅太郎君）

これは質問の場ではありません。謝罪の場です。

5番（石田秀夫君）

私は謝罪する理由がありません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

委員長。

議会運営委員長（江元梅彦君）

ただいまの石田議員の発言につきましては、議会運営委員会の趣旨に沿ったものではありません。休憩してください。

議長（谷川梅太郎君）

ここで暫時休憩といたします。

直ちに議会運営委員会を開きますので、委員長、お願いします。

〔午前9時14分 休憩〕

〔午前10時50分 再開〕

議長（谷川梅太郎君）

それでは再開いたします。

先ほどの石田秀夫議員の行動に対して、議会運営委員会を開きました。その結果について、議会運営委員会委員長、報告願います。

議会運営委員長（江元梅彦君）

それでは、御報告を申し上げます。

先ほどの石田秀夫議員の発言について議会運営委員会で協議をいたしました結果、議会運営委員会の決定に従わないとの理由で、本日の日程内で懲罰の動議を提出することになりました。

以上、報告を終わります。

議長（谷川梅太郎君）

それでは、議事を進めます。

日程第1 石田秀夫君に対する懲罰の件

議長（谷川梅太郎君）

日程第1、石田秀夫君に対する懲罰の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、石田秀夫君の退場を求めます。

〔5番 石田秀夫君 退場〕

議長（谷川梅太郎君）

本件について、懲罰特別委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔懲罰特別委員長 江元梅彦君 登壇〕

懲罰特別委員長（江元梅彦君）

では、懲罰特別委員会の結果を御報告を申し上げます。

懲罰特別委員会は、去る3月9日、3月10日の2日間にわたり、役場3階第1委員会室におきまして、委員全員出席のもとに当委員会に付託となりました事件を審査いたしましたので、その結果を報告をさせていただきます。

審査は、石田秀夫君の一身上の弁明を受け、さらに石田秀夫君に対して質疑を行いました。その後、懲罰を科すべきかどうか、あるいは懲罰を科すべきとした場合、戒告、陳謝、出席停止、除名のどの懲罰にすべきかを慎重に審査した結果、全員賛成により、陳謝の懲罰を科すべきものと決定をいたしました。

なお、陳謝の文案はお手元のとおりでございます。

以上、報告を終わります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより石田秀夫君に対する懲罰の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は、委員会起草による陳謝文により石田秀夫君に陳謝の懲罰を科すこととあります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、石田秀夫君に陳謝の懲罰を科すことは可決されました。

石田秀夫君の入場を求めます。

〔5番 石田秀夫君 入場〕

議長（谷川梅太郎君）

ただいまの議決に基づき、これより石田秀夫君に懲罰の宣告を行います。

石田秀夫君に陳謝の懲罰を科します。これより石田秀夫君に陳謝をさせます。

石田秀夫君に陳謝文の朗読を命じますが、石田君できますか。

5番（石田秀夫君）

できません。

議長（谷川梅太郎君）

ただいま石田秀夫君が陳謝をしないということとありますので、この件につきましても後の懲罰委員会で検討を願います。

議会運営委員長、よろしいですか。

議会運営委員長（江元梅彦君）

後ほど協議をいたします。

議長（谷川梅太郎君）

それでは議事を進めます。

日程第2 議案第4号 美浜町部設置条例の一部を改正する条例についてから

議案第8号 美浜町交通安全条例の一部を改正する条例についてまで5件一括

議長（谷川梅太郎君）

日程第2、議案第4号、美浜町部設置条例の一部を改正する条例についてから議案第8号、美浜町交通安全条例の一部を改正する条例についてまで、以上5件を一括議題とします。

以上5件について、総務常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務常任委員長 山本又市君 登壇〕

総務常任委員長（山本又市君）

おはようございますというか、こんにち。

総務常任委員会は、去る3月10日午前9時より役場3階大会議室におきまして、委員全員出席のもとに会計管理者、総務部長初め各担当課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第4号、美浜町部設置条例の一部を改正する条例について、議案第5号、美浜町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、議案第6号、美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第7号、美浜町使用料条例の一部を改正する条例について、議案第8号、美浜町交通安全条例の一部を改正する条例についての5議案は、審査、採決の結果、5議案とも全員賛成により可決されました。

なお、議案第6号の審査の過程において、結核性疾患に当たっては1年を削りとはどういうことかとの問いがあり、90日以上病気休暇で給料が半減になる対象として、今までは結核性疾患を特別な病気としていたが、今後は普通の病気と同じようにして扱う内容との説明がありました。

なお、他の4議案は質疑なく、討論は5議案ともありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第4号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第4号、美浜町部設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第5号、美浜町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第6号、美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第7号、美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第8号、美浜町交通安全条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第9号 美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例についてから

議案第10号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまで2件一括

議長（谷川梅太郎君）

日程第3、議案第9号、美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例についてから議案第10号、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまで、以上2件を一括議題とします。

以上2件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇〕

文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

日程第3、議案第9号。

文教厚生常任委員会は、去る3月11日午前9時より役場3階大会議室において委員全員出席のもと、説明員として教育長、教育次長、厚生部長初め各担当課長の出席を得て、委員会に付託となりました議案について慎重に審査いたしました。その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第9号、美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について及び議案第10号、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については審査、採決の結果、全員賛成で可決となりました。

なお、2議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上、報告を終わります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に議案第9号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第9号、美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第10号、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第11号 美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてから
議案第14号 町道路線の廃止及び認定についてまで4件一括

議長（谷川梅太郎君）

日程第4、議案第11号、美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第14号、町道路線の廃止及び認定についてまで、以上4件を一括議題とします。

以上4件について、経済建設常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔経済建設常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

経済建設常任委員長（杉浦 剛君）

おはようございます。

私ども経済建設常任委員会は、去る3月14日午前9時より役場大会議室において委員全員出席のもと、建設部長、経済環境部長、水道部長初め各担当課長の出席を求め、当委員会に審査、付託となりました議案について慎重に審査しましたので、その結果及び経過について御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第11号、美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

次に、議案第12号、美浜町企業立地促進条例の一部を改正する条例については、審査、採決の結果、賛成多数により可決されました。

なお、審査の過程において、現在の優遇措置をどう評価しているかとの質問があり、知多半島の北部に比べ美浜町は立地条件が悪いので、さらなる優遇措置が必要と考えるとの答弁がありました。また、企業立地促進の優遇措置が全国的になかなか成果が上がっていない状況であるから反対するとの反対討論がありました。

次に、議案第13号、美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第14号、町道路線の廃止及び認定についての2議案は、審査、採決の結果、全員賛成により可決されました。

なお、両議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第11号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

それでは、これをもって討論を終わります。

これより議案第11号、美浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。山本君。

3番（山本辰見君）

ただいま提案のありました議案第12号、美浜町企業立地促進条例の一部を改正する条例について、反対の立場

で討論します。

担当します経済建設常任委員会の中でも指摘させていただきましたが、各市町が競って企業誘致を進めておりますけれども、一部地域を除いては非常に厳しい状況になっています。知多管内の自治体もさることながら、全国的に多額の優遇税制で支援しながら、企業の論理の方が優先され、短期間のうちに撤退するとか、補助金等の返還問題にまで発展している自治体も出てきています。そういう現在の経済環境から見て、美浜町で一定の条件緩和のような取り組みが企業立地促進につながるとは思えません。よって、本議案に対して反対をいたします。以上であります。

議長（谷川梅太郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第12号、美浜町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第13号、美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第14号、町道路線の廃止及び認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第26号 平成22年度美浜町一般会計補正予算（第5号）

議長（谷川梅太郎君）

日程第5、議案第26号、平成22年度美浜町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員長、報告願います。

〔総務常任委員長 山本又市君 登壇〕

総務常任委員長（山本又市君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第26号、平成22年度美浜町一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会に付託となりました部分について、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

審査の過程において、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金とは何かとの問いがあり、平成22年10月8日に閣議決定された緊急経済対策の一環として創設された交付金で、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら光が十分に当てられてこなかった分野、例えば地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策、自立支援、知の地域づくりなどに対する地方の取り組みを支援する制度との説明がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

次に、文教厚生常任委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇〕

文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第26号、平成22年度美浜町一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成で可決となりました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上、報告を終わります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

次に、経済建設常任委員長、報告願います。

〔経済建設常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

経済建設常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第26号、平成22年度美浜町一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会に付託となりました部分について審査を行い、採決の結果、全員賛成により可決されました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

議長（谷川梅太郎君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第26号、平成22年度美浜町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は各委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第16号 平成22年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から

議案第17号 平成22年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで2件一括

議長（谷川梅太郎君）

日程第6、議案第16号、平成22年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から議案第17号、平成22年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、以上2件を一括議題とします。

以上2件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇〕

文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第16号、平成22年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）及び議案第17号、平成22年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、審査、採決の結果、全員賛成で可決となりました。

また、2議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上、報告を終わります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

委員長の報告が終わりました。

これより順次ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第16号について委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第16号、平成22年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号について委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第17号、平成22年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第18号 平成22年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）

議長（谷川梅太郎君）

日程第7、議案第18号、平成22年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、経済建設常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔経済建設常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

経済建設常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第18号、平成22年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）については、審査、採決の結果、全員賛成により可決されました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

議長（谷川梅太郎君）

委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第18号、平成22年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第19号 平成23年度美浜町一般会計予算

議長（谷川梅太郎君）

日程第8、議案第19号、平成23年度美浜町一般会計予算を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に総務常任委員長、報告願います。

〔総務常任委員長 山本又市君 登壇〕

総務常任委員長（山本又市君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第19号、平成23年度美浜町一般会計予算のうち、当委員会に付託となりました部分について審査を行い、採決の結果、全員賛成により可決しました。

審査の過程において、法人町民税が4年に1度少なくなるのはなぜかとの問いがあり、町内のある企業が3年

から4年に1度ずつ外国税控除をした申告をするので、大きく減額となるとの説明がありました。

また、男女共同参画担当が社会教育から企画となるのはなぜかとの問いに、5市5町のうち、教育委員会で担当しているのは美浜町だけだった。企画部が設置されたのにあわせて、企画が担当することとなると説明がありました。

また、コンピューターを行政に導入することによって得られる町民の利益は何かとの問いに、情報を全国一律に素早く共有することが一番大きい。23年度予算でも、施設間ネットワークとして町内の小・中学校、生涯学習センター、体育館、食と健康の館を光ファイバーケーブルで結ぶことを予定しているとの説明がありました。

また、消火栓用のホースは何本を予算化しているか。また、筒先やホースを盗まれることはないかとの問いがありました。23年度は134本を予定している。盗難に遭っている南知多町の筒先はしんちゅう製で高価だが、美浜町は安いアルミ製を使っているため盗難の報告はないとの説明がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

次に、文教厚生常任委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇〕

文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第19号、平成23年度美浜町一般会計予算のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成で可決となりました。

なお、審査の過程において、布土保育所の乳児保育はいつから開始するのかとの質問があり、24年度開始を予定しているとの答弁がありました。

また、知多地域成年後見センター事業負担金の内容は何かとの問いがあり、自分で判断できない人に後見人をつけるということで、後見人をつける事務を知多5市5町で共同でセンターをつくって運営しているとの答弁がありました。

また、障害区分認定審査会委員は何人かとの質問があり、医師、看護師、精神福祉士等で5人との答弁がありました。

また、障害福祉サービス費の内容は何かとの問いがあり、障害者自立支援法による居宅介護、重度訪問、行動援護、短期入所、生活介護、施設入所、共同生活介護、共同生活援助、就労移行、就労継続などのサービスに充てているとの答弁がありました。

更生医療費の内容は何かとの質問があり、法で定められた特定の病気を対象に国が公費で負担するという制度で、人工透析を受けている生活保護の人が受給しているとの答弁がありました。

また、私立高校授業料補助は幾らで何人かとの質問があり、1人8,000円で80人を予定しているとの答弁がありました。

また、国際交流の特別旅費の内容はとの問いがあり、学校の国際交流で随行者の旅費を計上。1人18万円で町長、教育委員会職員、企画課職員、教師3人、通訳の総計7人を予定しているとの答弁がありました。

小学校の教育施設等工事の内容は何かとの問いがあり、河和南部小の遊具塗装、河和小の渡り修理、上野間小のプールろ過の交換とプールサイドの土間修繕、植木撤去、野間小のプールフェンスの取りかえ、防球ネットの

設置、奥田小ほか3校のプール機器の修理との答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上、報告を終わります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

次に、経済建設常任委員長、報告願います。

〔経済建設常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

経済建設常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第19号、平成23年度美浜町一般会計予算のうち、当委員会に付託となりました部分について審査を行い、採決の結果、賛成多数により可決されました。

なお、審査の過程において、ごみの不法投棄で事件となったところは、現在どうなっているのかとの問いがあり、裁判中であることと、撤去命令があっても従っていないところが多いとの答弁がありました。

また、住宅用太陽光発電システム設置費補助金の積算内容はとの問いに、1世帯4キロワットを限度に1キロワット当たり2万円の補助金を20基分予算化しているとの答弁がありました。

また、農業生産総合推進事業補助金はキュウリ選果機の導入補助金と聞いていたが、キュウリ以外に補助金の要望はないのかとの質問があり、農協からの要望はキュウリ選果機だけだったとの答弁がありました。

また、水産業費の資源維持増加事業補助金が前年と比べ増額になったのはなぜかとの質問があり、例年の漁場改良以外に、23年度は築磯の分がふえたためとの答弁がありました。

また、食と健康の館の指定管理の話はどうなっているのかとの質問があり、昨年12月に商工会、小野浦区、株式会社みはまの3者に経営状況を説明した。そのとき、地元の小野浦区とよく相談するようになったが、区長交代の時期となるので、4月以降、新区長とよく相談することとなったとの答弁がありました。

討論では、幾つか改善を求めたい部分があり、賛成しかねるので反対するとの反対討論がありました。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。山本君。

3番（山本辰見君）

1点だけ、総務の常任委員会にお尋ねします。

22年度に整備が終わった同報無線設備、23年度にも補充の予算が計上されているわけですけど、それらについて、例えば、今ちょうど試験放送ですし、それらの補充の3本ポールのこともあったと思いますけど、その辺の議論はされませんでしたでしょうか。

議長（谷川梅太郎君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（山本又市君）

ありませんでした。

議長（谷川梅太郎君）

ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。山本君。

3番（山本辰見君）

私は、ただいま議題となっております議案第19号、平成23年度美浜町一般会計予算について、日本共産党議員団を代表して反対の立場から討論いたします。

まず初めに、11日に発生した東北関東大震災により犠牲になられた方々、また多くの行方不明者、まだまだ続いている余震や、福島原発の事故の関係から避難所生活を余儀なくされている、報道によっては50万人を超えるとも言われている被災者の皆さんに哀悼の意とお見舞いを申し上げます。

未曾有の大震災が関係する地方だけではなく、全国民に与える影響ははかり知れないものがあると思います。

自治体が、住民の生命と財産、暮らしを守るのが責務と言われながら、今、美浜町でも職員だけではなく、議員の私たちにも何ができるのか、何をやらなければならないのか真剣に考えていきたいと思っています。

あわせてこの地域が東海・東南海地震の影響を……。

議長（谷川梅太郎君）

山本議員に申し上げます。議案に対する討論にしてくださいね。

3番（山本辰見君）

前提として、一定国の方向性の問題とか今の問題を少し触れて討論しますので、そんなに長くありませんから、よろしくお願いします。

今の問題、いま一度防災に対する取り組みを勉強することになりました。そして再認識することが求められております。私たちは、各区にある町の備蓄資材も含めて、美浜町から提供できる資材について早く申し出ることが大事なだと申し入れをしたいと思います。町内で必要な分は補正予算を組んで、後で手配することでも現地への支援を強化することを求めます。

このことは、どうしても私は討論に参加する中で触れておきたかった問題であります。

日ごろは、町職員の皆さんには、奉仕者の立場から住民の……。

議長（谷川梅太郎君）

山本議員、何度も申し上げますけれども、議案に対する討論をお願いします。

3番（山本辰見君）

私も先ほど言いました。このような国の方向の問題、国の予算のことがあって町の予算が影響を受けるわけですから、少し指摘しなければならないことがあります。そう長くありません。なぜそんなに時間を気にするのですか。

議長（谷川梅太郎君）

長いですよ。あなたはそう思っているけど、みんな長く感じていますよ。

3番（山本辰見君）

そんなに30分も1時間も討論するつもりはありません。少しでも時間をいただきたいと思っています。

まず最初に、日ごろは、町職員の皆さんは奉仕者の立場から住民の命と暮らしを守り、町行政の発展のために御尽力なされていることに、まず感謝を申し上げます。

そして一昨年の総選挙結果によって、それまで長く続いてきた自民党中心の政権から、民主党の政権交代が行われました。

議長（谷川梅太郎君）

議題外じゃないですか、今のは。

3番（山本辰見君）

私たちもこの政権のもとで2回目の予算議会となっております。

議長（谷川梅太郎君）

発言をとめますよ、それ以上続けますと。

3番（山本辰見君）

それでは、具体的な討論に入ります。

議長（谷川梅太郎君）

では、討論に入ってください。

3番（山本辰見君）

歳入についてであります。

私は、先ほども指摘したように、このような国の方向があって、初めて美浜町の予算を検証するわけですから、今、議長からカットのことがありましたけど、非常に心外であります。

総予算は昨年とほぼ同額であります。防災設備の町債が減少する中においても、町の自主財源は繰入金をやし、昨年並みの予算を組んであります。基金の目減りは大丈夫なのか、心配するところであります。一方、町民税の収納では、厳しい経済環境にもかかわらず、職員のさまざまな手だてを講じていただき、滞納の解決に向けて職員が努力されていることは本当にありがたいことだと思います。

歳出の面で申し上げます。

昨年より前進している面がありますので、最初に評価しておきたい点が幾つかあります。その第1点目は、保育園児の保育料の見直しであります。子育てに苦勞してみえるお母さん方に本当に喜ばれております。また、子供の医療費の無料化制度の年齢拡大を決断されたことは、これまで22年度までは知多管内の中でおくれた分野でしたけれども、大きく前進しました。さらに、これまで償還払いだったものが、入院・通院ともに窓口負担がなくなったことも大変喜ばれます。もう1点は、河和駅前の駐輪場改修工事費の問題。地主さんの御協力も得られたこともありますけれども、これまで手狭で改修の要望が本当に強くありました。

子宮頸がんワクチンや肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの予防接種に対する補助金、中身は委託料となっておりますけれども、国の予算がついたこともきっかけになりましたけれども、新しい取り組みとして評価していきたいと思います。ただ、国の予算組みが23年度限りとなっておりますので、国に対し予防接種事業を国の制度として格上げし、さらに継続すること。高齢者の肺炎球菌についても助成なり国の制度にできるように、私たちも議会から発信したいと思いますけれども、美浜町からもぜひ大きく声を上げていただきたいと思います。

さて、歳出の面で予算の款ごとに幾つか課題がありますので、指摘していきたいと思います。

2款総務費の19節負担金、リニア中央新幹線建設促進期成同盟、伊勢湾口道路建設促進期成同盟については、さきのこの事業は民間企業の事業でありますし、建設に向けて方向が既に示されました。また、伊勢湾口道路の課題は、国の財政が破綻している中、何十年も前の計画に相変わらずしがみついている、国民からは見放されている無駄な大型公共事業の最たるものです。本予算から削除することを求めます。また、款は違いますが、土木費、都市計画総務費の中にあります名浜道路推進協議会負担金についても、同様の理由で削除を求めます。

このような事業のことよりも、多くの町民が望んでいるのは、子供たちの通学路に指定されている国道にさえ安全対策の歩道がほとんどない、何とかしてほしい。また、身近な生活道路の整備に力を入れてください、こういうことではないでしょうか。

同じく総務費の賦課徴収費の負担金の中、知多地方税滞納整理機構の問題であります。ここで指摘したいのは、美浜町の滞納の取り組みは近隣市町よりも積極的に町民の側に立ち、改善に努力されていることは、歳入の面でも私は評価しました。この滞納整理機構の問題、説明では収納率向上の勉強会のようなものだと言われましたけれども、他の市町の中でも同様に心配が出ております。例えば国民健康保険税の徴収に当たり、資格証明書や短期保険証が多数発行されておるようです。この件についても、美浜町のようないい例ではなくて、住民の実態を無視した強制徴収につながるのではないかと危惧するところであります。

7目の交通安全対策費について、地元根づいた感のあります日本福祉大学の自治会からも、私も直接要請されました。通学路のみならず、町をもっと本当に安全に明るくしてほしい。もう二十数年たつわけですがけれども、大学が美浜町から逃げていかにないように、防犯灯の増設、LED化など予算をもっとふやして、より積極的に取り組んでいただきたいと考えます。

4款衛生費ですがけれども、環境美化事業の中で、委員会でもちょっと質問、指摘もしました。住宅の垣根や植え込みが道路にはみ出しているところの指導、町全体をパトロールし、改善のための手だてに予算を計上されたいと思います。さらには、美浜町の職員が、この件だけではありません。美しいまちづくりのための、私は職員そのものはモニターではないかな、こう考えるわけです。私たち議員も努力しますがけれども、町職員が町じゅうにもっと目を光らせて、これらの改善策をぜひ打ち出していきたいと思います。

3款の民生費の2目老人福祉費扶助費にありますが保養施設利用助成事業、私は一般質問でも取り上げました。町独自の事業として老人福祉センターのような設備の創設を望むところでありますけれども、体制が整うまでの間、現在の2枚をぜひもとに戻していただきたい。今の利用状況から見ても約250万ぐらいあれば3枚に戻せるんじゃないかな、こう考えます。款は飛びますけれども、土木費都市計画費の中で社会資本整備の総合計画を検討する段取りになっております。今の老人福祉センターを位置づけられませんかでしょうか。

敬老事業のあり方ですがけれども、各地域において自主的にとなっておりますけれども、長年の本当に美浜だけじゃなくてこの国を支えてきた高齢者の方々、御苦労へのねぎらいと長寿を祝うことは、同じ美浜町民でありますので、ぜひ条件が一緒でありたいと考えます。

4目の福祉医療費、20節扶助費の中で、不妊治療費について所得制限があります。お子さんを授かりたいというお気持ちは、所得の多い少ないで区分けできるものではないんじゃないかと考えます。所得に応じた町民税をそれぞれが負担しているから、ぜひこの所得制限を外してもいいのではないかと考えます。

7款商工費であります。14節の海水ポンプ使用料ですが、一般質問、委員会質疑でも指摘しましたけれども、この23年度予算の12万の予算立ては、21年度、22年度2年間にわたって正常化が図られていないことを何とかして解決したい、こういう意欲が私には全く感じられておりません。ぜひこれは早い段階で、途中でもいいですから改善していただきたい、こう考えます。

8款の土木費、都市計画費でございます。遊歩道公園事業、並びに美浜町交流拠点事業の基本構想策定など、この事業一面では町の活性化を図る、美浜町をPRすることとなっておりますけれども、今、まちづくりの中で町民の方々がこれよりもぜひと望んでいることは、派手な公園整備事業などよりも以前に、買い物難民と言われるような近くに買い物できるところが欲しい。それから、次の美浜を担うような若い人たちが近隣市町へ出ていっている、ぜひ戻ってきたくするような施策を持って、子育てしやすい環境をどうつくるのかということではな

いでしょうか。

土木費の中の住宅管理費でございます。町営住宅の福祉対応改善工事は、いわゆる御高齢の利用者の方々に配慮した改修工事でありますけれども、この予算と関連して、建築後、年数のたっている町営住宅の建てかえを西部地区への町営住宅の建設とあわせて、ぜひ検討していただきたいと思います。

3目の美浜柿谷特定区画整理事業補助金でございますけれども、22年度で保留地が完売したとの報告でありました。事業清算に向けて、組合任せでなく町としても抜本的な対応が求められると思います。

河川費の排水路維持費、ここに入るのか、また違う項目になるかと思えますけど、まだまだ排水路の口があいて、ぜひこれを直してほしいという要望がたくさんございます。この予算の枠で大丈夫なのか、本当に心配しているところであります。

9款の消防費、災害対策費、同報無線整備工事等ですが、1回目の試験放送では設備の近くであったにもかかわらず、外に出て聞いていた方が、うちの中じゃなくて表で聞いたようですけれども、音声聞き取れなかったというような声が住民から寄せられております。4月に運用開始がなりますけれども、スタートと同時に全町での地域にアンケート等いろんな方法があろうかと思えます。放送が届かないところがあるとすれば、整備の見直しを含めて本当に拡充していただきたいと思えます。あわせて、室内で設備が整っていない家庭への戸別受信機についても、計画を前倒しするぐらいの決断を希望するものであります。

最後です。財政が厳しいのは国からの影響が本当に大きく、どの町も状況は同じであります。もっと国に対して意見、要望を伝えていかなければなりませんし、それを理由に住民サービスがあれこれ低下することは許されません。自治体本来の責務である住民の福祉向上、命と暮らし・財産を守るために、職員一丸となって町政の運営に当たられるよう要望し、以上をもって、日本共産党を代表して、また町民の声を代弁して反対討論を終わります。前半の方で少し言い足りなかったことがありますけれども、以上で終わります。

議長（谷川梅太郎君）

ほかに討論はありませんか。島田君。

12番（島田昭夫君）

議案第19号、平成23年度美浜町一般会計予算につきまして、賛成の立場から討論いたします。

私、簡潔に申し上げまして、説明不足だとおしかりを受けるかもしれませんが、簡単に賛成を述べたいと思います。

山下町長1期目の町政を終え、いよいよ2期目へと突入、力強い船出となる初年度の予算編成となりました。小職、今議会の質問にも予算1本に絞っての質問をさせていただきましたけれども、町長の全体にわたる自信あふれる答弁に非常に感銘し、自信を持ったものでございます。

まず山下町長の基本理念であります行財政改革の緊縮予算、あるいは身の丈に合った予算を標榜し、それを着実に実行しているということは、大いに評価できるであろうかと思えます。

本年予算も総額70億1,600万円、昨年が70億7,000万円、5,400万の減でございます。この予算には子ども手当約5億円が含まれておりますので、実際美浜町の予算としましては65億から66億と言えるのではないかと。山下町長が町長になられて1回目の予算は前年度分からの引き継ぎ、その次も多少残影が残っておりますので、実際3年前に編成された山下町長の予算がたしか66億だったと記憶しておりますが、子ども手当を抜いたことし、昨年の予算を見ますと六十五、六億ということで、緊縮予算は堅持されているのではないかといいたいと思えます。以前、以前といいますと、町長以前の予算と比較すると、5ないし6億円の節約になっているのではないかといいたいと理解できるのではないだろうか。このような厳しい中であって、行政サービスの質と量を考え、

少子化対策として、実施は少し先であります。布土保育所での乳児保育の実施、それから子供通院医療費対象年齢の引き上げ、子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌の無料接種、80歳以上の高齢者肺炎球菌ワクチン無料接種等に約4,000万円を計上。

防災対策では、昨年大物は済みましたが、本年にも多少残っております。同報無線の設置は、まさに時宜を得た施策ではないかというぐあいに思います。

そして、長年、地元より強い要望のあった河和中学校の柔剣道場、木工金工教室の建設実現と評価できるものが多くございます。

このように、結構思い切った施策が実施されるのでありますが、では美浜町の財政の実態はどうなっているのかということですが、詳しく説明する時間がございません。基金の問題、それから経常収支比率の問題、それから公債費の返済問題等々、順調に推移しておると先般の町長の回答でございました。やはりこういったことは、ようやく実を結びつつあるのではないかとこのぐあいに思っております。

しかし、一つだけ私気になることがございまして、それは今後の要望というぐあいに考えていただいて結構かと思っております。やはり人件費の問題であります。非常に歳入が厳しい中で、人件費は全くの固定費でございます。入りが減ることによって、やはり固定費というものは確実に大きい部分を占めていくと、こういったことも含めまして、今後ずっとしりとのしかかってくるのではないかと。ぜひ人件費全体という見方、それからいつも私申し上げておりますが、物件費の中における人件費的性質のもの、これと両方を十分精査していただきまして、今後の対応をとっていただきたいというぐあいに思います。これは、すぐにできる問題ではない。やはり長期的な展望の中でやっていかないと、職員の方たちが大変迷惑をこうむることであります。これは非常に長いスパンでの対応をぜひお願いしたいというぐあいに思います。

それと終わりになりますが、ただいまの日本の状況、非常に国が揺れてございます。今後の予算等々につきましても、恐らく年度内にいろんな変更が来るということが予測されます。その事態に至って、適正なる対応をぜひお願いするものであります。要ることについては要るわけでございますが、節約することについてはやはり節約をしていくべきであろうというぐあいに考えております。23年度美浜町一般会計予算は、全般において適正な予算であると評価するものであります。議員諸君の賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。終わります。議長（谷川梅太郎君）

ほかに討論はありませんか。千賀君。

7番（千賀莊之助君）

簡潔に行います。

賛成の立場から討論をさせていただきます。

美浜町の現在の行政は、国からの交付金がなければ現状の維持の予算編成ができないと思います。そういった点におきまして、山下町長はきめの細かいところまでよく精査されてやってきていただいております。そういった点について、今後とも頑張っていただきたいと思うんですが、ただ1点だけお願いをいたしておきます。

昨年、農産物の販売におきまして、温室ミカンをシンガポールの方へ商売といいましょうか、そういった形で行かれて不成功に終わったということの中で、私は継続をしてやっていただきたいということを意見として述べさせていただいておりますが、その点だけ、何分にいたしましても、最後は町の中でのお金で対応できると。そういった形づくりをしっかりと続けていっていただきたい。そういったことを申し上げまして、討論とさせていただきます。終わります。

議長（谷川梅太郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって討論を終わります。

これより、議案第19号、平成23年度美浜町一般会計予算を採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手多数であります。よって、本案は各委員長の報告のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。再開を午後1時30分とします。

〔午後0時01分 休憩〕

〔午後1時30分 再開〕

議長（谷川梅太郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第20号 平成23年度美浜町国民健康保険特別会計予算から

議案第22号 平成23年度美浜町介護保険特別会計予算まで3件一括

議長（谷川梅太郎君）

続いて、日程第9、議案第20号、平成23年度美浜町国民健康保険特別会計予算から議案第22号、平成23年度美浜町介護保険特別会計予算まで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 鈴木美代子君 登壇〕

文教厚生常任委員長（鈴木美代子君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第20号、平成23年度美浜町国民健康保険特別会計予算、議案第21号、平成23年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算、議案第22号、平成23年度美浜町介護保険特別会計予算の3議案は、審査、採決の結果、3議案とも全員賛成で可決となりました。

なお、議案第20号の審査において、国保料改定により値上げになる世帯数は把握しているかという質問があり、世帯数での試算はしていない。資産のない世帯は値上げとなる。所得が100万から110万の人は下がる。個々の状況により変わるので、一概には言えないとの答弁がありました。

他の2議案は、質疑はありませんでした。

また、3議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

委員長の報告が終わりました。

これより、順次ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第20号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。鈴木君。

4番（鈴木美代子君）

議案第20号、平成23年度美浜町国民健康保険特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

23年度から国保税条例を改定することで町民にどんな影響があるか、まだ具体的には正直わかりません。しかし、資産割が高いという住民の声にこたえて町当局が改定に応じたことは評価できていると考えています。改定の結果、どうしてもふぶぐあいが生じた場合は、改善の検討をちゅうちょなく実施していただきたい。また、納税者に対する対応も今までどおり慎重に、分納も含めて相談に乗ってもらいたい。短期証、資格証明書の発行も、住民の厳しい立場を配慮して、極力抑えるようお願いする。

最後に、町として国に対して補助率をもとに戻せとの声を大にして発言することを要望し、討論を終わります。以上です。

議長（谷川梅太郎君）

ほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第20号、平成23年度美浜町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。鈴木君。

4番（鈴木美代子君）

議案第21号、平成23年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算に対して、反対の立場で討論いたします。

後期高齢者医療が始まったとき、一部の町職員の口から、後期高齢者医療は美浜町にとってはありがたい制度と言われしました。それは、保険料に資産割がないため、その分保険料が安くなる人がふえたということでしょう。しかし、後期高齢者医療は町民一人ひとりに保険料を払う義務が生じたため、夫婦で健在だと2人分払っていかねばなりません。割高で大変だという声も返ってきています。

かつての日本は、お年寄りの長寿を喜ぶ優しい風潮がありました。今のお年寄り、長生きしていることに気兼ねをしています。私たち日本共産党は、後期高齢者医療制度は撤廃して、お年寄りが安心して医者にかかれる制度を時間をかけてつくるべきであると訴えています。また、75歳以上のお年寄りの医療費の窓口負担をゼロにすることを検討すべきだと強く訴えます。以上です。

議長（谷川梅太郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第21号、平成23年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。鈴木君。

4番（鈴木美代子君）

議案第22号、平成23年度美浜町介護保険特別会計予算に対して、反対の立場で討論いたします。

昨年夏実施した私たちの町民アンケートの結果からも、高齢者の年金、特に国民年金の平均額は月4万円前後で、収入が少なく生活がぎりぎりであるという声がありました。多くのお年寄りがこの収入の中で介護サービスを受けているということで、介護サービスを抑制している状況が見られます。お年寄りが安心して介護サービスを受けられるように保険料、利用料の減免などを考えるときではないでしょうか。戦前、戦後を生き抜いて、今の日本を支え貢献してきた私の身近なお年寄りたちの生活は、今でもつましく、介護サービスはお金がかかるからと極力少なくしています。このお年寄りたちが安心して介護サービスを受け、老後を暮らしていけるように、保険料、利用料の減免制度を実施するよう求めて、反対討論を終わります。

議長（谷川梅太郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第22号、平成23年度美浜町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第23号 平成23年度美浜町土地取得特別会計予算から

議案第25号 平成23年度美浜町水道事業会計予算まで3件一括

議長（谷川梅太郎君）

日程第10、議案第23号、平成23年度美浜町土地取得特別会計予算から議案第25号、平成23年度美浜町水道事業会計予算まで以上3件を一括議題とします。

以上3件について、経済建設常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔経済建設常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

経済建設常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第23号、平成23年度美浜町土地取得特別会計予算、議案第24号、平成23年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算、議案第25号、平成23年度美浜町水道事業会計予算の以上3件の議案については、順次、審査、採決の結果、全員賛成により可決されました。

なお、3議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

議長（谷川梅太郎君）

委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第23号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第23号、平成23年度美浜町土地取得特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第24号、平成23年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第25号、平成23年度美浜町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議会閉会中の継続調査事件について

議長（谷川梅太郎君）

日程第11、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長あてに、各委員会委員長より議会閉会中の継続調査事件の申し出がありましたので、一覧表としてお手元に配付しました。

お諮りします。各委員会委員長より申し出のとおり議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決しました。

ただいま、江元梅彦君ほか6名から、地方自治法第135条第2項の規定により、石田秀夫君に対する懲罰の動議が提出されました。

お諮りします。この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 石田秀夫君に対する懲罰の件

議長（谷川梅太郎君）

追加日程第1、石田秀夫君に対する懲罰の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、石田秀夫君の退場を求めます。

石田君、退場してください。

〔5番 石田秀夫君 退場〕

議長（谷川梅太郎君）

提出者の説明を求めます。

江元梅彦君、説明願います。

〔6番 江元梅彦君 登壇〕

6番（江元梅彦君）

では、早速でございますが、議員、石田秀夫君に対する懲罰動議提出について説明をさせていただきます。

発議者、美浜町議会議員、江元梅彦、同じく山本又市議員、斎藤尚弘議員、磯部輝次議員、鈴木美代子議員、島田昭夫議員、杉浦剛議員。議会運営委員会委員全員の発議でございます。

議員、石田秀夫君に対する懲罰動議。次の理由により議員石田秀夫君に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び美浜町会議規則第109条第1項の規定により、動議を提出いたします。

提出理由につきましては、3月17日の本会議において議会運営委員会の決定に背いて謝罪文を提出しなかったばかりか、発言を約束していた謝罪の言葉を拒否した。また、本会議で議決された陳謝の懲罰で議長に陳謝文の朗読を命令されたにもかかわらず、朗読を拒否したことは、神聖なる議会の議決をないがしろにし、議会に対する重大な侮辱であるので懲罰を求めるものでございます。

以上で提出の理由説明を終わります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

これより、ただいまの議題に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。懲罰の議決については、美浜町議会会議規則第110条の規定により、委員会付託を省略することができないとされております。よって、本件については、さきに設置された懲罰特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、本件については懲罰特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

ここで石田君の入場を求めます。

〔5番 石田秀夫君 入場〕

議長（谷川梅太郎君）

ここで暫時休憩とします。なお、議会の再開は放送でお知らせいたします。懲罰特別委員会委員長は、早急に委員会の開催をお願いいたします。

〔午後1時50分 休憩〕

〔午後4時50分 再開〕

議長（谷川梅太郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りします。ただいま4時50分であります。本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することにします。

追加日程第1、石田秀夫君に対する懲罰の件を続けます。

地方自治法第117条の規定により、石田秀夫君の退場を求めます。

〔5番 石田秀夫君 退場〕

議長（谷川梅太郎君）

本件について、懲罰特別委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔懲罰特別委員長 江元梅彦君 登壇〕

懲罰特別委員長（江元梅彦君）

では、石田秀夫議員に対する懲罰の件について御報告を申し上げます。

懲罰特別委員会は、本日2時から役場3階第1委員会室におきまして委員全員出席のもとに、当委員会に付託となりました事件を審査いたしましたので、その結果を御報告いたします。

審査は、石田秀夫君の一身上の弁明を受け、さらに石田秀夫君に対して質疑を行いました。その後、懲罰を科すべきかどうか、あるいは懲罰を科すべきとした場合、どの種類の懲罰にすべきかを慎重に審査した結果、全員賛成により懲罰を科すべきものと決定をいたしました。懲罰の種類につきましては、除名の懲罰とすることで全員賛成により決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

議長（谷川梅太郎君）

委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（谷川梅太郎君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより石田秀夫君に対する懲罰の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は、石田秀夫君に除名の懲罰を科すことでもあります。議員の除名の表決については、地方自治法第135条第3項の規定により、議員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の同意を必要とします。出席議員は、ただいま14名であります。議員の3分の2以上であります。また、出席議員の4分の3は11名であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（谷川梅太郎君）

挙手全員であります。よって、石田秀夫君に除名の懲罰を科すことは可決されました。

石田秀夫君の入場を求めます。

〔5番 石田秀夫君 入場〕

議長（谷川梅太郎君）

ただいまの議決に基づき、これより石田秀夫君に懲罰の宣告を行います。

石田秀夫君に除名の懲罰を科します。

石田秀夫君、退場を求めます。

〔石田秀夫君 退場〕

議長（谷川梅太郎君）

ここで報告します。

3月4日の一般質問での石田秀夫君の発言が不穏当かどうかについては、議長において後刻調査の上、措置することといたしますので、御了承願います。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これにて平成23年第1回美浜町議会定例会を閉会します。御協力ありがとうございました。

〔午後4時56分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年3月17日

美浜町議会

議長 谷川 梅太郎

議員 江元 梅彦

議員 磯部 輝次